

四條畷市史資料 第一集

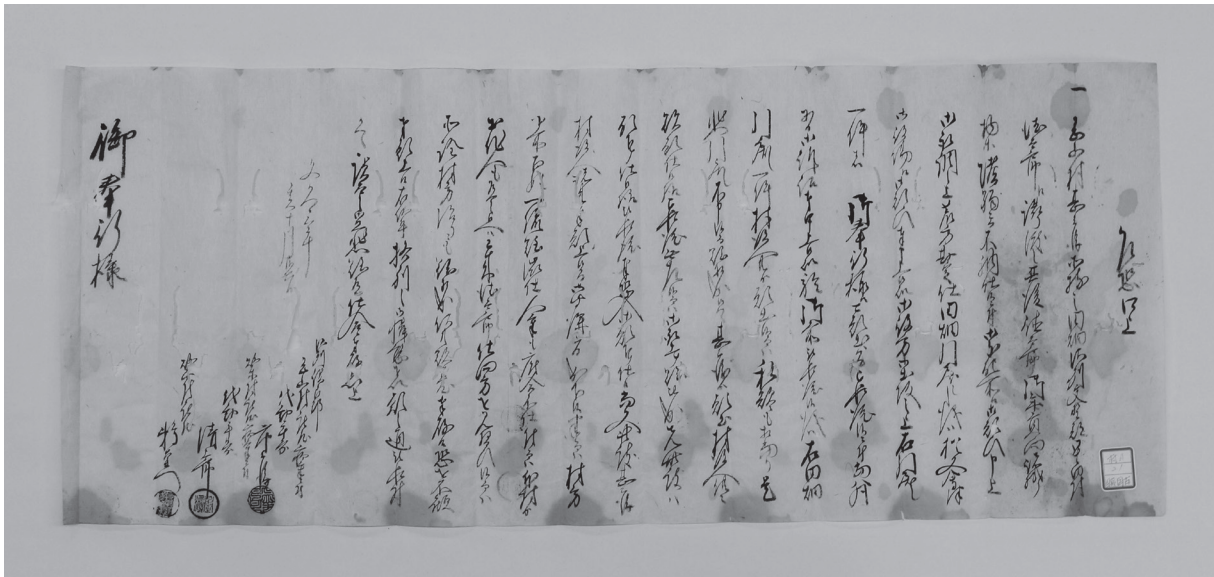
河内国讚良郡岡山村文書

— 図書館収集文書目録 —

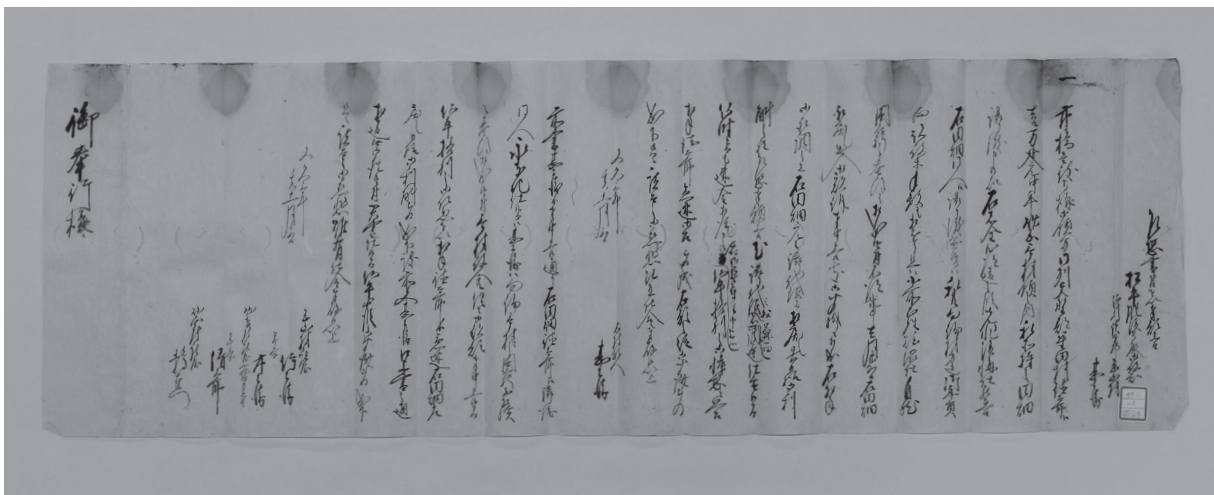
令和五年三月

四條畷市教育委員会

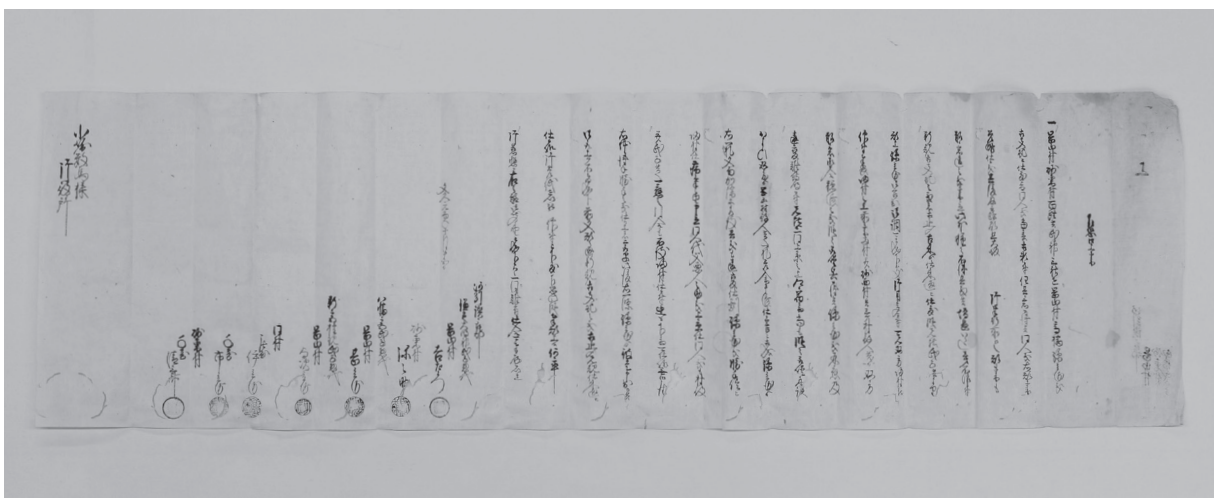
卷頭写真図版 1



1. 村役人方徳太郎へ田地取戻し願 (村 A 21)

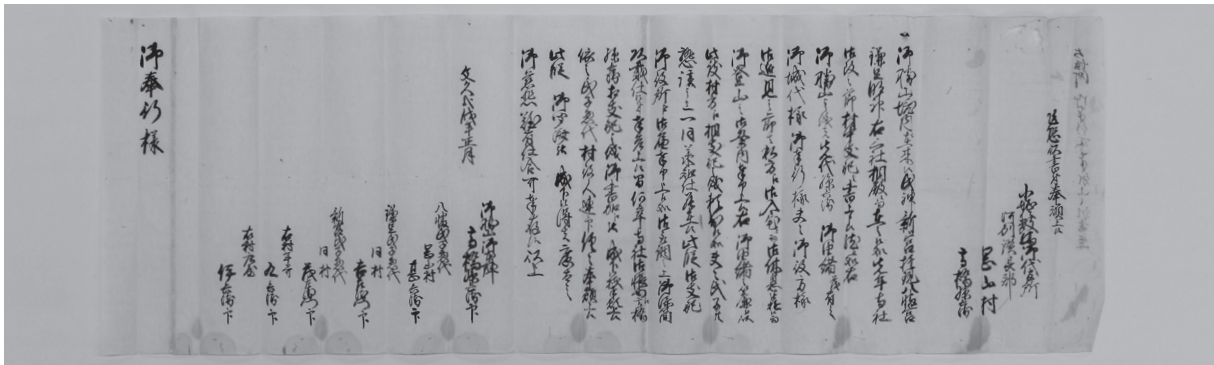


2. 甚兵衛方徳太郎へ田地取戻し願 (村 A 23)

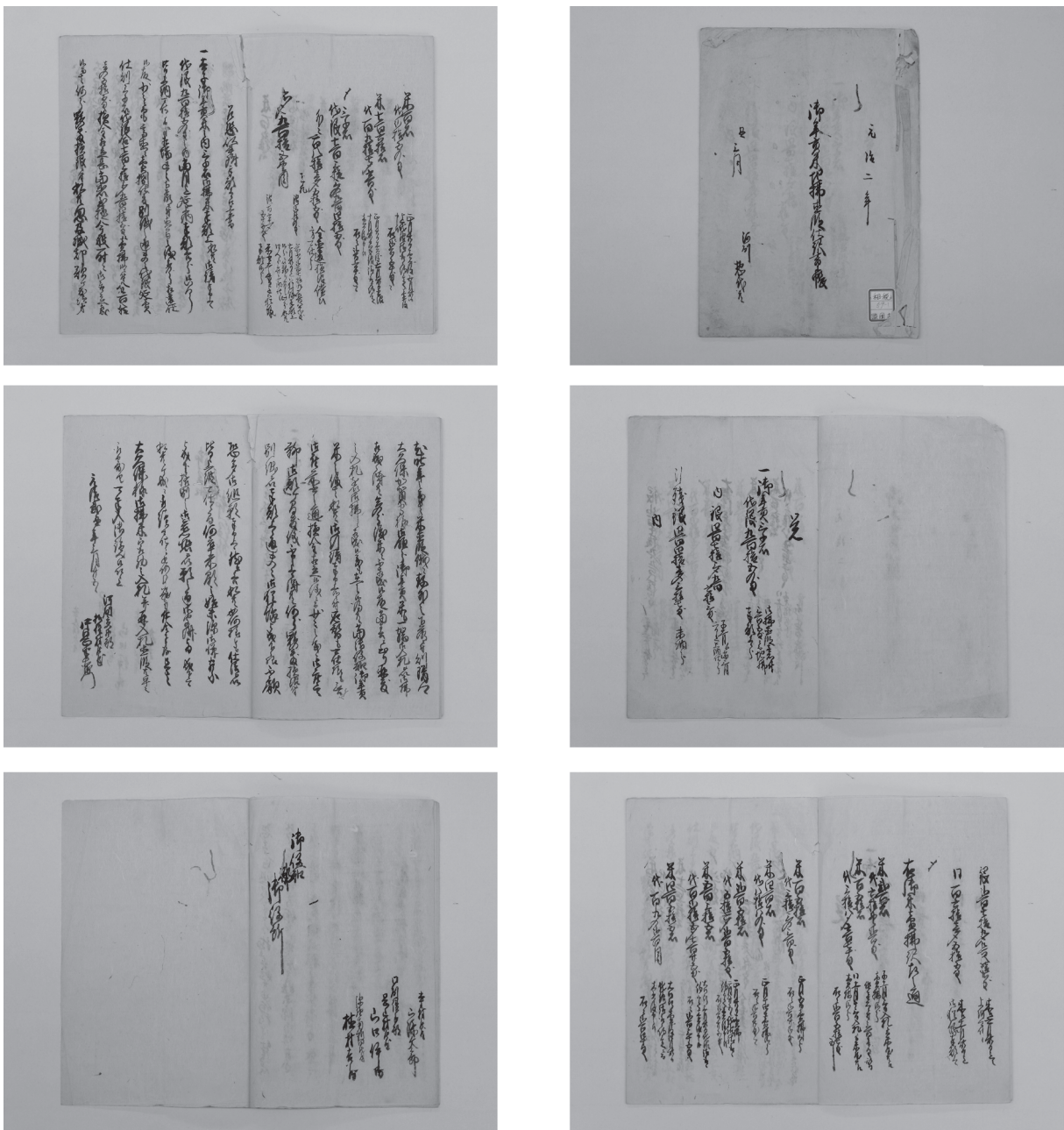


3. 高橋孫兵衛氏神三社相支配願差止願 (宗教10)

卷頭写真図版 2



1. 高橋孫兵衛氏神三社相支配願 (村A番外2)



2. 御年貢米地払直段仕訳書上帳〔会津藩役知年貢在払い〕 (租税59-1)

例 言

一、本書は、四條畷市史資料の第一集『河内国讃良郡岡山村文書』である。本書には、四條畷市立図書館が平成十年代に一括購入し、市史編さん事業の移管により文化財所管課が管理を引き継いだ文書群（「図書館収集文書」）の報告を掲載する。本文書群は、以下の複数の文書群を合一したものである可能性が高い。

・河内国讃良郡岡山村山口伊兵衛家文書

・河内国讃良郡蔀屋村山口米太郎家文書

・河内国讃良郡三箇村中川家文書

・河内国茨田郡黒原村乾家文書

・河内国高安郡神立村辻井家文書

二、掲載している目録は、山中浩之が作成した。ただし、分類番号は平成十年代に古文書を読む会が札幌耕三の指導のもと作成したものである。

三、翻刻は根幹文書群である河内国讃良郡岡山村山口伊兵衛家文書を中心に抜粋して掲載した。掲載している翻刻の大半は山中浩之がおこなった。一部は、平成十年代に古文書を読む会の構成員が札幌耕三の指導のもとおこない、山中が原本照合のうえ掲載した。翻刻末尾に付した解説の執筆は、山中がおこなった。

四、本書は、四條畷市文化財保護審議会委員・四條畷市史編さん委員 山中浩之の監修指導のもと、四條畷市教育委員会スポーツ・文化財振興課上席主幹兼主任 村上 始の指示に基づき、主任 實盛良彦、事務職員 田中香里が編集をおこなった。

本文執筆は、山中浩之、實盛良彦がおこなった。文責者は各文末に掲載している。

五、文書および記録した写真等は四條畷市教育委員会が保管している。

目次

巻頭写真図版

例言

目次

第一章	図書館収集文書の来歴と整理の経緯	7
第二章	岡山村について	8
第三章	文書目録	11
第四章	史料翻刻	47
【支配】		
1	分銅員数調(村A(岡山村)1)	48
2	淀助郷免除願(村A・番外1)	48
3	草津宿助郷免除願(村A30)	49
4	木挽職用命断り願(村A・番外3)	51
【村】		
5	費え品々菓子類売買差留請書(村A(岡山村)4-1)	52
6	嘉永六年村小入用帳(村A(岡山村)10)	52
7	親族間相互扶助嘆願書(村A22)	54
【治安】		
8	子供野井戸落込み落命届書(医療1)	56
9	牢人徘徊取締并火事人足取決め一札(村A・番外4)	56
【水利】		
10	孫兵衛田地普請により寝屋川筋へ土砂堆積、川下村々迷惑につき詫び一札(土木・建築1、なお土地6文書も同内容)	58
11	新池水掛ケ取決め一札(土木・建築2)	59

【土地争論】

- 12 「甚兵衛」徳太郎へ譲り田地取戻し願一件
- 12 1 甚兵衛」星田村徳太郎へ譲り田地取戻し願（土地・番外2）
- 付・田地譲り証文二通（村A20）
- 12 2 村役人」徳太郎へ田地取戻し願（村A21）
- 12 3 甚兵衛」徳太郎へ田地取戻し願（村A23）
- 12 4 田地取戻し願濟口日延べ願（土地12）
- 13 質地田地売払い出入（土地13）

【宗教】

- 14 役行者堂祠堂銀借用二付田地質入一札（宗教1）
- 15 「高橋孫兵衛氏神相支配願一件」
- 15 1 高橋孫兵衛氏神取払い東照宮造宮願二付伺（岡山村「諸願書写帳」所収）
- 15 2 高橋孫兵衛氏神相支配二付氏子中と取決約定（岡山村「諸願書写帳」所収）
- 15 3 高橋孫兵衛氏神相支配願に対し氏子中不服二付砂東庄屋鵜右衛門へ取曖指示（岡山村「諸願書写帳」所収）
- 15 4 高橋孫兵衛氏神三社相支配願差止願（宗教10）
- 15 5 高橋孫兵衛氏神三社相支配願（村A・番外2）
- 15 6 高橋孫兵衛氏神三社相支配願一件経緯并差止め願下書（宗教12）

【年貢并貯夫食】

- 16 貯夫食鼠喰い補修願（凶荒・救恤1）
- 17 年貢勘定并納入入用、百姓疑惑二付天保度以来取調之上、和談一札（年貢番外1）
- 18 会津藩（京都守護職）役知につき年貢延納願取り下げ届（租税55）
- 19 会津藩役知年貢、大坂相場により大阪上納願（年貢番外2）
- 20 会津藩役知年貢二付村々在払い願（租税34所収）
- 21 在払い早々御達しの程再願（租税34所収）
- 22 在払い三千石承諾二付村々一石三〇五匁で買得の旨口上（租税34所収）

23 会津藩役知年貢の内三千石在払い二付、代銀上納日限通達（租税34所収）	78
24 会津藩役知年貢の内三千石在払い米売払い勘定帳（租税59所収）	79
25 会津藩役知在払い米代銀上納日延べ願（租税59所収）	80
【人別送りと婚姻・離縁・養子】	
26 人別送り証文（婚姻）（戸口人別2）	82
27 人別送り証文（不縁）（戸口人別19）	82
28 人別送り証文（養女）（戸口人別32）	83
付・人別送り証文一覧表	84
第五章 河内国讃良郡岡山谷の水車について	85
奥付	

第一章 図書館収集文書の来歴と整理の経緯

一．文書の来歴

図書館収集文書は、平成十年代に、当時四條畷市史編さん事業を所管していた四條畷市立図書館が一括購入した文書群である。その際は、市民より古書店の目録に現四條畷市域にあたる讚良郡域の古文書が掲載されている旨の連絡があり、内部で検討の結果購入するに至ったものである。

その内容からはいくつかの旧家に伝来した資料を古書店側で合わせて販売したものとみられるが、根幹をなしているのは市内岡山地区の、山口伊兵衛家文書とみられる一群である。山口伊兵衛家は文書の内容から江戸時代末に讚良郡岡山村の庄屋を務めたとみられ、岡山村の村政運営を顧みるうえで重要な史料群である。

加えて、讚良郡蔀屋村の山口米太郎家文書とみられる一群も含まれている。山口米太郎家は江戸末期に蔀屋村年寄を務め、米太郎は後に甲可村村長や、北河内郡会議員を務めている。その内容は近世く近代の地域史に重要な情報を含んでいる。

他に、現寝屋川市域にあたる茨田郡黒原村の乾家、現大東市域にあたる讚良郡三箇村中川家の文書群を含んでいるようであり、北河内地域一帯の歴史を紐解くうえで貴重な資料と言えるだろう。

二．整理の経緯

当文書群の整理作業は、平成十年代の図書館での購入後に市内の市民団体である「古文書を読む会」によって開始された（同会が大阪市内の

西井家文書の整理を終了した平成一五年以降に開始した可能性がある）。整理は会の講師を務めた札埜耕三氏（一九二八年生。翻刻に『久貝因幡守正典初期歌集』二〇一〇がある。故人）の指導で、各文書を内容別に分類し、年代別に並べ付番する手法で進められた。一部未整理文書を残し大半の整理が終えられ、さらに翻刻作業に着手したが、諸事情により中断した状況であった。

その後、平成二四年度に市史編さん事業が文化財担当課（当時は社会教育課）へ移管され、当文書群の管理も引き継がれた。四條畷市では同年より市史編さん事業として市史五・六巻の刊行事業を開始し、当文書群の再整理を計画した。平成二八年六月より山中浩之氏を市史六巻の調査研究執筆者の一人として迎え、再整理作業をおこなった。

再整理は基本的に古文書を読む会の分類を踏襲して分類名を一部改め、当初の整理で付番された文書番号は錯誤のあったものを除きなるべく変更せずに作業を進めた。新文書があった場合はその番号の続き番号を振った。当初整理で同一番号が振られた別種の文書がある場合があったため、その際は枝番を付して弁別した。

再整理時の文書の翻読および目録作成は山中浩之氏がおこない、市教育委員会でごく一部を補完した。その内容に基づき市教育委員会で収納作業をおこなった。収納は各文書を基本的に一点ずつ内容物の情報を書き込んだ中性紙封筒に入れ、分類ごとに中性紙保存箱に収納した。

（實盛良彦）

第二章 岡山村について

この史料集に収録した文書はほぼ幕末期の岡山村に関係する文書である。参考のため幕末期岡山村の概要について記しておく。詳しくは『四條畷市史』第六巻民俗編(三八頁〜一一八頁)を参照願いたい。

岡山村は生駒山系からつながる忍岡丘陵を東部に含み、西方の平坦部に耕地が分布し、北の讚良川、南の岡部川によって挟まれた東西に広がる村である。平坦部東端に東高野海道、西側に枚方道が南北に通っていた。東側丘陵部の赤山には役行者堂があり、もとは氏神三社もここに鎮座していた。西側中心部の小山忍岡は御勝山とよばれ、家康秀忠が大坂夏の乱のとき陣地をおいた由緒地となっており、江戸期半ば以降には氏神もここに遷座されていた。(なお赤山役行者堂も近代に入って開発のためここに移されている)。その小山の周囲に中心集落が形成されたが、その中でひととき大きな屋敷であったのが、陣所るとき「台所役」を勤めたという高橋孫兵衛家であった。高札場と郷蔵もその家に接して設けられていた(図2)。

岡山村の村高は四五九、九九一石(反別三二町四反一畝二五歩)で、そのうち田は七八%を占めていたが東側丘陵部の「山田」も相当部分を占めており水利や土壌すべてが良好というわけではない。田のうち八割は稲作だが、二割は木綿作だと記されている(弘化五年明細帳)。また一つ問題なのは隣村の砂東・砂西村と岡山村はもとは一つの村であったのが、元和年間に三か村に分れたものの、村の耕地は三か村の間に入組んだ錯雑状態にあったことである。そのため土地や用水や氏神などに絡んだ問題は三か村共に関係するものとして、「砂岡三ヶ村」という表記

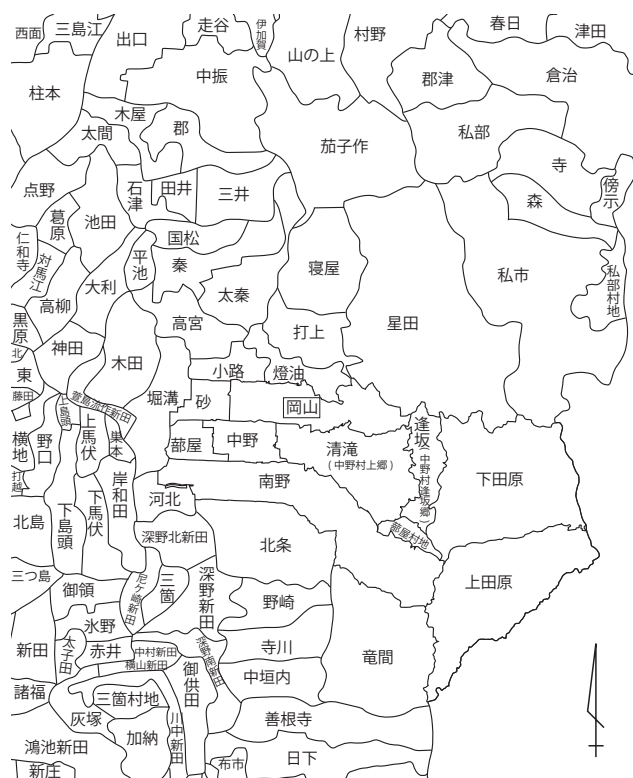


図1 岡山村周辺村々分布図
明治22年8月31日(市町村制施行直前)
(『大阪百年史』1968年の付図を参考に作成)

で三か村一体で対応している事が多くみられる。用水はすべて池掛りといい、北ノ大池(新池)・新間池・鳥が池・蜻蛉池などの溜池に頼り、南北の河川からの引水は他村が優先権を持ち岡山村の利用は一部に限られていた。

弘化五年(一八四八)、家数は一一一軒、うち四八軒高持、五〇軒無高とあり、無高の多さが目を引く。人口は五〇九人(男二四六・女二六八)であった。注意されるのは家数の内「拾四軒 庄屋年寄長百姓家」とあることである。これは村役人層の家がこの一四軒に固定世襲され「長百姓」と称していたことを示す。この家々は村が家康秀忠陣所とき

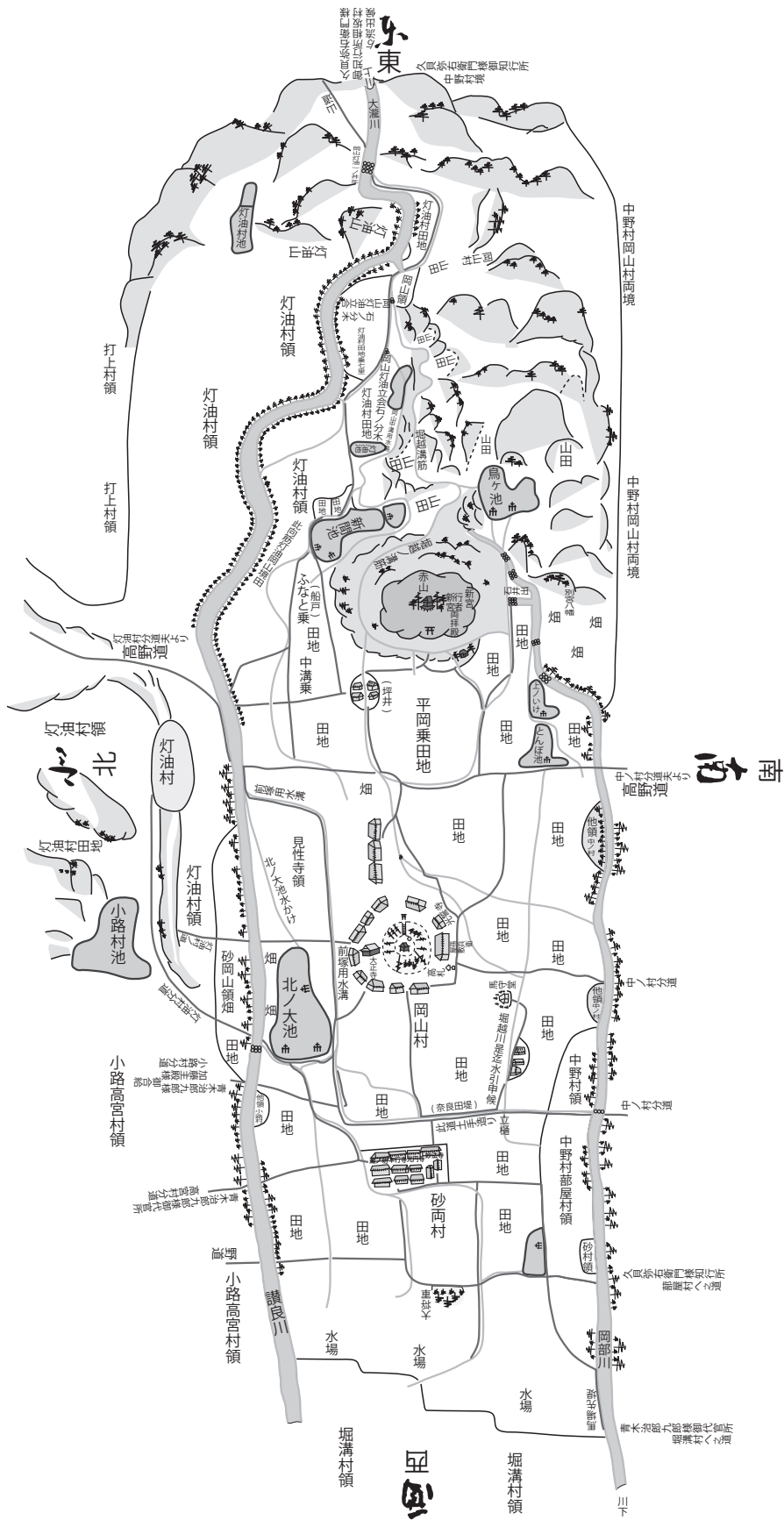


図2 岡山村絵図(模式図) 市史6巻より
 ()内は筆者注記

れ、一たん焼き払われたのを、この者たちが新たに再開発し、元和年間
の検地で高請たかひ(土地所持を認められ、年貢納入の責任を持つもの)した
のはこの十四軒だったといい、そうして他の者たちに土地・家・農具を
貸与して村を形成してきたという由緒を語っている。つまりもともとこ
の村の土地保有者はこの長百姓たちに限られたものであり、そのため年
貢納入や村入用勘定など村政全般をこの長百姓家が担ってきており、い
わば長百姓体制ともいえるような村政が展開していたと思われるので
ある。

文化一四年(一八一七)の名寄帳を見ると岡山村の持高構成は無高
(水呑)と一石未満という極零細層が五〇軒、一石〜五石未満は二九軒
で、この二つの階層で八割を占め、中間層(五石〜一〇石未満)はわず
か七軒で、これらを合わせても一三〇〜四〇石にしかない。残り
三三六、五二三石という大半の土地は持高一〇石以上の家々一三軒によっ
て所持されている。これは村高の約七〇%に当たる。つまり当時の岡山
村は少数の大土地所持者と大多数の零細・無高層に分かれていた。およ
らくこの十三軒は先の長百姓家にあたるであろう。文政六年(一八二三)
この体制に抗議して、村方勘定立会を要求するものが出てきて高槻藩預
り役所へ訴えがなされた。結果は不明であるが、長百姓たちはこのよう
なことが認められるなら、村政は崩れかねないので自分たちを御役御免
にしていたらだきたいとまで述べている(「当村長百姓願書写」『四條畷市史』
第二巻、二四三〜四頁)。

今回資料集に掲載した文書の主要な一つは右のような長百姓体制の
動揺に関連すると思われるもので、一はその一人甚兵衛が砂岡三か村
に所有する四町六反式畝一六歩(分米六二石五斗)の田地を銀一二九貫六
三六匁で他領の者へ譲渡売却したことによる村政の動揺である。先の名寄

帳では甚兵衛家は村内だけで一七一筆、合計七九石四斗三升四合を所持
する飛びぬけた大土地所持者であった。その家が持高の大半を売却した
ことによる村への影響とその買戻し訴訟である。

それに関連するもう一つは氏神支配に関わり、高橋孫兵衛が従来の
「村中支配」から「高橋孫兵衛相支配」へ変更しようとした動きとそれ
に対し、その差し止めを求める村民氏子たちの対抗の動きである。これ
も長百姓支配の問題とかわっていると思われる。

さて岡山村ははじめ幕府領、その後寛永十一年(一六三四)から元禄
元年(一六八八)まで大坂町奉行の領知、その後小田原藩領(元禄七年〜
延享四年・一七四七)となったあと、再び幕府領となり、その間一時高
槻藩預り所となるが、文久二年(一八六二)京都守護職に就いた会津藩の
役知となった。収録した文書のもう一つの一群はこの会津藩役知に伴う年
貢納入とその在払いざいばいにかかわる一連の文書である。京都ではなく大坂相
場での納入願、そして村々から働きかけて在払い(大坂で年貢を売却す
るのではなく地元の村々で売却する方法)が領主・百姓双方にとって有
利であることを進言し、三千石の在払いを実現させる。だが、はたして
進言通りに成功したかどうか、その点は史料を見て確認いただきたい。

収録した主要な一連文書は以上のようなものであるが、支配・水利・治安・
人別などにかかわり興味を引く諸文書をも収録した。いずれも幕末期の
社会状況にかかわるものが多い。それら個々については各史料ごとに簡
単な解説を付したので参照しながらご覧いただきたい。なお参考のため
に、岡山村周辺村々分布図(図1)と岡山村絵図(図2)を掲載してお
いた。

(山中浩之)

目録凡例

- 一、本目録は四條畷市立図書館が平成十年代に一括購入し、市史編さん事業の移管により文化財所管課が管理を引き継いだ文書群（「図書館収集文書」）の目録であり、全四五一点を数える。
- 二、分類は平成十年代に古文書を読む会が札幌耕三氏の指導により作成し、番号も貼付された。一部齟齬がみられるが、番号の付け直しは困難でありそれを生かすよう努めた。内容は以下のとおりである。
 - ◇役目録 ◇治安 ◇戸口・人別 ◇家政 ◇商業 ◇農業
 - ◇凶荒・救恤 ◇支配 ◇絵図 ◇貸借 ◇土地
 - ◇村A「岡山村」 ◇村B「住道村」 ◇水利
 - ◇土木建築 ◇宗教 ◇年貢 ◇租税 ◇習俗 ◇医療
 - ◇教育 ◇訴訟 ◇風聞・間書 ◇交通運輸 ◇雑 ◇写真
- 三、分類項目内の配列は原則として年代順とし、不明の場合は末尾に配した。また、平成十年代の整理終了後に新たに未整理文書から分類した文書についても、末尾に配した。
- 四、文書名については原則として文書標題を取り、（ ）内に摘要を記した。表紙が欠けていたり原標題で内容が明らかでないものについては内容を「」内に付した。
- 五、分類名、文書番号、文書名（標題等）に続けて、作成年月日、作成年西暦、差出人（作成者）、宛先、数量、形態、摘要・備考、翻刻掲載箇所を記した。
- 五、翻刻掲載箇所は、本書第三章掲載の場合は「本書掲載頁」、『四條畷市史』第六巻民俗編（二〇二二）に掲載の場合は「市史六巻掲載頁」を示した。

第三章 文書目録

治安	治安	治安	治安	治安	治安	治安	治安	治安	治安	治安	治安	役目録	役目録	役目録	分類
11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1		13	12	11	番号
乍恐以書付奉願上候 (小作米不納出入)	乍恐御訴訟 (諸色高値引き下願)	乍恐以手続書御内願奉申 上候	就御尋口上書 (役知村々助郷免除願)	乍恐口上 (人足連れ参り延期願)	乍恐御訴訟 (譲り田畑取戻し出入)	乍恐濟状(年貢并村入用 滞り出入内済)	威鉄砲御改帳	差入申一札之事 (博奕誤り状)	差入申一札之事 (役行者堂参籠願)	奉請書差上候写(旅人死 届)		子年役目録(立会勘定目 録)	戌年役目録(立会勘定目 録)	酉年役目録(立会勘定目 録)	文書名
慶応3	慶応1	元治1	文久3	文久3	文久3	文久2	安政3	嘉永3	嘉永1	嘉永1		元治1・12・17	文久2・12・15	文久1・12・15	年月日
1867	1865	1864	1863	1863	1863	1862	1856	1850	1848	1848		1864	1862	1861	西暦
願人太秦村与平治	御料・私領入組 目村庄屋九右衛門外14 名 目村庄屋九右衛門外14	讚良郡太秦村五郎右衛門	5ヶ村惣代岡山村庄屋 伊兵衛	岡山村喜左衛門、砂東・ 砂西・北条村等5ヶ村	願人岡山村市兵衛ほか 相手星田村徳太郎	願人先庄屋甚兵衛 相手高橋孫兵衛・市兵衛	預り主岡山村 高橋孫兵衛外5名	岡山村音吉・利八・利兵 衛	中野上郷嘉兵衛	役人惣代年寄市兵衛		百姓代吉左衛門ほか 庄屋伊兵衛、高橋孫兵衛	百姓代吉左衛門ほか 庄屋伊兵衛、高橋孫兵衛	百姓代吉左衛門ほか 庄屋伊兵衛、高橋孫兵衛	差出人(作成者)
御旦那様	御奉行	御役知御役所	御役知御役所	大津役所	御奉行様	小堀数馬御役所	所小堀勝太郎御役	当村役人中	岡山村役人中	信楽役所					宛先
1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通		1通	1通	1通	数量
												継	継	継	形態
		御林小松引取一件						博奕誤り状	岡山村内赤山 役行者堂参籠願	加賀からの旅人病死届		銀9貫130匁6分1厘、差引6貫 57匁6分5厘(411石8分宛 夕)1石2付14匁8分宛	銀7貫76匁6分1厘	銀5貫414匁2分	摘要・備考
															翻刻

戸口・人別	戸口・人別	戸口・人別	戸口・人別	戸口・人別	戸口・人別	戸口・人別	戸口・人別	分類
7	6	5	4	3	2	1		番号
人別送り一札之事	宗旨寺送り一札	村送り一札之事	人別送り一札	人別送り一札	宗旨村送り一札	河州讃良郡岡山村名前帳 (名寄帳)		文書名
天保13・3	天保13・2	天保12・3	天保12・2	天保11・9	文政7・2	文化14・1		年月日
1842	1842	1841	1841	1840	1824	1817		西暦
讃良郡中野村庄屋庄兵衛	燈油村正圓寺	南野村畑年寄良之介	茨田郡三井村親重右衛門 庄屋余次兵衛	三箇村親庄兵衛・庄屋新 左衛門	岡山村庄屋代勤弥重郎・ 親市郎兵衛			差出人(作成者)
岡山村庄屋・年 寄中	岡山村大正寺	岡山村役人中	中岡山村庄屋年寄	中岡山村庄屋年寄	中私部村庄屋年寄			宛先
1通	1通	1通	1通	1通	1通	1冊		数量
								形態
新七娘すみ25歳、岡山村新兵衛方 へ縁付	燈油村吉兵衛娘小じ(24才)、 岡山村坪井庄兵衛方へ縁付	半兵衛娘りえ26才、岡山村与治兵 衛方へ縁付	重右衛門娘ぬい22才、岡山村庄右 衛門方へ縁付	庄兵衛娘りく30才、岡山村角兵衛 方へ縁付	娘いよ21歳、私部村治兵衛方へ縁 付			摘要・備考
					8本 書 2頁	市史6 巻 表9 4頁		翻刻
治安	治安	治安	治安	治安	治安	治安	治安	治安
18	17	16	15	14	13	12		番号
断簡(預銀出入)	委任状様式(未記入)	阿曾沼代言事務局規則	乍恐(嘆願) (岡山村勘二郎取立願に 対し勘二郎不行跡を詳 述)	乍恐口上書 (庄屋市兵衛取斗不正出 入)	貸金請求ノ訴訟	諸願届書綴		文書名
亥12・18 (嘉永4年)	明治					明治26		年月日
1851						1893		西暦
								差出人(作成者)
								宛先
								数量
								形態
								摘要・備考
								翻刻

戸口・人別	戸口・人別	戸口・人別	戸口・人別	戸口・人別	戸口・人別	戸口・人別	戸口・人別	戸口・人別	戸口・人別	戸口・人別	戸口・人別	戸口・人別	戸口・人別	戸口・人別	戸口・人別	分類		
22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	番号			
人別請込一札	村送り一札之事	奉公人引戻出入	願(一札不縁帰村、村人別加入)	約(一札不縁帰村二付誓)	人別送り状之事	村送り一札	故郷送り手形之事	村送り一札之事	村送り一札之事	人別村送之事	人別送り一札之事	人別送り一札	人別送り手形之事	人別送り一札之事	文書名			
嘉永3	嘉永3・3	西(嘉永2)3・222	嘉永1・9	嘉永1・9	弘化5・3	弘化4・2	弘化3・2	弘化3・2	弘化2・2	天保15・2	天保15・1	天保14・2	天保14・1	天保13・9	年月日			
1850	1850	1849	1848	1848	1848	1847	1846	1846	1845	1844	1844	1843	1843	1842	西暦			
南都鳴川町年寄弥兵衛	衛和州添下郡高山村親吉兵衛	兵衛願人天満北森町播磨屋藤相手岡山村親とみ・奉公人藤吉	兄利兵衛・八兵衛	親とめ倅利八ほか	衛岡山村又兵衛・庄屋伊兵衛	砂東村庄屋九兵衛	交野郡津村親伊兵衛・井庄屋	郎部屋村親定七・庄屋栄太郎	中野村庄屋幸之助	中野村上郷庄屋専右衛門	屋茨田郡石津村親平八、庄	北条村庄屋又兵衛	茨田郡赤井村庄屋喜兵衛	七郎兵衛	差出人(作成者)			
岡山村御役人中	中岡山村庄屋年寄	岡山村御役人中	当村(岡山村)役人中	岡山村役人中	郡つか村庄屋年寄中	岡山村役人中	砂村庄屋年寄中	岡山村役人中	中岡山村庄屋年寄	中岡山村庄屋年寄	岡山村御役人中	岡山村役人中	岡山村役人中	大坂北久宝寺町一丁目年寄刀屋治兵衛	宛先			
1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	数量			
															形態			
方八縁付	重右衛門娘はる、町内大和屋喜兵衛	娘かめ28歳、岡山村伊八縁付	奉公人藤吉出奔二付引戻し願	妹とめ、男死去二付、子供三人召連れ不縁帰村	倅不縁二付兄利兵衛方へ立寄り二付不埒不実の身持致す間敷一札	又右衛門倅喜一郎2歳、御村儀兵衛方へ養子	又兵衛姉そよ34歳、御村由兵衛方へ縁付	娘ふし24才、御村惣左衛門方へ縁付二付	娘わか27歳、御村重兵衛方へ縁付	小平娘たつ26歳、御村久右衛門方へ縁付	角右衛門娘きの31歳、御村久右衛門方へ縁付	平八娘ゆき21歳、御村仁兵衛方へ縁付二付	方八縁付二付	半次郎娘いよ21歳、御村清右衛門方へ縁付二付	方八縁付二付	三郎兵衛娘くに29才、御村太兵衛方へ縁付二付	内借家松屋九兵衛方へ縁付。御町	摘要・備考
																82頁	翻刻	

戸口・人別	戸口・人別	戸口・人別	戸口・人別	戸口・人別	戸口・人別	戸口・人別	戸口・人別	戸口・人別	戸口・人別	戸口・人別	戸口・人別	戸口・人別	戸口・人別	戸口・人別	戸口・人別	分類
38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	番号
奉公人請負一札之事	奉差上御請印形帳(岡山村)	人別送り一札	村高家人別書上帳(岡山村)	覚(不奉公人、引合出入)	人別送り一札	人別送り一札之事	人別村送り一札	村送り一札之事	人別村送り一札	人別送り一札之事	人別送り一札	人別村送之事	人別村送り一札	人別送請取一札	人別送り一札	文書名
明治4・12	慶応2・1	文久3・3	文久2・5	文久1・6	嘉永7・1	嘉永5・2	嘉永5・2	嘉永5・2	嘉永5・2	嘉永4・12	嘉永4・2	嘉永4・1	嘉永4・1・27	嘉永3・10	嘉永3	年月日
1871	1866	1863	1862	1861	1854	1852	1852	1852	1852	1851	1851	1851	1851	1850	1850	西暦
赤井村奉公人庄次郎	百姓102名・村役人6名連印	砂西村親半兵衛・庄屋鵜右衛門	庄屋伊兵衛・年寄九兵衛	岡山村役人	砂西村親半兵衛・庄屋鵜右衛門	若江郡加納村庄屋条右衛門	高宮村親誰・庄屋誰	高宮村庄屋佐兵衛	何村親誰・庄屋誰	中野村上郷庄屋専右衛門	中垣内村加助・庄屋亦右衛門	交野郡打上村庄屋井上市兵衛	交野郡打上村仁兵衛・庄屋井上市兵衛	大坂南口町上南年寄平野屋六兵衛	大坂中津町役人	差出人(作成者)
同村吉内殿	御役知郡役所	岡山村役人中	石原助八郎・中川亮平様	南野村・和州添下郡高山村	岡山村役人中	岡山村役人中	庄屋年寄中	岡山村役人中	中岡山村庄屋年寄	中岡山村庄屋年寄	中岡山村庄屋年寄	中岡山村庄屋年寄	岡山村庄屋伊兵衛	岡山村御役人中	宛先	
1通	1冊	1通	1冊	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	数量
			縦	控												形態
金子急入用二付、1ヶ年毎月25日勤で、給金7兩受取	若者共組合、風俗不宣二付教戒のこと	半兵衛娘りう36才、御村弥左衛門方へ縁付	家数109軒・人別490人、男244人(うち8人村役人、101人60才以上15才以下、35人他所奉公、35人病体。残り65人用女246人。丑17匹、馬なし。	高山村与三兵衛伴八十松、当村市郎兵衛召抱えの所、親元立ち返り不奉公	娘まさ24才、御村卯兵衛方へ縁付	百姓小兵衛孫な小当2才、御村安兵衛方へ養女二付	親名・娘名が省略されている。	惣七娘さよ当26才、御村藤左衛門方へ縁付	何村だれ、新右衛門方へ縁付	当村清助兄嘉兵衛46才、御村方へ引越。	縁付。加助姉とま34歳、御村安兵衛方へ縁付。	新兵衛娘さく26歳、御村庄右衛門方へ縁付	仁兵衛娘うた29歳、御村儀三郎方へ縁付43	平右衛門娘とよ、町内平松や儀右衛門支配借家能登屋常七方へ縁付	町内借家小島屋藤兵衛女房とよ離縁二付、岡山村親半右衛門方へ引取	摘要・備考
						83頁										翻刻

家政	家政	家政	家政	家政	家政	家政	家政	家政	家政	家政	戸口・人別	戸口・人別	戸口・人別	戸口・人別	戸口・人別	分類
9	8	7	6	5	4	3	2	1			43	42	41	40	39	番号
家大福帳(黒原村乾与兵衛)	家大福写覚帳(乾庄右衛門)	大幅帳(黒原村乾庄右衛門家)	家大福帳(黒原村乾与兵衛)	家大福帳(黒原村乾与兵衛)	家大福帳(黒原村乾与兵衛)	家大福帳(黒原村乾与兵衛)	家大福帳(黒原村乾与兵衛)	家大福帳(黒原村乾与兵衛)	家大福帳(黒原村乾与兵衛)		一札(養女送り証文)	形人別送り一札(書式雜)	国勢調査申告書用紙	国勢調査に関する書類綴	堺県管轄第三区戸籍帳(都屋村)	文書名
寛政9	安永4	明和5	明和2	延享5	元文5	元文2	享保21	安永6			嘉永2・11		大正14	大正14・9	明治7	年月日
1797	1775	1768	1765	1748	1740	1737	1736	1777			1849		1925	1925	1874	西暦
											同村親与三兵衛			国勢調査委員山口米太郎	姓総代・築山藤蔵	差出人(作成者)
											中岡山村庄屋年寄	中岡山村庄屋年寄			堺県令税所篤殿	宛先
1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊			1通	1通	1綴	1綴	1冊	数量
横	横	横	横	横	横	横	横	横					印刷	控		形態
								貸付銀書上。以下同じ。虫損大。			与惣兵衛娘まさ当4歳、御村新右衛門方へ娘として差遣わす二付。		過剰二付反古と書付有。	袋入	明治七年と表紙にあるが、中身は明治五年の壬申戸籍。朱書補訂多く、明治七年までを含む。戸数75軒。持者2人、農家3人、人数341人。商36人、雑14人。0人、工5人。商計が未尾に記されている。3ヶ年分の戸籍総	摘要・備考
																翻刻

家政	家政	家政	家政	家政	家政	家政	家政	家政	家政	家政	家政	家政	家政	家政	家政	分類
24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	番号	
経費日誌(同右)	金銀出入帳 (岡山村山口伊兵衛家)	乍恐奉嘆願口上書 (家取続願)	乍恐口上 (貸付銀出入和談不調)	大福帳(黒原村乾与兵衛家)	大福帳(黒原村乾与兵衛家)	萬指引控覚之帳	大福帳(黒原村乾与兵衛家)	一札 (与右衛門相続二付和談)	大福帳(黒原村乾与兵衛家)	大福帳(黒原村乾与兵衛家)	大福帳(黒原村乾与兵衛家)	萬指引控覚日記帳	大福帳(黒原村乾与兵衛家)	大福帳(黒原村乾与兵衛家)	文書名	
明治22・2	明治4	文久2	安政6	安政5	嘉永7	嘉永5		嘉永2・3	弘化4	天保8	文化7	享和4	寛政13	寛政11	年月日	
1889	1871	1862	1859	1858	1854	1852		1849	1847	1837	1810	1804	1801	1799	西暦	
		岡山村仁兵衛・庄屋伊兵衛外親類	取喰人砂東村庄屋又七 岡山村伊兵衛					蒨屋村又右衛門・同武右衛門・衛門							差出人(作成者)	
		永井金三郎役所	信案役所					北条村善右衛門							宛先	
1冊	1冊	1通	1通	1冊	1冊	1冊	1冊	1通	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	数量	
横	横			横	横	横	横		横	横	横	横	横	横	形態	
日常食費・生活諸入用詳細	金銀貸借書上げ	仁兵衛専当時不仕合難渋に陥り、妻ノ兄利兵衛に相談しようとしたが、一切取り合わず、利兵衛呼出しの上、利解被仰付たし。	岡山村高橋孫兵衛より砂東村ゆくり相手取り貸し銀出入り、和談不調断												摘要・備考	
															翻刻	

分類	番号	文書名	年月日	西暦	差出人(作成者)	宛先	数量	形態	摘要・備考	翻刻
家政	25	理財日誌(同右)	明治23・2	1890	山口会計部		1冊	横	同右	
家政	26	財産目録 (住道村三箇中川吉内所持)					1冊	縦	惣反別7町4反6畝9歩(地価4866円) 公債株券総計4337円余	
家政	27	表紙欠(金銀出入帳)			岡山村山口伊兵衛		1冊	横	日常諸入用并雇用・貸借金	
家政	番外1	大福帳 (黒原村乾庄右衛門家)	文化15・1	1818	乾庄右衛門		1綴	横	表紙の外は1丁のみ	
家政	番外2	大福帳 (黒原村乾庄右衛門家)	天保8	1837	乾庄右衛門		1冊	横	表紙破損、虫食い甚	
家政	番外3	大福帳残簡					1綴	横	3種類の残簡綴り	
家政	番外4	年々諸事覚帳	弘化3・11 嘉永5・12	1846	蒔屋村山口又右衛門		1冊	横	家造作関係多いが、子供の寺入りや 絵画購入など生活文化関係記事あり	
家政	番外5	諸記録(第参号と朱書あり)	大正6・2・1	1917	蒔屋村山口		1冊	横半	冒頭4丁分に明治元年5大正8年間に いたる年々の諸支出額が記され、年に 項目と額が記されている。大きな出費特	
商業	1	約定申一札	嘉永1・10	1848	岡山村乘惣代市兵衛 砂西村同断 鶴右衛門	砂岡三ヶ村村役 人中	1通		字新池水魚、10カ年請魚の所、此 度相談の上入札となったが、年違 たいの者あり、入札差し押さえ混雑得 任されたため、取喰を以、2年間私雑得 任されたこと	
商業	2	差入申ケ条之事	嘉永3・11	1850	願人伊八、組頭4名	御村方	1通		俵約二付果物売買取止め、荒物・願 物扱い御免、さらに砂糖商い御免	
商業	3	差入申一札之事	嘉永4・2	1851	岡山村伊左衛門・喜右衛門 願人浅右衛門・吉左衛門	当村御役人中	1通		隣家喜右衛門と引負勘定出入種々混 雑の所、村方へ願出、調定への上、勘混 定落着納得の事	
商業	4	四株申合仕方約定書	安政2・1	1855	中野村庄屋利兵衛外4名 上郷庄屋専右衛門外年寄 逢坂郷庄屋七郎兵衛外 蒔屋村庄屋栄太郎ほか		1冊		4株立会い諸普請、人足5人込ハ 村々仕舞。其余は当番村三ヶ月月 勤めの事。室室池・水出しの節 はじめの事。禁酒并并 当など規定	
商業	5	質物田畑渡し渡申証文之事并小作請負証文	安政2・2	1855	質流し主秦村利右衛門	岡山村伊兵衛	1通		反別1反9畝2歩(礼銀2貫706 石・有6歩4厘借用)・分米1石737 6・025石・作徳残4・288石	

農業	農業	農業	農業	農業	農業	農業	商業	商業	商業	商業	商業	商業	商業	商業	分類
6	5	4	3	2	1	1	番外	11	10	9	8	7	6	番号	
便・肥荷数と代銀) 肥荷数(1年分の小	河内國讀良郡寢屋川邨田 地反別調書	書類諸器械引継目録 (引継領収証)	書類諸器械引継目録	新収穫米見込書上帳	御買上ケ粉割賦帳	御買上ケ粉割賦帳	一札之事(金子滞り出入 り)	〔城州八幡社御免勸化金 受納書〕	送り状之事并仕切覚	〔収支覚并領収証等綴〕	会計簿(金銭収支日計)	差入申一札之事	建家売渡申証文之事并借 家請負申証文之事	文書名	
申12・26	—	明治32・4	明治29・11・17	明治8・12	元治元年	元治元年	—	辰2月	申閏3月	明治29	明治27・132	文久3・12	万延1・12	年月日	
—	—	1899	1896	1875	1864	1864	—	—	—	1896	1894	1863	1860	西暦	
—	大字木田領分	築山益之	北河内郡甲可村大字都屋 前担任者築山益之	河州第三大区二小区式番 組三箇村 戸長中川周治、百姓惣代 三名	上讀良郡九ヶ村(国松 村・太秦村・小路村・高 宮村・砂西村・岡山村・ 砂東村・北条村・堀溝 村・深野南新田・下田原 村・上田原村)	上讀良郡九ヶ村(国松 村・太秦村・小路村・高 宮村・砂西村・岡山村・ 砂東村・北条村・堀溝 村・深野南新田・下田原 村・上田原村)	—	城州八幡社務東竹殿役所	虎屋半兵衛	甲可村収入役	甲可村都屋 山口	武兵衛	岡山村建家売渡主与治兵 衛	差出人(作成者)	
—	—	太郎担任者山口米	太郎担任者山口米	境県令税所篤殿	—	—	—	岡山村役人中	岡山村伊兵衛・ 同村喜左衛門	築山益之	—	砂岡三ヶ村村役 人中	同村弥兵衛	宛先	
1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1通	1通	1通	1綴	1冊	1通	1通	数量	
横半	豎	豎	豎	豎	豎	豎	—	—	—	—	—	—	—	形態	
肥荷半(19匁) 1/9、7/9、4/9、5/9、 30・45匁)	各田畑二付等級・反別・地価・地租 書上	同右	江戸、明治期村引継書類及び調度・ 事務用品類等、封紙とも	当村水旱二付、地租改正に於いては 新収穫見込みをもつて願たきこと	×20石3斗3合、但し粉1石を米 6斗定、 1413匁9厘(1石二付116 匁)	×20石3斗3合、但し粉1石を米 6斗定、 1413匁9厘(1石二付116 匁)	金5000疋(5ヶ年分)	作州上々炭百俵 (代285匁)	—	—	—	田畑4町6反2畝11歩、岡山村甚 兵衛5議受、此度請戻し二付札銀甚 129貫63匁9分受取、名前帳 甚兵衛二切替	家(梁行三間半・桁行六間半兼書) 代銀365匁で売渡、1ヶ月家賃3 匁6分5厘で借受。	摘要・備考	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	翻刻	

分類	番号	文書名	年月日	西暦	差出人(作成者)	宛先	数量	形態	摘要・備考	翻刻
農業	7	小作証書 (住道村ほか田地小作米)	明治1		西口梅太郎		1通	継		
凶荒・救恤	1	乍恐書付を以奉願上候 (貯夫良田米鼠喰二付新穀詰替願)	嘉永2・3・4	1849	河州讃良郡岡山村庄屋伊兵衛	信楽御役所	1通			6本 9頁
支配	1	御触書請取帳	嘉永2・11	1849	讃良郡岡山村		1冊	横半	信楽役所并奉行所、他村からの触書・廻状の請取状写	
支配	2	乍恐先訴御断 (預け銀滞出入)	安政4・1・18	1857	願人交野郡星田村九右衛門 相手岡山村彦右衛門	御奉行様	1通		写二朱銀・1分判吹き立て通用の触書	
支配	3	御触書控村廻	安政6	1859	山城・佐度	岡山村庄屋・年寄	1冊	豎		
支配	4	御触書写帳	慶応2・5・25	1866	岡山村		1冊	豎		
支配	5	御布令綴	明治17・1・15	1884	部屋村戸長役場		1冊		大阪府布令	
支配	番外	大阪府布令(明治16年)	明治16・9	1883	大阪府知事建野郷三		1綴		陸軍士官学校条例・街路取締規則等々	
絵図	1	田面絵図帳(虫損大貼り付)	文政11・11	1828	黒原村乾庄右衛門		1冊		田地屋敷1筆ごとに作人反別形状等図示書入れ	
絵図	2	田地絵図面帳 (質地田地絵図)	文政11・12	1828	質置主黒原村乾庄右衛門	三番村藤次郎殿	1冊		同右(畝歩合2町2反9畝28歩・分米合26石5斗5升) (有畝合3町1反8歩・宛米合6石4升6合)	
絵図	3	田地絵図面帳(質地絵図)	天保7・12	1836	質物主北村惣左衛門		1冊		反別2町5反9畝24歩7厘 分米 36石5斗8升2合 67石2斗5升	
絵図	4	田地絵図面帳(質地絵図)	天保8・4	1837	譲り主茨田郡五番村善右衛門	黒原村庄右衛門	1冊			
絵図	5	田地絵図面帳	嘉永5・12	1852	木田村田地主弥助	岡山村伊兵衛	1冊			

貸借	貸借	貸借	貸借	貸借	貸借	絵図	絵図	絵図	絵図	絵図	絵図	絵図	絵図	分類
5	4	3	2	1		番外	12	11	10	9	8	7	6	番号
差入申一札 (町内九兵衛相統講銀借 用)	差上申済口証文之事 (控)	一札(讓渡居屋敷質入の 件)	借用申一札之事 (米吉石借用)	覚(預り銀証文、銀8貫 800目)写		特別大演習拜観場所略図	(改正農帳表写)	田地墨引絵図面帳	田地有姿絵図面書	田地有姿絵図面書	田地有姿絵図面帳	田地有姿絵図面帳	田地有姿絵図面帳	文書名
弘化5・2	弘化5・2・11	弘化5・2	天保13・5	天保12・6		(大正3年)	明治17・1・25	安政6・12	安政6・11	安政6・11	安政2・2	嘉永7・11	嘉永7・11	年月日
1848	1848	1848	1842	1841		1914	1884	1859	1859	1859	1855	1854	1854	西暦
岡山村仁兵衛・同断藤兵 衛	岡山村高橋孫兵衛ほか 訴訟人女房ゆく 砂東村百姓五兵衛跡相統 人	岡山村仁兵衛・請取人藤 仁兵衛組頭奥印	米借用主庄屋弥三兵衛、 外証人	小堀主税内濱 章作・ 布次郎太・高田嘉右衛 門・横井磯之・湯口七郎 右衛門			中村宅彦力	仁和寺村	高宮村質流主善右衛門	高宮村質流主忠右衛門	質流主秦村利右衛門	国松村質流主豫治兵衛	秦村質地主猪兵衛	差出人(作成者)
御村方役人中	大津御役所	村方役人中	同村(岡山 村)五郎兵衛	岡山村伊兵衛殿					岡山村伊兵衛	岡山村伊兵衛	岡山村伊兵衛	岡山村伊兵衛	岡山村伊兵衛	宛先
1通	1通	1通	1通	1通		1鋪	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	数量
														形態
金額不記	貸銀17貫507匁9分9厘の内、 12貫53匁4歩6厘請取、銀5貫 530匁新証文、残りは容赦の内容 で済。	当村嘉五郎屋敷、銀600目で買 得、8年間返り証文のところ、嘉五 郎親類5貫入願。	返米は役給石を貸主上納米の内へ 入れて上納。	難波村々々への手当金という名目で預 り、利息年5朱		甲可学校高年生・岡山砂在郷軍人・ 中野・藤屋等々 学校や村別に拜観場所の図に書入れ	総地価4951円87銭2厘トアリ	反別5反3畝15歩・分米6石9斗 5升2合1畝15歩・宛米14石7 斗8升						摘要・備考
														翻刻

分類	番号	文書名	年月日	西暦	差出人(作成者)	宛先	数量	形態	摘要・備考	翻刻
貸借	19	金銭諸払帳	明治43・1	1910			1冊	横	日常諸払・諸入用	
貸借	18	記(借銀返済過払い分戻)	明治22・5・22	1889	辻井	津村様	1通			
貸借	17	当座帳	明治5・1	1872	山口伊平		1冊	横	同右	
貸借	16	当座帳	明治2・1	1869	山口伊兵衛		1冊	横	諸入用・貸付等書上	
貸借	15	当座帳	慶応2・1	1866	山口伊兵衛		1冊	横	国役銀等諸掛り外諸入用	
貸借	14	当座帳	元治2・1	1865	山口伊兵衛		1冊	横	12に同じ	
貸借	13	乍恐奉嘆願口上書(下書)	文久2・8・22	1862	願人岡山村仁兵衛・庄屋伊兵衛 相手茨田郡石津村利兵衛	永井金三郎様御役人中	1通		通井借入、妻ノ兄利兵衛へ以前銀子融力。仁兵衛証文に請印など行ない、助銀の返済を訴え。朱で多くの前案文訂正あり。	
貸借	12	当座帳	文久2・1	1862	山口伊兵衛		1冊	横	諸掛り・諸入用書上	
貸借	11	差入申詫一札之事	万延1・閏3	1860	岡山村口平・同村親甚兵衛ほか	同村御役人中	1通		泉湧寺名目銀3貫目借用に際し、同村伊兵衛・市兵衛相違判に際し、同身のちも存ぜぬと言い張り、露頭に至り、詫び状提出	
貸借	10	乍恐口上(預り銀出入、病氣御断り)	安政4・4・14	1857	相手重右衛門・願人徳太郎		1通			
貸借	9	〔田地質流証文之事〕	嘉永7・11・3	1854	秦村質流主猪兵衛・請人三右衛門	岡山村伊兵衛殿	1通	継紙	冒頭一行欠。有款2反9畝、宛米4石9斗3升、此度質流し。合せて買入証文・田地名前切替証文等兼合せて小	
貸借	8	預り申銀子之事(銀223匁9分5厘)	嘉永7・2	1854	南野村伊左衛門	岡山村仁兵衛	1通			
貸借	7	〔田地引受証文〕	嘉永5・12	1852	木田村庄屋孫右衛門・同郡蔵	岡山村伊兵衛殿	1通		拾番村領反別4反9畝、当村弥助小作のところで、銀五貫目で当方引受。	
貸借	6	借用申連印証文之事(銀187匁)写	嘉永2・8	1849	岡山村借入人と兵衛・同為右衛門・同武左衛門	当村役人中	1通		当村修復手当銀より借用とあり	

土地	土地	土地	土地	貸借	貸借	貸借	貸借	貸借	貸借	貸借	貸借	貸借	貸借	貸借	貸借	貸借	分類
3	2	1		番外4	番外3	番外2	番外1	27	26	25	24	23	22	21	20		番号
証文	質地証文之事并小作請負	田畑稲作内見合附帳	田畑稲作内見合附毛揃帳	預け銀滞り出入綴	預け銀滞り出入綴	預け銀滞り出入綴	預け銀滞り出入綴	〔金銭出入帳〕表紙欠	金銭出入帳 (但、全く記入なく白紙)	諸事勘定帳 (貸付銀等勘定書)	諸事勘定帳 (貸付銀等勘定書)	諸事勘定帳 (貸付銀等勘定書)	諸事勘定帳 (貸付銀等勘定書)	諸事勘定帳 (貸付銀等勘定書)	仕法帳(頼母子講)	乍恐口上 (田畑取り戻し出入済口 届出日延べ願)下書末尾 欠	文書名
天保11・9	享和1・10	寛政10・10		安政4・7	安政2・3	嘉永5年	嘉永2年	一卯	明治5・5	万延2・1	戊辰(明治元)	一年・1月	安政4丁巳1月				年月日
1840	1801	1798		186507	185565	1852	1849		1872	1861	1868	1857					西暦
質入主岡山村伊兵衛	黒原村庄屋年寄	茨田郡黒原村庄屋清七外 年寄		蒨屋村願人又兵衛	蒨屋村願人又兵衛	蒨屋村願人又兵衛・庄屋 栄太郎	蒨屋村願人又兵衛・庄屋 栄太郎	山口伊兵衛	山口伊平	岡山村伊兵衛	岡山村伊兵衛	岡山村伊兵衛	岡山村山口伊兵衛	講元飯島儀右衛門 世話方山口伊兵衛ほか6 名	松平肥後守役知岡山村願 人甚兵衛、同村役人、砂 東・砂西村役人 相手交野郡星田村徳太郎		差出人(作成者)
中ノ村利兵衛	小堀縫殿役所	小堀縫殿役所		御奉行様	御奉行様	長尾御役所	御奉行様										宛先
1通	1冊	1冊		1綴	1綴	1綴	1綴	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1通		数量
								横	横	横	横	横	横	横	縦		形態
季、善祥寺中田合7畝26歩、6力年		虫損大		錯簡有、順不同、綴じ切れ	錯簡有、順不同、綴じ切れ	錯簡有、順不同、綴じ切れ								1ヶ月金1両2分掛金、金100両 鑑当り	1田畑反別4丁6反2畝11歩、礼銀 129貫636匁		摘要・備考
																	翻刻

分類	番号	文書名	年月日	西暦	差出人(作成者)	宛先	数量	形態	摘要・備考	翻刻
土地	15	明治六年反別高地代金改 明治八年改正表共控簿	明治13・1写	1880	三箇村中川所持		1通	継	年寄役兵五郎掃役願并百姓代喜左衛門外一名願	
土地	14	乍恐書付を以奉御願上候 (控力)	明治2・5	1869	岡山村高持百姓32名		1通	継	父伊兵衛(去卯8月病死)代の慶応2・10に質地として 門が去卯12月に預った田畑を輪右衛門が去卯12月に売り渡したことを訴え。	6本 5頁
土地	13	乍恐御訴訟	明治1・11・12	1868	岡山村願人猶太郎幼少代 分家叔父喜左衛門・与平 治 砂西村鶴右衛門・ 庄屋文三郎	大阪府南司農局 御役所	1通	継		6本 4頁
土地	12	乍恐口上(星田村徳太郎 相手取田畑取戻出入勘定 日延へ願)写	文久3・12・6	1863	松平肥後守御役知岡山村 甚兵衛	御奉行様	1通		4町6反2畝11歩(分米61石5 斗)礼銀122貫63匁9分	6本 4頁
土地	11	乍恐口上(星田村徳太郎 相手取田畑取戻し出 入、病氣全快出頭并鑑 紛失二付印形改願出)	文久3・8・晦日	1863	松平肥後守御役知岡山村 甚兵衛	御奉行様	1通			
土地	10	当秋野田畑内見帳	文久2・9	1862	岡山村庄屋伊兵衛・年寄 兵五郎ほか	小堀数馬様御役 所	1冊		内訳 上田・中田下田等内見高明細	
土地	9	田地譲り渡しし本紙証文写 (2通写)	万延1・11	1860	岡山村譲り主甚兵衛(請 人砂東弥兵衛・庄屋又 七)	星田村徳太郎	1冊		①反別2反2畝5歩(3石一統4升 志合)礼銀8335匁5分 ②有畝合礼銀15000目 7斗)礼銀15000目	
土地	8	覚(質地流田地証文銀5 貫目受取)	嘉永5・12・10	1852	木田村弥助	岡山村伊兵衛	1通	切	岡山村・砂村領の田畑屋敷地都合 207石9斗8升2合6 勺についで小作証文、誰の所持かは 不明だが、鷹大、誰の所持かは 年貢入用一切勤め、小作代銀 と年貢代銀目。	
土地	7	〔小作請負証文〕	嘉永2・4	1850			1冊	前欠		
土地	6	差入申証文之事	弘化5・2	1848	岡山村開発人孫兵衛 取囃人徳兵衛・吉左衛門 庄屋伊兵衛	上庄・友呂木・ 式拾ヶ村・四新 田・中野村 御惣代中	1通		孫兵衛所持田地普請の所、寝屋川筋 へ悪水流出、石川筋迄30町余の山川へ土砂吐き 出し川筋下村々難儀迷惑訴え二付詫ひ 一札	5本 8頁
土地	5	質物田地流渡証文之事并 小作請負証文	嘉永1・11	1848	高宮村市左衛門	岡山村伊兵衛	1通	継	銀25000目(中田9畝26歩下田 8畝3歩山6反)此有畝1反廿歩宛米2 石4斗5升)宛米187 宛5分	
土地	4	質物流渡証文之事・小作 請負証文之事	弘化4・11	1847	太秦村七郎兵衛	葛原村善右衛門	1通	継	銀22400宛、中田14畝17歩(分 米45斗5升)此有畝1反廿歩宛米2 石4斗5升)宛米187 宛5分	

分類	番号	文書名	年月日	西暦	差出人(作成者)	宛先	数量	形態	摘要・備考	翻刻
土地	30	地券帳	明治21カ	1888	蒨屋村		1冊			
土地	29	〔稻綿作毛内見帳〕残欠			岡山村カ		1綴		文書10と共通	
土地	28	乍恐口上			願人 岡山村甚兵衛・同村 役人 砂東・砂西村役人		1通	後欠	星田村徳太郎相手取、田畑取戻し出入、清口のところ、作徳銀清算勘定 ↓文書12	
土地	27	乍恐書付ヲ以奉願上候					1通	裏表	岡山村・砂東・砂西3カ村支配新 池修復等維持代にて、立会支配二付砂 両村ト岡山村と紛議	
土地	26	仕法帳	江戸後期		講元飯島儀右衛門 世話方(山口伊兵衛・片岡半右衛門・山添又三郎ほか)		1冊		25人一組、1枚分1ヶ月に金言兩 2分、掛金3ヶ月詰、 翌月金100両籤当りの方1人へ渡 し、年4ヶ度四人へ	
土地	25	讚良郡河北所在共有地名簿	明治20・4・22	1887	蒨屋村山口米太郎・南野 村柳本喜八	讚良・交野・茨 田郡長 俣野章孝	1冊			
土地	24	〔小作作徳米勘定〕	江戸後期				1冊			
土地	23	〔中川吉内家土地買取記録〕	文久3～明治24	1863			1冊			
土地	22	〔三箇中川吉内屋敷、労務者保証書〕	大正5・10	1916	保証人九川市松		1通		労務者松下ひで(16才)及び同人 姉智森本秀吉	
土地	21	証(廿九年水害特別地租免除額領収書)	明治32・1・26	1899	石田清三郎	中川吉内	1通			
土地	20	太郎所有地	明治31・1・26	1898			1冊		合反別1町2反3畝18歩、合地備 833円15銭6厘	
土地	19	地目変換地価修正上申	明治26・12	1893	住道村大字三箇 地主 山本善藏・中川吉 内・中川太郎	大阪府知事 山田 信道	1冊			
土地	18	寝屋川村大字河北土地所有帳	明治24・2	1891	寝屋川村長吉田亀太郎	蒨屋村山口米太 郎・南野村柳本喜 八	1冊		金673円30銭 (反別6反8畝7歩)	
土地	17	田地売渡証券	明治20・1・24	1887	河北村売主平井又五郎	蒨屋村山口米太 郎・南野村柳本喜 八	1冊		2反1畝28歩 (地備159円5銭)	
土地	16	地券	明治14・10・14	1881	三箇村共有地		1通			

分類	番号	文書名	年月日	西暦	差出人(作成者)	宛先	数量	形態	摘要・備考	翻刻
土地	番号 31	二番村庄兵衛預り (小作反別作徳寛)	江戸後期	—	—	—	2枚	—	—	—
土地	番外1	「小作証書之事」印刷用 紙18枚	—明治	—	—	—	18枚	印刷	—	—
土地	番外2	乍恐奉願口上書 (岡山村甚兵衛5星田村 徳太郎へ譲り田地取り返 し願)	文久3・8・晦日	1863	岡山村願人庄屋伊兵衛・ 砂東庄屋九兵衛・砂西庄 屋鶴右衛門	御奉行様	1冊	—	文書12・28と関連	60頁 本書
土地	番外3	小作証書之事 (小作証文ヒナ型)	—	—	—	—	9枚	印刷	—	—
村A(岡山村)	1	分銅員数帳	弘化4・11	1847	岡山村庄屋四平	後藤分銅御役所	1冊	—	—	48頁 本書
村A(岡山村)	2	預り申銀子之事	弘化4・12	1847	岡山村預り主四郎兵衛・ 同佐右衛門	同村伊兵衛	1通	—	銀383匁4分	—
村A(岡山村)	3	〔金割早算之事・掛算斗 り事外〕	弘化5・2	1848	山口氏	—	1冊	—	—	—
村A(岡山村)	4-1	差入申一札之事	弘化5・2	1848	岡山村与左衛門・糸右衛 門外2名	御村方御役人中	1通	—	—	52頁 本書
村A(岡山村)	4-2	質物田地流渡証文之事 并小作請負申証文之事	嘉永1・11	1848	質流シ主高宮村市右衛門	岡山村伊兵衛	1通	—	中田1反1畝3歩(2貫500目借 用)	—
村A(岡山村)	5	小作請負田畑証文之事	嘉永2・3	1849	岡山村小作人久兵衛・小 作請負人音右衛門・喜兵 衛	星田村猪太郎	1通	—	有畝合2町4畝25歩宛米 4708石 質物として銀15貫500目借用。 直小作を行ない年貢諸役員担し、作 徳米として毎年銀1貫800目上納。	—
村A(岡山村)	6	乍恐書付以奉願上候 (庄屋四平退役願)	嘉永2・1・19	1850	庄屋年寄含め58名連印	信楽御役所	1通	—	—	—
村A(岡山村)	7	質物田地流渡申証文之事 并小作請負申証文之事	嘉永4・11	1851	私市村質流し主芳兵衛	葛原村善右衛門	1通	—	1畝25歩(2貫500目借用) 此有畝2反3畝(宛米5石2斗9 升)	—
村A(岡山村)	8	質物田地流渡申証文之事 并小作請負申証文之事	嘉永4・11	1851	太秦村質流し主与兵衛	葛原村善右衛門	1通	—	合2反1畝6歩(銀子2貫500目 借用) 有畝4反1畝(宛米6石3斗5升)	—

分類	番号	文書名	年月日	西暦	差出人(作成者)	宛先	数量	形態	摘要・備考	翻刻
(村A 岡山村)	21	乍恐口上(甚兵衛譲り渡 し田地引き戻し願)	文久3・10・26	1863	岡山村庄屋病氣二付代勤 砂東・砂西村庄屋	御奉行様	1通		徳太郎へ譲り渡した田地二付、徳太 郎が年貢不納になり、村方が難儀し 取り戻したき願。	6本 2書 頁
(村A 岡山村)	20	譲り渡申田地証文之事	万延1・11	1860	岡山田地譲り主甚兵衛	星田村徳太郎	1通	控	1反1畝26歩(五貫470匁1 分)	6本 1書 頁
(村A 岡山村)	19	修復勸化帳 (八幡達磨堂茶所修復勸 化)	万延1・7	1860	八わた達磨堂茶所		1冊	豎		
(村A 岡山村)	18	覚(質地流し証文之事)	安政6・11	1859	高宮村庄屋佐兵衛・同年 寄	岡山村伊兵衛	1通		善右衛門・治兵衛所持田地5反7畝 816歩(分米6斗3合)、有畝6反 81畝12歩(宛米10石3斗1升)	
(村A 岡山村)	17	質物田地流渡申証文之事 并小作請負申証文之事	安政6・11	1859	流し渡主高宮村忠左衛門	岡山村伊兵衛	1通		2反9畝19歩(2貫860匁5分 8厘)	
(村A 岡山村)	16	覚(田畑所持名義切替証 文)	安政6・11	1859	高宮村庄屋佐兵衛・同年 寄	岡山村伊兵衛	1通		ひ有畝3反8畝(宛米6・88石)及	
(村A 岡山村)	15	質物田地流シ渡申証文之 事并小作請負申証文之事	安政6・11	1859	流し渡主高宮村善右衛門 同村 与治兵衛	岡山村伊兵衛	1通		反5反7畝16歩(銀2貫860 匁5分)	
(村A 岡山村)	14	去ル午年小入用帳	安政6・3	1859	岡山村百姓代吉左衛門外 11名、庄屋伊兵衛・ 高橋孫兵衛	小堀勝太郎御役 所	1冊			
(村A 岡山村)	13	五人組御改帳(岡山村)	安政5・3	1858	庄屋伊兵衛ほか・年寄・ 百姓代	小堀勝太郎御役 所	1冊	豎		
(村A 岡山村)	12	去ル卯年小入用帳	安政3・3	1856	岡山村百姓代・年寄・庄 屋伊兵衛	小堀勝太郎御役 所	1冊			市史6巻 99 20頁
(村A 岡山村)	11	質物田地流渡申証文之事 并小作請負申証文之事	嘉永7・11	1854	国松村質流主豫治兵衛	岡山村伊兵衛	1通		下田合1反2畝4歩(銀2貫500 目)	
(村A 岡山村)	10	去ル(丑)年小入用帳	嘉永7・3	1854	岡山村百姓代11名・年 寄3名 庄屋伊兵衛	信楽御役所	1冊			5本 2書 頁
(村A 岡山村)	9	質物流渡田地証文之事 并小作請負申証文之事	嘉永5・12	1852	木田村田地流シ主弥助外 請人庄屋	岡山村伊兵衛	1通		反別4反9畝9歩(銀5貫目借用) 分米5石6斗(宛米12石9斗1 升)	

分類	番号	文書名	年月日	西暦	差出人(作成者)	宛先	数量	形態	摘要・備考	翻刻
(村A 岡山村)	31	④覚(会津御役知郡役所 へ調達(金請取覚))	亥7・7		岡山村庄屋伊兵衛	高宮村御役人中	1通		金283兩1歩1朱	
(村A 岡山村)		③覚(会津御役知郡役所 へ調達(金請取覚))	亥7・7		岡山村庄屋伊兵衛	太秦村御役人中	1通		金85兩	
(村A 岡山村)		②覚(会津御役知郡役所 へ調達(金請取覚))	亥7・7		岡山村庄屋伊兵衛	堀溝村御役人中	1通		金190兩	
(村A 岡山村)		①覚(会津御役知郡役所 へ調達(金請取覚))	亥7・7		岡山村庄屋伊兵衛	砂西村御役人中	1通		金67兩	
(村A 岡山村)	30	乍恐嘆願奉申上候	—		松平肥後守殿御役知村々	—	1通		砂岡三ヶ村、松平肥後守役知と成るに伴い、御所、向警固及び草津宿助郷を除願出	4本 書 頁
(村A 岡山村)	29	乍恐口上ヲ以御内願奉申 上候	—		太秦村与兵衛	旦那様	1通	虫損	東岩村太郎左衛門・川中五郎平相 手取年賦銀出入二付嘆願	
(村A 岡山村)	28	御調二付御請書控 (下屎値下一件)	天保9・10・24	1838	不明(虫損)	御役所郡役所	1冊	虫損	寛政度下屎人別年3匁当りを此度2 匁5分へ	
(村A 岡山村)	27	乍恐御願奉申上候 (伊兵衛庄屋退役願)	元治1・9	1864	代岡山村庄屋・年寄・百姓	御役所郡役所	1通			
(村A 岡山村)	26	諸御用出勤入用控帳	文久3・1	1863	山口	御役所郡役所	1冊	横半	上讃良郡置米・御米村冊之分(黒米 石5升、白米仕立8斗5升納、御米 冊米百石二付、白米6石7斗二分二 条詰米トウトウ)	
(村A 岡山村)	25	取調書差上帳	文久3・1	1863	讃良郡岡山村	御役所郡役所	1冊	横半	村高476石4斗5合、取米 家数1408軒、人数490人	
(村A 岡山村)	24	手入場取調二付書上帳	文久3・1	1863	岡山村庄屋伊兵衛・砂 東・砂西村庄屋	土砂方奉行	1冊	豎		
(村A 岡山村)	23	乍恐書付を以奉願上候	文久3・11・3	1863	岡山村庄屋伊兵衛・砂 東・砂西村庄屋	御奉行様	1通		星田村徳太郎より田畑引戻し願	6本 書 頁
(村A 岡山村)	22	乍恐奉嘆願口上書	文久2	1862	岡山村仁兵衛・庄屋伊兵 衛ほか	永井金三郎役所	1通		甚兵衛が以前徳太郎へ融通した銀の 返済要求	5本 書 頁

村A (岡山村)	村A (岡山村)	村A (岡山村)	村A (岡山村)	村A (岡山村)	村A (岡山村)	村A (岡山村)	村A (岡山村)	村A (岡山村)	村A (岡山村)	村A (岡山村)	分類	
番外9	番外8	番外7	番外6	番外5	番外4	番外3	番外2	番外1	32	31	番号	
領収書綴	乍恐口上(孝行・農業出精・極難者書上)	〔道中奉行達し二付印形持参出頭の事〕	乍恐書付ヲ以奉御願上候	三器心得方大略(写)	申合約定書	乍恐口上	乍恐以書付奉願上候	乍恐以書付奉願上候(助郷免除願)	〔質物証文奥印抜願〕	⑥覚(会津御役知郡役所へ調達金請取覽)	⑤覚(会津御役知郡役所へ調達金請取覽)	文書名
江戸、明治	―	―	明治2・5	―	慶応2・5	慶応2・8	文久2・1	嘉永2・10	嘉永6年・11・11	亥7・7	亥7・7	年月日
			1869		1866	1866	1862	1849	1853			西暦
多方面	讃良郡岡山村	大津御役所	岡山村甚兵衛・庄屋伊兵衛	織田市蔵・瀧川播磨守	高松村・秦村・太秦村・高宮村・小路村・砂西村・砂東村・岡山村・堀溝村・蔭屋村・中野村・北条村	岡山村組頭市郎右衛門	御勝山本陣高橋孫兵衛・八幡氏子惣代甚兵衛・鎌足氏子惣代・新宮氏子惣代茂左衛門・庄屋伊兵衛	兵衛・庄屋伊兵衛	信楽御役所	岡山村庄屋伊兵衛	岡山村庄屋伊兵衛	差出人(作成者)
宛のもの多し	―	茨田郡・讃良郡村々25ヶ村	河内県御役所	山名殿重役中	―	御奉行様	御奉行様	梅澤九次郎・口蔵次郎・論所地御改役山	寄九兵衛	庄屋伊兵衛・年	砂東村御役人中	宛先
1綴	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	数量
	下書				継紙							形態
	極難者(とめ62歳・きの52歳・須磨45歳)・孝心・農業出精(番兵衛伊之助)・孝心・農業出精(番兵衛伊之助)・作右衛門25歳(貞孝孝行出精)		年寄役退役願	出陣・異変の際の貝・太鼓・鐘による指示内容	牢人徘徊取締及び火事人足二付各村10人二付1人宛出しあう取決め。	岡山村・高宮村・太秦村・秦村木挽職のもの12人。大坂町奉行よりとの用命に対し、領主よりの御用人足との重複するとの理由で断り。	権現様由緒御勝山は従来村中支配と書上げてきたが、此度からは高橋孫兵衛相支配と書上げ願	権現様由緒御勝山あり、御城代等巡由に助郷免除願。	前半欠 高橋四平 一件	金71兩3歩2朱	金125兩	摘要・備考
					5本 6頁	5本 1頁	7本 0頁	4本 8頁				翻刻

分類	番号	文書名	年月日	西暦	差出人(作成者)	宛先	数量	形態	摘要・備考	翻刻
村B	7	支払命令二係ル書類袋 証書在中	明治31	1898	債権者山口米太郎	市・債務者池村檜吉	7点袋			
村B	6	諸受取書入(袋)	明治21	1888			1袋 10点		土地編成臨時雇給請求書・領収書等	
村B	5	袋(表書「他見不許 緊要諸書類入」)	明治21	1888	山口米太郎		1袋		①「諸請取書類」(請求書・領収書類)②諸書類(請求書・受取書等)③書状(山口用係殿宛池村書状)④藤屋村二付村会議員宛至急協議相談書状⑤「諸請求書類」袋⑥「堤防使用料」二係る領収書類⑦書状(池村←山口米太郎)	
村B	4	乍恐書付ヲ以奉願上候(下免願)	明治2・5・29	1869	岡山村庄屋伊兵衛・年寄九兵衛外	河内県役所	1通	控力	凶作続きニ付定免の上、下免願	
村B	3	乍恐口上(当村甚兵衛田地一件嘆願奥印始末)	明治2・5	1869	庄屋伊兵衛	河内県役所	1通	下書	甚兵衛喜兵衛八元服の節譲り渡す約定田地二付、甚兵衛故障申立	
村B	2	去辰年小入用帳	明治2・3	1869	讃良郡岡山村百姓代喜左衛門・高橋孫兵衛ほか百姓連判	河内郡御役所(河内県確認印アリ)	1冊		合計199兩2分1朱(高巻石二付金1歩3朱と銭560文掛)	
村B	1	乍恐御訴訟(質物二重売リ)	明治1・11・7	1868	願人：岡山村猶太郎幼少二付、親類喜左衛門・同奥平次 相手：砂西村鶴右衛門 交野郡寺村庄屋文三郎	大阪府南司農局御役所	1通		慶応二年鶴右衛門所持寺村庄畑銀25貫目、質物取置き、月達利息6貫500目、元利合31貫500目、頭七月六日兩二分受取り、残銀23貫62匁滞りの間、其質物畑畑をさうらに鶴右衛門が売却	
村B										
村A(岡山村)	番外12	「触并願書留帳」(黒原村)	文政10	1827	黒原村庄屋庄右衛門	野田村御役所外	1冊	横	前半・末尾とも欠損。	
村A(岡山村)	番外11	前欠(星田村徳太郎八讓渡し田地取り戻し願)	文久3・8・5	1863		御奉行所	1通	下書	連村A21・22・23、商業6と開議渡がなされ、徳太郎八田と進渡を重ねたが、徳太郎は年未納を重ね、そのため、村方難渋の因未納して取り戻したいとの願	
村A(岡山村)	番外10	残簡(摂河三百十四ヶ村加入村々総代)	江戸後半				2紙			

村 (住道村)	村 (住道村)	村 (住道村)	村 B	村 B	村 B	村 B	村 B	村 B	村 B	村 B	村 B	村 B	村 B	村 B	村 B	分類
2	1		20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	番号
小作証書(小作米合4石6斗5升4合)	玄米借用確証(玄米7斗4升壹合)		郡会議事案綴	払方(内容不明)	覚(1両3分1朱請取)	[貸付金覚]	田地売金	「渡し方之分」	覚(釘・材木・縄・針金等代銀書上げ)	覚(釘代金勘定書)	覚(雇い人代并べにがら・はりかね代)	覚(材木代金請取証)	断簡(庄屋年寄百姓代連名の末尾のみ)	書状(引継ぎ周知のこと)	村会議員選挙人名	文書名
明治44・4・10	明治44・12・31		明治44	明治期		明治期	明治期	明治期		9・16		9・16	安政5・3		明治	年月日
1911	1911		1911										1858			西暦
三箇、小作人北田重造	住道村三箇借用主坂口健太郎		山口		瓦屋清左衛門	辻井家カ	辻井家カ			大坂いたち堀釘又	大平	八尾木大口	岡山村庄屋伊兵衛・年寄九兵衛外	甲可村役場	甲可村役場	差出人(作成者)
中川八の殿	三箇中川吉内殿									神立佐一様	辻井儀兵衛様	神立村辻井儀兵衛		山口米太郎		宛先
1通	1通		1綴	1通	1通	2枚	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1紙	1通	1冊	数量
								横						封共		形態
			明治45議事案より、大正11年議事案までを含む。厚冊			大福帳の一部カ	貸付金の覚えカ	諸家への渡し金額				×38巻742文				摘要・備考
																翻刻

村 (住道村)	村 (住道村)	村 (住道村)	村 (住道村)	村 (住道村)	村 (住道村)	村 (住道村)	村 (住道村)	村 (住道村)	村 (住道村)	村 (住道村)	村 (住道村)	村 (住道村)	分類
15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	番号
小作証書	小作証書	雇用契約証書	借地証書	借地証書	日雇賃金前借之証	日雇賃金前借之証 (5円前借)	借地証書	小作証書	日雇賃金前借之証 (2か月分金8円前借)	借地証書	年賦米借用証書 (玄米7斗5升、五ヶ年賦)	小作証書(同4石9斗)	文書名
明治↓	明治↓	大正5・10	大正4・1	大正3・3	大正3・1・13	大正3・6・5	大正2カ	大正2・2・5	大正2・8・4	明治45・2・22	明治44・4・10	明治44・4・10	年月日
		1916	1915	1914	1914	1914	1913	1913	1913	1912	1911	1911	西暦
郎方 住道村三箇(樋口庄太)		使用者 三箇中川吉内	三箇 北口吉蔵		中河内郡西六段村本庄辻 本柴治郎	三箇 樋口米吉	借受人横田寅吉	住道村三箇 中谷浅治郎	南郷村字赤井 山本佐七	四条村深野北 川西芳松	三箇、北田重造	三箇、小作人北田重造	差出人(作成者)
中川吉内			中川太郎殿	中川吉内殿	中川吉内殿	中川吉内殿	中川吉内殿	中川吉内殿	中川吉内殿	三箇中川吉内殿	中川太郎殿	中川太郎殿	宛先
1通	1通	1綴	1通	1通	1通	1通	3通	1通	1通	1通	1通	1通	数量
													形態
同右	差出人・宛名部分切取		宅地1畝27歩 (借地米4斗6升4合)	宅地2畝15歩 (借地米5斗7升5合)			反別1畝18歩(借地米一年に4斗) 一延滞借地料承認証1通が附属し、それによれば明治42年5借地し、大正元年まで借地料滞納。	反別2反4畝29歩 (小作米4石4斗4升4合)		借地2畝15歩 (一カ年に6斗2升5合)			摘要・備考
													翻刻

（村 住道村）	（村 住道村）	（村 住道村）	（村 住道村）	（村 住道村）	（村 住道村）	（村 住道村）	（村 住道村）	分類
番外4	番外3	番外2	番外1	19	18	17	16	番号
親代（当村市兵衛、私弟二付）	日雇賃金前借証書	土地所有者名井地番入名簿	小作証書	小作証書	小作証書	⑨請求書（印刷費） ⑧領収書（民事事件研究） ⑦飲食代（飲食代） ⑥請求書（領収書） ⑤請求書（領収書） ④請求書（領収書） ③定配（氏神三社、高橋孫兵衛） ②支配（氏神三社、高橋孫兵衛） ①定配（氏神三社、高橋孫兵衛）	「未決書類」と題する袋 ①書状（御城代様御巡見） ②書状（昨日はヤレレ） ③書状（昨日はヤレレ） ④書状（昨日はヤレレ） ⑤書状（昨日はヤレレ） ⑥書状（昨日はヤレレ） ⑦書状（昨日はヤレレ） ⑧書状（昨日はヤレレ） ⑨書状（昨日はヤレレ）	文書名
—	大正3・12	明治期	明治期	明治期	明治期	明治期	明治期	年月日
—	—	—	—	—	—	—	—	西暦
—	大字中垣内谷山浅吉・三女ヤ工15才	住道村（所有者名から判断）	住道村三箇北川松蔵	住道村三箇西村辰蔵	住道村三箇山口松之助	⑨所蔵 ⑧大阪北區乾法律事務所 ⑦かぎや ⑥魚久・曝ホテル・旅館 ⑤山久・曝ホテル・旅館 ④山久・曝ホテル・旅館 ③山久・曝ホテル・旅館 ②山久・曝ホテル・旅館 ①山久・曝ホテル・旅館	—	差出人（作成者）
—	—	—	中川太郎	中川太郎	中川吉内	⑨田山米太郎 ⑧山山米太郎 ⑦山山米太郎 ⑥山山米太郎 ⑤山山米太郎 ④山山米太郎 ③山山米太郎 ②山山米太郎 ①山山米太郎	—	宛先
1通	1通	1冊	1通	1通	1通	111321111 通通通通通通通	1冊	数量
断簡	—	—	—	—	—	—	写	形態
前後欠	後半闕、一カ年給金15円前借	—	田1反5畝1歩、小作米2石8斗5升6合	田1反3畝9歩、小作米2石5斗2升7合	—	③書出し部分破れ	—	摘要・備考
—	—	—	—	—	—	—	—	翻刻

分類	番号	文書名	年月日	西暦	差出人(作成者)	宛先	数量	形態	摘要・備考	翻刻
水利	1	新札(早魁二付鳥ケ池・ 一間池水、勝手引入れ 付、銭15貫文差入詫 証文)	文久2・7・22	1862	岡山村百姓与治兵衛	鳥ケ池・新間池 乗り中 村御役人中	1通		虫損あり	
水利	2	一札(雨乞感心、山水多出 引付、所持田、地へ自儘に 入れの段、侘び証文)	嘉永元・8	1848	詫び人岡山村伊兵衛 取囃人高橋孫兵衛	砂岡村役人中	1通			
水利	3	一札(讃良河筋小路村領 瀬戸口に先年埴樋普請の 御詫御村方用水差障り 付処詫び并約定)			小路村・高宮村	砂岡三ヶ村	1通			
土木建築	1	差入申証文之事 (孫兵衛所持田地普請に より悪水流、川下村一 土砂堆積迷惑二付、侘 札)	弘化5・2	1848	岡山村高橋孫兵衛	上庄・友呂木二 十ヶ村・山方 四新田・中野村 惣代新中	1通		のり離れ三枚	5本 8頁
土木建築	2	申渡候書付之事 (新池水掛二付取極箇 条)	嘉永元・10	1848	砂岡三ヶ村役人	岡山村水掛支配 人	1通			5本 9頁
土木建築	3	普請工数控江帳	万延2・1	1861	山口氏		1冊	横半		
土木建築	4	従河内國大常夜灯四基神 献二相成候諸事写	文久2・2	1862	御師河井太夫範孝檀廻手 代脇田貞之助	岡山口伊兵 衛・堀溝田中長 衛門・赤井長左 衛兵衛・打上井 市兵衛・荒本築 山幸右衛門外	1冊	豎	荒本村御神楽代参村中として伊勢両 宮へ常夜灯寄進入用相談経緯	
土木建築	番外1	乍恐口上 (大工兩職印札二付、一 人病氣のため、代人御赦 免願)	嘉永3・11	1850	岡山村吉左衛門代徳兵 衛・喜左衛門	中井様御役所	1通			
土木建築	番外2	表紙ノミ (一丁卯三月谷町大通普 請板石建瓦寄進帳 一丁目世話人)	丁卯三月		谷町一丁目世話人		1点			

宗教	宗教	宗教	宗教	宗教	宗教	宗教	宗教	宗教	宗教	宗教	宗教	宗教	宗教	分類
														番号
														文書名
														年月日
														西暦
														差出人(作成者)
														宛先
														数量
														形態
														摘要・備考
														翻刻
宗教	宗教	宗教	宗教	宗教	宗教	宗教	宗教	宗教	宗教	宗教	宗教	宗教	宗教	宗教
12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1			
願書下書	書状 (本山依頼金并香儀入手)	乍恐口上 (岡山村砂東村氏神三社 二付高橋孫兵衛相支配願 差止訴訟)	手紙受取ほか	永代常夜燈(図入り勸化 状)	柳谷道筋寄進帳	寄進帳	一札(大常夜燈一基奉 献)	覚(虚無僧無心合力取 締)	神並村仕法帳 (氏神幸護大明神社修 復)	修復講仕法帳(龍尾寺修 復)	差入申一札之事(岡山村 役行者修銅銀田地質入一 件)			
文久2カ	(明治)18・12・ 20	文久1・10・15	明治期		慶応1	元治1	文久2	安政6	巳(安政4カ)4	辰(安政3カ)	嘉永1			
		1861			1865	1864	1862	1859	1857	1856	1848			
山口伊兵衛力	第四教区議員光明寺住職 伊丹敬州	鎌足大明神氏子総代岡山 村吉左衛門外、八幡宮氏 子惣代岡山村甚兵衛、新 宮権現氏子惣代岡山村与 寄次兵衛・庄屋伊兵衛外年					河合太夫	京大仏明暗寺			岡山村四平			
	神立村正福寺旦 中辻井氏	小堀数馬様御役 所					山口伊兵衛・田 中長兵衛・外	岡山村役人中			同村役人中			
断簡1	1通	1通		1枚	8冊	2冊	1通	1通	1冊	1冊	1通			
	守護札二枚添付													
7本 0頁		6本 8頁									6本 6頁			

年貢	年貢	年貢	年貢	年貢	年貢	年貢	年貢	年貢	分類
8	7	6	5	4	3	2	1		番号
西皆済目録之事	西年免定	申皆済目録之事	申年免定	未皆済目録之事	午皆済目録之事	午年免定	亥皆済目録之事 (以下すべて岡山村宛)		文書名
天保9・7	天保8・12	天保8・6	天保7・12	天保7	天保6・5	天保5・12	文政11・6		年月日
1838	1837	1837	1836	1836	1835	1834	1828		西暦
永井飛騨守御預所掛瀧山 磯次喜久右衛門	永井飛騨守御預り所掛芥川 庫次郎兵衛門	永井飛騨守御預所懸瀧山 磯次喜久左衛門	永井飛騨守御預所掛芥川 庫次郎兵衛門	永井飛騨守御預所掛市村 徳藏五郎助ほか	永井飛騨守御預所懸市村 田淵五郎助ほか	永井飛騨守御預所掛関又 兵衛・藤井次右衛門・沢 路武兵衛・鈴木又左衛門	永井飛騨守御預所掛生次 喜久右衛門 高井新太郎		差出人(作成者)
右村庄屋年寄	右村庄屋年寄	右村庄屋年寄	右村庄屋年寄	右村庄屋年寄	右村庄屋年寄	右村庄屋年寄惣 百姓	右村庄屋年寄惣 百姓		宛先
1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通		数量
継	継	継	継	継	継	継	継		形態
米110石5斗2升7合 155石165石 二条庫納	高免6・227内、毛付免 6・972内 新田高合せて取米291・494 石、ほか小物成も水車運上・蔵前入 用以外はすべて米納計算	銀110貫988・86匁、米 1425・619石 1米124・548石二条御蔵納、米 19石江戸廻米	引高(当申風水損皆無37・523 石を含め、86匁663石)高免 3・79内、毛付免4・223内 取米合223・446石	検見取 取米292石5斗1升7合 外(高掛三役・口米のほか 水車運上) 8石9斗6升二条 蔵詰	米1150石二条御蔵納、米2石4 斗9升4合車力貢米大阪御蔵納	高459石9斗9升1合、毛付高 取428石8斗3升1合、高免6 ツ2分5厘8毛内斗4升9合 新田高合せて取米293石3升7合 3輦外に高掛三役の他水車運上合せて	※以下皆済目録は基本的に此形。 米2石7斗9升5合 車力貢米 二条御蔵納 内米168石1斗2升8合 馬宿入用(口米・六尺給米・御傳 三分一銀納、米納拾分一大豆銀納、 301石6斗2升 此納取、高476石4斗5合、取米		摘要・備考
									翻刻

年貢	年貢	年貢	年貢	年貢	年貢	年貢	年貢	年貢	年貢	年貢	年貢	年貢	年貢	分類
22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	番号
巳皆済目録	巳御年貢可納割付之事	辰皆済目録	辰年免定	卯年御年貢皆済目録 (裏判アリ)	卯年免定	寅年御年貢皆済目録 (裏判アリ)	寅年免定	丑年御年貢皆済目録 (裏判アリ)	丑年免定	子年御年貢皆済目録 (裏判有)	子年免定	亥皆済目録之事	戌皆済目録之事	文書名
弘化3・3	弘化2・10	弘化2・3	天保15・11	天保15・3	天保14・11	天保14・12	天保13・11	天保13・3	天保12・11	天保12・3	天保11・11	天保11・4	天保10・8	年月日
1846	1845	1845	1844	1844	1843	1843	1842	1842	1841	1841	1840	1840	1839	西暦
都筑金三郎	都筑金三郎	都(筑)金三郎	小堀勝太郎	庄屋甚兵衛・年寄伊兵衛・市兵衛	小堀勝太郎	庄屋甚兵衛・年寄伊兵衛・市兵衛外	小堀主税	岡山村庄屋甚兵衛・年寄伊兵衛ほか	小堀主税	岡山村庄屋甚兵衛・年寄伊兵衛ほか	小堀主税	永井飛騨守御預所掛生次喜久右衛門	永井飛騨守御預所掛瀧山磯太夫 生次喜久右衛門	差出人(作成者)
庄屋年寄百姓中	庄屋年寄百姓中	庄屋年寄百姓中	庄屋年寄百姓中	所小堀勝太郎御役	庄屋年寄百姓中	所小堀主税様御役	庄屋年寄百姓中	所小堀主税様御役	庄屋年寄百姓中	所小堀主税様御役	庄屋年寄百姓中	右村庄屋年寄	右村庄屋年寄	宛先
1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	数量
継	継	継	継	継	継	継	継	継	継	継	継	継	継	形態
納米(米30石二条詰米・米14石 大阪詰米・米23石6斗4升江戸 廻米 銀3貫470目3分9毛)	納合米315・283石、銀97匁 2分6厘	3納合米282、644石、銀3貫 42匁1分9厘6毛	314、44石 田方・畑方・新田等に細分、取 米314、42石(米)	取米314、42石(米) 3分8厘、642石、銀3貫490目 裏判(小堀勝太郎役所高田嘉右衛 門・布次郎太外)	取米314、042石(内282、 642石米納)	本田免7、517内、本畑、新田等 に細分。 取米314、042石(内282、 642石米納)	7高免6、618余、毛付免、49石 取米3099	取米309、49石(納米 278、54石、銀3貫442匁 裏判(12番の皆済目録に同じ)	7高免6、618余、毛付免、49石 取米3099	米278、527石、銀3貫146 匁7分、裏書連印(小堀主税役所湯 口七郎右衛門・横井磯之進ほか)	7高免6、618内、毛付免 共)3088内、取米(新田 278、527石、内米納高 借米返納有)	取米301、880石(銀2貫 971匁6分7厘、米 271、692石)	検見取、取米245、907石 納取、銀4貫90目1分4厘米 221、316石 23、549石 二条蔵納 187、117石 江戸御廻米 他に作夫食代押借返納銀260目が 計上されている。	摘要・備考
														翻刻

年貢	年貢	年貢	年貢	年貢	年貢	年貢	年貢	年貢	年貢	年貢	年貢	年貢	年貢	年貢	分類
36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	番号	
酉年御年貢皆済目録	未年御年貢皆済目録	午年御年貢皆済目録	巳年御年貢皆済目録	辰年御年貢皆済目録	卯年御年貢皆済目録	寅年皆済目録	丑年皆済目録	子年皆済目録	亥年皆済目録	戌皆済目録之事	未年皆済目録	未御年貢可納割付之事	午皆済目録之事	文書名	
文久2・3	万延1・3	安政6・3	安政5・3	安政4・3	安政3・3	安政2・3	嘉永7・3	嘉永6・3	嘉永5・3	嘉永4・3	嘉永1・3	弘化4・10	弘化4・3	年月日	
1862	1860	1859	1858	1857	1856	1855	1854	1853	1852	1851	1848	1847	1847	西暦	
作ほか裏判 小堀勝太郎御役所山口改	作ほか裏判 小堀勝太郎御役所山口改	作ほか裏判 小堀勝太郎御役所山口改	作ほか裏判 小堀勝太郎御役所山口改	作ほか裏判 小堀勝太郎御役所山口改	作ほか裏判 小堀勝太郎御役所山口改	作ほか裏判 小堀勝太郎御役所山口改	作ほか裏判 小堀勝太郎御役所山口改	作ほか裏判 小堀勝太郎御役所山口改	作ほか裏判 小堀勝太郎御役所山口改	作ほか裏判 小堀勝太郎御役所山口改	作ほか裏判 小堀勝太郎御役所山口改	作ほか裏判 小堀勝太郎御役所山口改	作ほか裏判 小堀勝太郎御役所山口改	差出人(作成者)	
庄屋年寄百姓中	庄屋年寄百姓中	庄屋年寄百姓中	庄屋年寄百姓中	庄屋年寄百姓中	庄屋年寄百姓中	庄屋年寄百姓中	庄屋年寄百姓中	庄屋年寄百姓中	庄屋年寄百姓中	庄屋年寄百姓中	庄屋年寄百姓中	庄屋年寄百姓中	庄屋年寄百姓中	宛先	
1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	数量	
継	継	継	継	継	継	継	継	継	継	継	継	継	継	形態	
取米272.2、35.6石、(納合米 225.4、24.0石、銀3貫194匁 225.4、24.0石、(納合米 225.4、24.0石、銀3貫194匁	取米314、173石 58933、14、3、17、3石、納合(米 58933、14、3、17、3石、銀3貫61匁	取米314、173石	取米314、173石	取米56、917石	取米314、169石	本途314、169石、納合(米 314、169石、銀3貫103 匁873、13、01石、銀3貫103	高476、405石、本途 504、44石	本途314、169石、納合(米 314、169石、銀3貫103 匁873、13、01石、銀3貫103	本途314、169石、納合(米 314、169石、銀3貫103 匁873、13、01石、銀3貫103	本途314、169石、納合(米 314、169石、銀3貫103 匁873、13、01石、銀3貫103	本途314、169石、納合(米 314、169石、銀3貫103 匁873、13、01石、銀3貫103	本途314、169石、納合(米 314、169石、銀3貫103 匁873、13、01石、銀3貫103	本途314、169石、納合(米 314、169石、銀3貫103 匁873、13、01石、銀3貫103	本途314、169石、納合(米 314、169石、銀3貫103 匁873、13、01石、銀3貫103	摘要・備考
														翻刻	

年貢	年貢	年貢	年貢	年貢	年貢	年貢	年貢	年貢	年貢	年貢	年貢	年貢	年貢	分類
番外8	番外7	番外6	番外5	番外4	番外3	番外2	番外1	41	40	39	38	37	番号	分類
事覚(皆済目録三通渡し)	判(亥年御年貢皆済目録(裏)	申年皆済目録	午御年貢可納割付之事	巳皆済目録之事	巳年免定	乍恐以書付奉願上候(年貢銀上納、是迄通り、大坂相場により大坂表上納願)	和談書之事(当村年貢并納入用勘定、百姓疑惑二上、天保年中分取調の上、勘定相立二付和談)	免状断簡二点	乍恐御親奉申上候	丑年御年貢皆済目録	当丑仮免定	戌年御年貢皆済目録	文書名	
辰8・8	元治1・3	嘉永2・3	弘化3・10	天保5・4	天保4・12	文久3・9・12	万延1・6・6	①嘉永1・10 ②年不明	明治2・12	慶応2・3	慶応1・10	文久3・3	年月日	
1864	1849	1846	1834	1833	1863	1860	1848	1869	1866	1865	1863	西暦		
山口	岡山村庄屋年寄百姓代	(多羅尾)久右衛門	都筑金三郎	永井飛騨守御預所掛市村徳蔵ほか	永井飛騨守御預所掛関又兵衛・藤井沢路武兵衛・鈴木又左衛門	御役知河州交野郡讚良郡村々惣代 庄屋伊兵衛 村庄屋文三郎・岡山村	百姓68名、 庄屋市兵衛・定治郎 年寄与平治ら3名、百姓代2名	多 久右衛門	岡山村庄屋伊兵衛・年寄九兵衛	杉田佐兵衛		小堀数馬御役所山口改作ほか裏判	差出人(作成者)	
村御様	御役知御役所	庄屋年寄中	年寄中(岡山村)庄屋	庄屋年寄百姓中	年寄中(岡山村)庄屋		取暖人国松村庄屋与治兵衛 同断岡山村庄屋伊兵衛	庄屋年寄百姓中	堺県御出張御役所	庄屋山口伊兵衛・年寄九兵衛 門・百姓代吉左衛		庄屋年寄百姓中	宛先	
1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	数量	
切紙				継	継			継	継	継		継	形態	
多羅尾様1通、高機様2通	野村平八裏印	本途米314、164石、外水車運上、高掛三役等 納合米178、027石(大坂御蔵詰)銀1341、605	当年5、成迄5ヶ年定免、取米合315、403石、銀98、26匁	0、698(車力賣米) 111、097石(江戸廻米) 435匁5分2厘 米42石(二条御蔵) 142石(097石)	取米271、402石、ほか口米・水車運上・高掛三役 納合米153、795石・銀12匁 435匁5分2厘 米42石(二条御蔵) 142石(097石)	検見取、高免5つ794内、毛付免6つ487内 、取米合271、402石	314、164	破損大	7上部破れ大、納合(米324、8279石、銀99匁6厘)	皆済上納二付、水車運上昨年通り、年貢・高掛等も金納願	取米178、337石、納合(米1166、811石、銀6匁14匁)	取米合178、337石	摘要・備考	
														翻刻

租税	租税	租税	租税	租税	租税	租税	租税	租税	租税	租税	租税	租税	租税	租税	年貢	分類
32	31	30	29 2	29 1	28	27	26	25	24	23	22	21	1 20	番外 9	番号	
告 乍 恐 口 上 一 極 困 窮 者 報	小 作 年 貢 宛 米 定 免 収 納 帳	当 山 御 年 貢 割 賦 帳	貯 夫 食 困 増 仕 法 帳	田 畑 宛 附 帳	田 畑 宛 附 帳	田 畑 宛 米 帳	田 畑 宛 米 帳	候 乍 恐 書 付 以 御 願 奉 申 上	田 畑 宛 附 帳	差 入 申 一 札 之 事	文 書 ナ シ	御 上 金 書 上 ケ 帳	文 書 ナ シ	文書名 残簡(定免下げ免願下 書)		
明治2・5・29	安政4・12	安政2・12	弘化2・6	文久3・1	安政5・1	嘉永4・1	嘉永3・1	嘉永3・②・10	嘉永2・1	嘉永1・9		天保9・4		年月日		
1869	1857	1855	1845	1863	1858	1851	1850	1850	1849	1848		1838		西暦		
岡山村庄屋伊兵衛外年寄	岡山村	岡山村		岡山村山口伊兵衛	岡山村山口伊兵衛	岡山村山口伊兵衛	岡山村山口伊兵衛	多羅尾久右衛門殿御代官 所 岡山村庄屋伊兵衛・年寄 市兵衛ほか	岡山村山口伊兵衛	岡山村仁兵衛・文右衛 門・平右衛門 弥兵衛・市郎右衛門		岡山村庄屋甚兵衛・年寄 伊兵衛・同 市兵衛		差出人(作成者)		
河内県御役所			大津御役所					小堀勝太郎様御 役所		当村御役人中		高槻御役所		宛先		
1通	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1通	1冊	1通		1冊	1紙	数量		
			豎	横	横	横	横		横			豎		形態		
無高百姓治右衛門(25才・同 す(45才)・同とめ(69才)同 い(52才)			9 0 6 6 7 石 仕 法 書 但し、一日一人二付粉4合、日數百 已年人数508人粉203、2石、 横り、申年亥年追開増粉					代官所村々々天保12年、困窮難 者への手当として貸下げ金差上げ、 貸主よりの催促もあり差詰りの状 態 な の で 下 げ 金 の 願		柚木挽職二付、他国他領の者抱え働 かせ間敷事		1 7 7 兩 1 分 基 兵 衛 3 兩 2 兩 伊 兵 衛 2 兩 外 2 7 名 か ら 合 計		前後欠	摘要・備考	
															翻刻	

租税	租税	租税	租税	租税	租税	租税	租税	租税	租税	租税	租税	租税	分類
44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	番号	
御年貢地払売捌入用控	御払米仕訳帳	去子御年貢米御払直段仕 訳書	河内国去寅御年貢米御蔵 納諸入用帳	(御上米納手控 (江戸廻米仕様詳細)	帳申御年貢之内延納米取立	田畑宛附帳	御上金書上ケ帳	御上金書上ケ帳	文書ナシ	願書留 会津御役所御年貢米御払	文書ナシ	文書名	
文久1・10 2・10 慶応	元治2・4	元治2・3	安政2・3	安政2・1	文久3・11	万延2・1	安政7・閏3	安政4・4		元治1・10		年月日	
1861	1865	1865	1855	1855	1863	1861	1860	1857		1864		西暦	
山口伊兵衛	河州村々惣代共(交野郡 招村提村庄屋片岡半右衛 門・岡山村庄屋山口伊兵 衛・寺村庄屋山添文三郎 外一名)	河州村々惣代共(交野郡 招村提村庄屋片岡半右衛 門・岡山村庄屋山口伊兵 衛・寺村庄屋山添文三郎 外一名)	納方会所、納人七太郎・ 伊兵衛	山口	岡山村	岡山村山口伊兵衛(裏表 紙)	岡山村庄屋伊兵衛・年寄 兵五郎ほか	岡山村庄屋伊兵衛・年寄 兵五郎ほか		岡山村山口伊兵衛		差出人(作成者)	
	御役知郡御役所	御役知郡御役所	多羅尾久右衛門 御役所				小堀勝太郎御役 所	小堀勝太郎御役 所		御役知郡御役所		宛先	
1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊		1冊		数量	
横半	豎	豎	豎	横半	横	横	豎	豎				形態	
	同右	年貢米3000石分	河内国去寅御年貢米御蔵納諸入用、 合米2590俵4斗 水揚高、諸入用合金38両3歩ト6 匁3分4厘、諸入用合金38両3歩ト6 匁3分4厘、諸入用合金38両3歩ト6 匁3分4厘、諸入用合金38両3歩ト6 奥印あり。	安政元年多羅尾久右衛門代官支配地 河内村々年貢江戸廻米仕様、支配地 域を12組に分け、合計 9098石1斗4升、川口出 帆、品川入津、船頭、及び村々上乗 人、俵仕様等詳しい。			伊兵衛・九兵衛の十兩を筆頭に36 人より合計55両3歩	伊兵衛・九兵衛の十兩を筆頭に33 人より合計32両		村々では蔵納め米を抜き米も考慮し て1俵二付5斗1升入の所、大坂米 相場、これは4斗8升値段に相場が立 てられ、これは低値段になるので、 在払いをすべしこと	75頁 78頁	摘要・備考	翻刻

租税	租税	租税	租税	租税				租税	租税	租税	租税	租税	分類
54	53	52	51	50				49	48	47	46	45	番号
乍恐奉願上口上書	御仕置五人組控帳 (高槻御役所)	改正反別租税額調帳	田畑宛附帳	④中川吉内所持田畑反別・地価・地租覚	③地価・地租書上	②明治16年度地価・地租・村小入用と小作米と差引高計算書	①地籍・地価書上	五人組改帳	御年貢勘定帳	当午年貢請取帳	寅御年貢米大坂納取調帳	子御払米口米仕訳帳	文書名
慶応2・6・10	享和2・3	明治9・2	明治6・1		明治24カ	明治16		明治5・4	明治3・12	明治3・閏10・11	慶応2・4	慶応2・9	年月日
1866	1802	1876	1873		1891	1883		1872	1870	1870	1866	1866	西暦
右衛門 右伊兵衛 右村々 村松村・太秦村・高宮 村小路以下切取り、 岡山村庄屋山	岡山村	三箇中川控	山口伊平					部屋村庄屋築山文蔵・年 寄築山藤蔵	部屋村支配人藤蔵	やま口伊兵衛	山口	岡山村庄屋山口伊兵衛・ 寺村庄屋山添又三郎・深 野南新田植林吉兵衛	差出人(作成者)
御役知御代官様									岡山村山口氏			御代官様	宛先
1通	1冊	1冊	1冊	1綴	1綴	1綴	1枚	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	数量
	豎	豎	横						横	横	横	豎	形態
げ米難高直の上、大坂津留二村々々 米嘆、会津藩蔵米御払米の内御下	表紙には「享和二年」とあるが、本 文には「寛政七年卯三月の百姓請書の 付が見える。												摘要・備考
1市史6巻 176頁													翻刻

租税	租税	租税	租税	租税	租税	租税	租税	租税	租税	租税	租税	租税	租税	分類
78	66 77	65	64	63	62	61	60	59 2	59 1	58	57	56	55	番号
□□城米之事(2通)	文書ナシ	〔銀貸附帳カ〕	〔在払い米三千石売払い直段計算書〕	〔田畑植付毛柄見積帳〕	表紙欠〔田畑宛附帳カ〕	乙亥租税請取通	〔二条御城米之事〕	地租特別免除願写	御年貢米地払直段仕訳書上帳	〔部屋村所持者別反別地価地租帳簿〕	〔山口又一家所持反別地価・地租額書上〕	当已仮免状	乍恐以書付奉申上候	文書名
②①万延11・12・22・24				不明					元治2・3	明治8カ		丑11月	文久2・11	年月日
1860													1862	西暦
②①問屋権十郎				岡山村カ	岡山村山口伊兵衛	正福寺	小笹忠辞郎		御役知河嘉村々総代 招提村庄屋片岡半右衛門 岡山村山口伊兵衛ほか				兵衛、太秦村庄屋定治郎 右村々惣代深野新田吉 東村・太秦村・国松村・砂 村・岡山村・砂原村・堀 田原村・下田原村・堀 深野南新田・北条村・上 野原村・田原村・砂	差出人(作成者)
②①庄屋伊兵衛殿							庄屋伊兵衛殿		御役知郡御役所			岡山村山口氏	所 小堀数馬様御役	宛先
2通		1冊	1冊	1冊	1冊	1通	1通	1通	1冊	1冊	1通	1通	1通	数量
		横	豎	豎	横									形態
2通とも前半破れ大、二条或は大坂詰米カ			参照59	田畑等級別二福綿の出来柄書上げ			上半分破れ		金値連損金あり			合5044石	年貢の内、当年難渋二付6歩上納4分延納のところ、当村々は役知申渡し二付延納願をせず、勘割願通御請のこと	摘要・備考
									87本 19頁				7本 4頁	翻刻

分類	番号	文書名	年月日	西暦	差出人(作成者)	宛先	数量	形態	摘要・備考	翻刻
租税	番外1	前半欠(年貢在払い願)	元治1・9・13	1864	(河州村々惣代 岡山村伊兵衛ら4名)	御役知郡御役所	1通		1俵5斗1升余の蔵米が大坂表相場では4斗8升入りの値で引き取らるる事ヲ口上。札値段が下落するので、村々にて払い値段としたほうが有利である	
租税	番外2	題欠(御取箇、作柄、荒地等見合わせ一筆毎取調二付勸農方申付)	西6月				1冊	豎		
租税	番外3	記(二納金預り証)	壬申(明治5)10・3	1872	副区長久保田真吾	神立村	2通			
租税	番外4	(年貢勘定帳)、表紙欠	—12月		山口伊兵衛		1冊	横		
租税	番外5	(年貢勘定帳)、表紙欠	—12月		山口伊兵衛		1冊	横		
租税	番外6	(年貢勘定帳)、表紙欠	丑12月		岡山山口伊兵衛		1冊	横		
習俗										
習俗	1	〔先祖法事并仏事諸行事〕	明治3〜大正10	1870〜1921			1冊	横小		
習俗	2	年賀状	明治29・1・1	1896	辻井熊次郎	辰巳殿	1通			
習俗	3	相生・相尅之支					1冊	横小		
医療										
医療	1	口上書(岡山村武左衛門、倅五歳、野井戸落込み、療治叶わず、落命)	嘉永6・4・7	1853	堀溝村本道外科医師北川修齡	岡山村御役人中	1通			本書 56頁
医療	2	薬包(「天元養気園」)			修製所勢州三重郡小古會庄河村古僊		1点	刷物	「濟世救民方 大人肝一切の奇薬」 「価寄朱」とあり	
教育										
教育	1	見書式術物(割り算書)			裏に「河州交野郡私部」トアリ		2枚		銀目を割る計算例	
教育	2	表紙のみ 〔別巻「見書至極早算」〕	明治4・夏	1871	小川撰		1枚			

分類	番号	文書名	年月日	西暦	差出人(作成者)	宛先	数量	形態	摘要・備考	翻刻
訴訟	1	願方願書ひな形					1冊	縦	預け銀出入・買物銀出入・売り掛け 買物取戻出入その他	
風聞・聞書	1	条約勅許拒否并安政大獄 (写)	安政5	1858			1綴			
交通運輸	1	河清舟込竹	戊11月		吹田屋口兵衛	神立村儀兵衛殿	1通		吹田屋の箇所に「剣先舟 河清口」	
雑	1	断簡三片					3紙			
写真	1	1、陸軍大演習写真12 枚貼付1紙 2、靖国神社参拝写真8 枚貼付1紙 3、皇居并迎賓館写真1 0枚貼付1紙			何れも東京杉並区永福 内外写真通信社		3紙			
写真	2	塩田風景写真二枚			住道村停車場大嶋写真		2枚			

翻刻凡例

- 一、史料は『四條畷市史』第六卷（民俗編）で触れることのできなかつた文書やその記述の原史料及び地域史資料として興味深いと思われるものを中心に選んだ。市史で詳述したもの（明細帳、人別帳、免定など）は除外したので、是非市史本編をご参照いただきたい。
- 二、配列については目録順ではなく内容的に分けて配列し、各文書のはじめにはその概要と目録の分類番号を付した。また翻刻のあとに※をつけて補足説明を加えた。
- 三、翻刻においてはできるだけ原本の体裁を生かすよう努めたが、印刷上、やむを得ない点については左記のような処置を適宜行った。
 - ・旧漢字・変体仮名については原則として現行の字体に改めたが、部分的にそのままとしたところがある。
 - ・文章が続いている場合は原本通りの改行とせず、追い込みとした。
 - ・二而（にて）・与（と）・茂（も）・江（へ）・夕（より）など近世の慣用字体についてはそのままとした。メ（して）・木（など）ら・メ（貫）については（ ）内の表記に改めた。
 - ・誤字とみられるものについては（ママ）と字傍に入れた。
 - ・汚れ・破損・虫損などで判読できない箇所は□をおいた。
 - ・本文中（ ）内は編者の注記である。
- 四、翻刻の大半は山中浩之が行い、平成十年代に古文書を読む会の構成員が行った翻読については山中が原本照合し訂正した。

第四章 史料翻刻

【支配】

1 〔分銅員数改〕(村A (岡山村) 1)

〔表題〕
弘化四年

分銅員数帳

未十一月

河州讚良郡

岡山村

一、式百目下分銅壹面

岡山村

但 数拾八

九兵衛

一、同 断 壹面

宗右衛門

同 数拾八

一、同 断 壹面

市兵衛

数拾九

一、式百目下分銅壹面

久兵衛

但し拾八

一、三百目下分銅壹面

吉左衛門

但し拾八

一、同断下分銅壹面

右者高橋孫兵衛^二先年^一所持致居候処、拾五ヶ年以前^二大坂天満源

蔵町金屋清兵衛方譲り渡、当時所持無之候間此段御断申候以上

一、式百目下分銅壹面

右者先年より和三郎所持仕候処、去ル午三月二家出仕候ニ付行衛

相知レ不申候間此段御断申候以上

右者分銅御改ニ付不洩様得与取調候処、右之外分銅所持之者耆人も無御座候、以上

弘化四未年

河州讚良郡

十一月廿二日

岡山村庄屋

四平 ㊦

後藤分銅

御役所

※(現代でも分銅は重さをはかる基準となるものであり、そのため分銅は統一的な正確さが要求される。当時は天秤や棹秤でモノの重さをはかるために使用された。幕府はその正確さを維持するためその製造と取り締まりを後藤家に委任し、定期的に検査を行わせた。それを分銅改めという。分銅には後藤家製造のしるしである「後藤」の極印と改めの年の十二支が刻印されている。幕末期の岡山村では七名の分銅所持者がいたが、二名は手放し、五名がそれぞれ十八カ十九の分銅を所持していたことが知られる。十八というのは重量別分銅一セットであろうか。五名は何らかのものを計って売買する商人的存在であったかと思われる。)

2 〔淀助郷免除願〕(村A・番外1)

乍恐以書付奉歎願上候

一、今般東海道筋淀宿助郷村々休役増助被相願候ニ付、昨十六日私村方可罷出旨被仰付承知奉畏候。則罷出候処、被為仰渡候二者助郷之儀願之村方在之候ニ付追而御順村被為成候砌、村次ニ歎願之儀有之候ハ、可奉願上旨被為仰付候ニ付当村之儀左ニ奉申上候

一、私村方二者去ル大坂御陣之砌東照宮様御出馬被為遊、則其処御勝山
与唱、宮様御座候。然ルニ右御出馬之砌御宿仕候者郷ニ高橋孫兵衛と
て相続仕来候。権現様之御由緒、殊ニ御書物等拝領仕来候故、大坂 御
城代様御巡見二者宮様江御参詣被為遊、高橋方江御立寄之節、村方
人足出シ来り、格別之雜費相掛難波ニ御座候。冲茂此上増助之儀被為
仰付候而茂相勤兼、其外数多村難之儀も有之候得共不及申上候二者
何卒以御憐愍除村ニ被為仰付候ハ、御慈悲難有奉存候。全御順村之砌
御案内者無滞仕候。偽之儀者決而不奉申上事ニ御座候。右之段御聞濟
被為成下候ハ、広大之御慈悲難有仕合可奉存候、以上

多羅尾久右衛門様御支配所

河州讚良郡岡山村

嘉永二酉年十月

百姓惣代 吉左衛門[㊦]

年寄 市兵衛[㊦]

庄屋 伊兵衛[㊦]

論所地御改役

山口蔵次郎様

梅津九十郎様

※(助郷は宿場における人馬の供給を補助する負担であるが、幕府は
これを広域に課した。これは京坂における宿場の拠点淀宿の助郷負担
を岡山村にも要請してきたのに対して、断りを願ひ出たもの。この断
りの理由に大坂夏の陣の権現様陣地という由緒とその案内役負担を述
べているのは岡山村独自のものだが、その負担が実際のどの程度のも
であったかは不明。)

3 「御所向き警護の上、草津宿助郷は過重負担となるので免除を願ひ出
た下書」(村A30)

乍恐歎願奉申上候

松平肥後守殿御役知

御村々

一、一昨廿三日七つ時近、村役人共可罷出分御上達を以被仰付奉畏候、
然る処、御所向御警衛二付、百姓代を以暫時御猶豫奉願上候処、御聞
濟被為成下、難有仕合奉存候、此度被仰渡候趣ハ草津宿助郷之由、元
来「^{採道}私共村方」砂岡三ヶ村之儀ハ甚難村ニ而早損風損場ニ御座候、
拾ヶ年二両三度ハ皆無同様之年柄ニも有之候、其上ニ御勝山申候「乍
恐台徳院様御出被為遊候」御本陣所御座候而「御巡見所ニ而」御老中
様方御出坂之砌リハ御登山被遊有之、其外御城代様御加番様方町御奉
行様諸御役方様折々之御登山有之、右之節者夥敷諸人足諸入用相高候、
且又此外琉球人朝鮮人来朝之節者先例ニ而綱引人足等多分差出し申
候、又ハ枚方宿馬飼場所ニ而「馬等も村方ニ而為飼置」夫々転馬差
出し申候、「此儀ハ砂岡三ヶ村ニ相限り候」外村方ニ而ハ此等之諸役
ハ一切無御座、私共村方之御用無滞相勤居申候、右二付而ハ先年外
宿も助郷差村仕候へ共御除村被為成下、近比ハ淀宿も差村仕候へ
共、右之歎願仕候二付、又々御除村被為成下、然る処、此度草津宿も
又々差村致御見分奉請、右歎願奉差上候へ而除村ニ被為成下候哉差心
得居候、然る処小堀様御代官所も者去戌十一月右書付奉差上候処、御
役人「被仰聞候得趣」甚小音ニ而「御調ニ御座候へ共」睨と難聞取「候
得共荒々聞取始末」被仰聞候ハ尤村役人共此度御警衛向ニ付而ハ繁
用之儀「^{採道}ハ尤ニ存有之候」尚御役所江弥罷出候義ハ無理有之由尤ニ
候、乍併今一応京都へ罷歸り役人共ニ委細咄会、其上否哉申来り候而

有仕合ニ奉存候、以上

※(年月日が不明であるが、すでに会津藩役知となっており、京都が「混雑之折柄」といつている所からみれば文久三年以降であろう。またこれは「五ヶ村」からの歎願とも言っており砂岡三ヶ村と北条村・堀溝村を加えた歎願であることが知られる。各村それぞれの理由が記されるが、砂岡三ヶ村は早損風損場である事、御勝山は権現様由緒地で役人案内の負担があるという通例の理由の外に、「枚方宿馬飼場所」という負担のあったことは注意される。)

ハ如何候哉と被仰聞、御尤至極ニ奉存候得共、何分混雑之折柄御座候故、其後二者何れ様之御屋敷ニ罷居候哉、其所も難定、又院内迄も入込候儀ハ六ヶ敷御座候と申上候へハ、又候被仰聞候ニハ左程之儀ニ候へハ其方共百姓代ニ候へハ請書印形之処ハ其俣可聞置間、右ニ而承知致し候而ハ如何ニ候□被仰聞、私共申合ニハ村役人差置、百姓之俣ニも難相成、暫時御許容被為成下
候様奉申上候処、^(書入)一此度之御警衛向も十月廿九日迄難相下り儀ニ候へハ夫迄「左様ニ而ハ此度数村之村方有之候ニ其方五ヶ村ニ限り延々ニも難被成、何れ江戸表江申遣し候ニも被成、何分ニも右様之訳柄ニ候へハ歎願差出し候様被仰聞候ニ付、其俣引取、又々再願認奉差上候始末左之通

松平肥後守殿御役知ニ相成候処、尤御大切之御守護向ニ付而ハ夫々人足等多分御入用ニ付、此上草津宿始何れ之宿ニ而も助郷杯相懸り候而ハ迎も百姓方相続ニハ難相成、実以歎ヶ敷奉存候、田面之儀ハ御高石盛壺石五斗御取箇向ハ七つ四五歩ニ至り、猶を以渡世之致方も無御座候、次ニ北条村之儀ハ^(謀)「御城代様飯盛山と相唱候御巡見所有之、砂岡山江御巡見之節者御中飯被仰付候儀も有之、其余大鉢砂岡山同様ニ御座候、次ニ堀溝村之儀者近年百石之増米被仰付、御高二拾三盛御年貢上納仕候、且又砂岡山江御城代様御巡見之節者道筋ニ而諸人足も差出し候儀も御座候、右村之儀者其廉々を以御歎願奉申上候ニ付、是迄ハ御除村ニ被為成下候、此度ハ草津宿と御所向人足等両方相寄り候へハ、迎も御用難相勤、何共歎ヶ敷儀ニ候間、右之趣道中御奉行様江此度御歎願被為成下候様乍恐奉願上候、右何卒格別之御憐愍を以願之通御聞濟被為成下候ハ、格別之御慈悲難

4 「木挽職につき大坂町奉行よりの用命断り書」(村A・番外3)

乍恐口上

松平肥後守殿御役知

河内讚良郡岡山村

木挽職 市郎右衛門

同 弥兵衛

同 四平

同 平右衛門

右同州同郡高宮村

同 平左衛門

同 伊三右衛門

同 熊五郎

同 良蔵

右同州同郡太秦村

同 信蔵

同 清吉

右同州同郡国松村

同 時蔵

右同州同郡秦村

同 茂左衛門

〔^(朱書)右村々之内書面之もの共義者〕

右之者共農業透間ニ聊木挽渡世仕居候者共ニ御座候処、此度^(朱書)一大坂御奉行所々」御用之節有之候間、右名前之者共取調可申出旨被仰渡奉畏候、然ル上者入札外拾壹人之者共農業重モ二仕居候儀ニ而、此間中地頭会所

役所々村中十五才々六十才迄之者御用人足手当被申付候人数之内ニ而、当御用御請申上候而者ニ重相成候間、乍恐此段御断奉申上候。右御聞濟被為成下候ハ、難有仕合奉存候、已上

右岡山村

慶応二寅年八月

組頭 市郎右衛門^印

御奉行様

※(慶応二年、將軍をはじめ大勢の幕府軍が大坂へ進発してきたなかで、木挽き職人を必要とする事態が生じていたのであるうか、大坂町奉行から岡山村の木挽き職人も出頭を要請されたが、その断りを述べたもの。断りの理由として、先に地頭役所(この時は会津藩役所)より一五才から六〇歳までのものが人足に召しだされており、この度の要請は二重負担になると訴えている)

【村】

5 「費用の掛かる品々（特に菓子・煎餅類）売買差止め誓約書」

（村A（岡山村）4-1-1）

差入申一札之事

一、前々御村方諸事儉約取締百姓相談之上取極之義ニ而費用之品々売買致間敷候旨毎度銘々共江別段申渡有之候処、今以不相止不埒千万ニ奉存候、然ル処此度相談之上再応取締ニ付前々之通費用之品々決而売買無用之義第一菓子物煎売等別段厳敷差留被申渡承知仕候、已後者菓子物煎売申不及、其外奢費用之義決而売買堅致間敷候、此旨相背候ハ、御役所様江直ニ御訴被下候而も聊申分無御座候、其砌諸造用之義ニ付銘々共々御村方江少茂御損難相掛申間敷候、為後日差入申一札依而如件

弘化五申年二月

岡山村

与左工門印

桑右工門印

源右工門印

武兵衛印

御村方

御役人中

6 「村小入用帳」。嘉永六年（一八五三）に村運営のために要した一年間

の公用支出を項目ごとに書き上げた帳簿。（村A（岡山村）10）

一、^{表紙} 嘉永七年

去ル小入用帳

寅三月

河州讚良郡

岡山村 一（横帳一冊）

一、銀三拾九匁六分

伊勢愛宕御宮

一、同七拾壹匁八分八厘

初穂料相渡申候

一、同八拾四匁式分四厘

御上納之節御内屋

一、同七拾七匁三分九厘

又右衛門相渡申候

一、同四拾八匁四分一厘

御国役并二入用共

一、同五拾八匁六分

太秦村江相渡申候

一、同七拾五匁

御城内かかり

一、同七拾五匁

太秦村へ相渡申候

山方懸ヶ堀溝村

相渡申候

御役所江罷出候節

道中諸入用

※（諸事儉約取決めの中で、費えになる品物、とくに菓子や煎餅類の売買差し止めに誓約した文書。誓約した四名は菓子類をも扱う小売屋だったと思われる。）

一、同百五匁

御奉行所江罷出

江相渡し申候

一、同三百四拾五匁

候節諸入用相成候
年中御用懸り

一、同百六拾三匁

御免勸化并二御用
懸り人足賃相渡し申候

一、同五拾五匁壹厘

人足賃相渡し申候
諸鳥負人足賃

一、銀貳拾四匁

夫喰蔵屋敷年貢式斗代
枅取給相渡し申候

一、同拾六匁八分九厘

堀溝村印宿余内

一、同三拾式匁

組頭惣代給相渡し申候

一、同拾八匁

銀二相渡し申候
村方年中油蠟燭代二
相渡し申候

一、同五百九拾四匁五分五厘

年寄役料
壹石四斗代
庄屋役料
四石七斗代

一、銀四百八拾匁

御宮御膳灯明料

×四貫六百七拾匁式分八厘

此割高四百式拾八石四斗六升六合

一、同四百拾六匁五分四厘

村方道橋川渡杭木

高壹石二付
拾匁九分宛

一、同四拾九匁五分

人足賃相渡し申候
番人屋敷四斗五升代

一、同拾五匁

御米中札差竹

右之通長百姓立会勘定相詰少茂相違無御座候、依而銘々印形差上申候、
以上

一、同四百五拾匁

人足賃相渡し申候
村溜池其外川筋

嘉永七年
寅三月

河内讚良郡岡山村

并^二杭木竹繩土俵

百姓代 吉左衛門^印

一、同壹貫六拾四匁三分

砂岡三ヶ村溜池用

年寄 兵五郎^印

六厘

(以下三名連印略)

悪水川浚人足賃

庄屋 伊兵衛

一、同貳百九拾四匁四分

組合割太秦村惣代

信楽御役所

前書見届置候也

信案
御役所 印

割印 寅三月

※(村入用は百姓が高割(百姓が所持している土地の大小に応じて賦課する)で負担し、村役人全員が立ち会って監査を行い、一通は領主役所へ提出して承認を受け、一通は村に保存された。内容は溜池等の水利や道橋などの土木普請人足代、領主との交渉にかかわる費用、氏神や雨乞、庄屋年寄の給料などが主なものであった。村入用帳の各項目の内容については『四條畷市史』第六卷(民俗編)九〇頁〜九四頁参照)

7〔親族相互扶助嘆願書、岡山村仁兵衛、妻の兄利兵衛を親族間相互扶助不履行で訴え〕(村A22)

乍恐奉歎願口上書

一、当御知行所河州茨田郡石津村利兵衛儀ハ私妻之兄ニ而親類之間柄ニ御座候処、以前私義相応ニ相暮罷在、右利兵衛義身上向不如意之砌、銀子入用之節ハ貸呉候様、且他借証文ニ私連印仕呉候様相頼候ニ付、親類之間柄相互之儀与奉存、追々銀子才覚を以貸遣、他借銀口々証文ニ連印致遣、成丈厚世話もいたし遣置候処、何れも返済相滞、中二者御出訴相成候分も在之候得共、利兵衛義返済等閑ニ差置候ニ付、無抛私カ他借を以返銀等致遣罷在候内、私義追々不都合打続、借財相嵩難渋差廻り既ニ取続も難出来様相成、村内懇意之者改革仕法ニ立入、

私所持田畑衣類諸道具等迄讓払候得共、借財濟方出来不申、利兵衛方ハ近来身上向立直り当時相応ニ相暮、庄屋役も相勤罷在候程之義ニ付、以前之恩義相弁へ私方相続出来候様厚世話仕呉可申本意之処、無其儀私カ之取替銀ハ勿論、利兵衛借財私判掛り之分も濟方不仕、此儘ニ而者私方改革仕法難相立、及沽却儀ハ眼前之義ニ而住馴候所之住居も難成、妻子眷属共路頭ニ相立、対先祖へ候而茂如何斗歎歎ケ敷奉存候付、責而私カ利兵衛へ取替置候銀子返済仕、同人借財私判掛り之分濟方仕、私ハ迷惑不相掛様致呉候歟、又者私方相続向可成丈手厚世話仕呉候様事を訊、私者勿論、改革世話人共カも利兵衛へ段々懸合仕候得共、自儘之義而已申張、睨と取敢不申、何共不実不人情之義ニ而埒明不申候付、不得止事右之趣御支配御役所へ申上、添翰申受、先比御歎願申上、候処、御利解被成下奉恐入候ニ付、段々右利兵衛へ実意之及示談候得共親類同士之間柄、貸金取立出入、大坂御奉行所ニ而者御取用難被成間、私存寄通如何様共可致杯与絶情之義申張、何之頓着も不仕、然上ハ下ニ而可仕様無御座、此儘ニ而ハ不実仕勝之様成行、親類之間柄世話仕合候所詮も相立不申、互ニ不融通不和合之基ニ而、現在差当私方取凌も出来不申、扱々歎ケ敷次第第二御座候。右之趣私村方御支配御役所へ相歎御添翰申受、恐多も何卒右始末御憐愍被成下、元々右利兵衛与私与ハ厚縁之間柄、私方相応ニ相暮罷在、利兵衛難渋之節ハ厚世話致遣、当時私義必至及困窮、利兵衛義ハ歴々之身上ニ御座候得ハ実意ニ立戻、已前之恩義相弁、利兵衛借財判懸ケ之分返済仕、私ハ難義不相懸、実意之對緒仕候様厚御利解被成下候ハ、广大之御仁惠難有仕合奉存候。已上

小堀数馬殿御代官所

文久二戌年

河州讃良郡岡山村

仁兵衛

庄屋 伊兵衛

右仁兵衛親類惣代

砂西村 弥兵衛

永井金三郎様

御役人中様

※（本文書は岡山村仁兵衛が妻の兄である茨田郡石津村の利兵衛の不実を訴え出たもの。以前、利兵衛窮迫の時は自分が金を取り替えたり、借銀の肩代わりなど大変世話をしやり、そのおかげで今は身代立ち直り、庄屋を勤めるほどになったにもかかわらず、逆に今窮迫状態に陥った私仁兵衛がいかほど援助を頼んでも一向に応じようとしない。大坂町奉行へ出訴したいので、利兵衛の支配領主である永井家に出訴するに必要な添簡の発給を願い出たもの。こういう親族間の相互扶助が当時慣習法的にどの程度正当性をもつものであったのかを見るうえで興味深い。ここでは当然それがなされるべき「実意」として主張されているが決着は不明である。）

【治安】

8 〔岡山村武左衛門倅五歳、野井戸落込み、療治叶わず、落命〕（医療1）

口上書

一、其御村方武左衛門倅平蔵与申者当世五才ニ罷成候処、兼而病身者ニ有之候処、是迄より私義療治手馴居候処、右武左衛門住居近辺ニ野井戸有之候処、小兒之義故無何心転ひ込、早速家司之者共馳付引上ケ其假私方へ療治頼ニ参り候故、早速罷越診察仕候処、養躰左之通脉沈細腹部ニ動気茂少し有之候様子ニ相心得候故、水ヲ為吐、則其跡へ服薬四味柳肝加、人参茯苓相用候得とも終ニ者養生相不叶落命仕候、右之通相違無御座候ニ付奉申上候、以上

嘉永六年

丑ノ四月七日

堀溝村

本道外科医師

北川修齡^印

岡山村

御役人中

※（野井戸は田畑の周辺に掘った井戸で灌漑や洗い物のために使われ、村には数十の井戸が掘られていた。尿尿を貯めて天日にさらす肥溜めとともにかつての農村風景を形作っていたが、子どもたちがそこへ落ちて怪我したり落命することもしばしば見られた。そのさいその死は変死でもあったから、医者が呼ばれて診断書を作成し、事件性のない死であることの証明を行った。）

9 〔牢人徘徊取締および火事人足二付、村々取決め約定〕（村A・番外4）

申合約定書

一、近江浪人躰之者村々江徘徊いたし候義不少候ニ付、已来村方卜掛り強諍ニ申募、彼是混乱致候義出来候得候（者脱カ）、申合之村々申触次第相互二人足割合村方家別相応ニ召連早速其村方江罷越、俱ニ加勢いたし候様可致候、若品ニ寄御上様江及出訴候歟、又ハ村方ニ而も銀五百匁已上諸入用相掛り候節ハ申合、村々割合家別割ニ而も差出し可申候、依而如件

申合村々左之通り

国松村 秦 村 太秦村 高宮村

小路村 砂西村 砂東村 岡山村

堀溝村 部屋村 中野村 上郷村

南野村 北条村

一、前書之通り村々申合候故、当村相談之上、臨時急人足拾人老組与相定、家別老軒二人足老人ツ、一昼夜限り板札ニ相渡置候間、何時隣村々申来候哉難斗故、銘々札番相当り候節ハ他出難相成、無余儀次第有之ハ次番ヲ相願置、村方々差図有之候節ハ早速村方江罷出可申候。若札当候而人足差支候節ハ村方申合、破談いたし候故村中相談之上何如様共御取計相成候共一言之申分無御座候事

但し他村臨時有之候得者十人馬相定有之ども当村ニ差掛り

候事共有之ハ右十人々相触、早速百姓一同寄集り

互ニ助け合可申候事

一、近年火事人足猥ニ相成、此度相改式拾人耆組与相定、家別耆軒人足
耆人耆月限りニ板札相渡置き候間、隣村火事有之ハ早速村方江樋寄
り火事道具持、右場所江罷出、丹情可致筈ニ付順番当り候節ハ可被心
掛事

但し順番相当り候節火事人足相勤候上ハ耆ヶ月ニ不抱

次番江相送り申候はず、若順番相当り出火有之

不罷出節ハ右約定書ニ順し候事

右之通百姓一統相談之上約取極メ候間、已後
相互ニ守り合い、破談不仕様一同連印仕候処、依而如件。

慶応弐年

寅五月

惣左衛門^印

惣右衛門^印

(以下九十五名連印略)

※(慶応二年幕末激動状況で浪人の横行が目立ち、村の治安を脅かす可能性もあるため十四ヶ村が連携して、一〇人一組、一軒に一人ずつ出て、一昼夜交代で番を行うことを取決めたもの。火事人足についても同様一〇人一組、家一軒ごとに一人ずつ一ヶ月交代で番を行うこと。)

【水利】

10 〔孫兵衛所持田地普請により寢屋川筋へ悪水流出、川下村々土砂堆積迷惑二付、詫び一札〕（土木・建築1、なお土地6文書も同内容）

差入申証文之事

一、当村孫兵衛所持之田地普請仕候二付、寢屋川筋江悪水流出シ殊二右川筋迄ハ三拾町余之山川へ土砂存外ニ吐出シ川底浅く相成、出水之節者右山川両堤境目之村々防方ニ迷惑致シ、追々土砂寢屋川へ流出候得者数ヶ村之用悪水ニ抱候二付、最寄御組合中より其段及掛合、御尤奉存候、直様孫兵衛逸々申聞セ候処、御掛合之趣承知仕候、其儀新開等ニ而も可仕哉ニ御疑心有之哉、全右様之儀ニ而者無御座、所持仕候先年願出新発仕候山田池面高低有之候二付、平均仕度存候而昨年以來より農業透間ニ平ニ仕候二付、悪水土砂ニ流出之儀ニ奉察、何心なく仕、御察当ニ付驚入候、依之埋れ候山川土砂、元々之通堀上浚共御掛り村々を被成下候段忝奉存候、已来之新開等決而仕間敷候、勿論開發等二ハ自然願出共出願迄ニ掛り御村々江示談仕、故障有無承り為行届可申候其段村役人共々相詫、御納得被成下忝奉存候、向後小前百姓迄逸々申諭置候上者一切土砂流出不申様可仕候、為後日一札如件

岡山村開発人

高橋 孫兵衛

弘化五申年二月

同取囃人 徳兵衛

同 同断 吉左衛門

同 年寄 九兵衛

同 庄屋 伊兵衛

上庄

友呂枝

式拾ヶ村

四新田

中野村

御役人中

前書之通川下村々土砂流シ出困惑水差支二付、数度掛ヶ合ニ参り、既ニ御公遍ニ可相成候之処、銘々共江御利解之上御談被下驚入候得共銘々共力不及、御村方江縫り申上候処、川下村々江前文之一札御調印を以仕差入被下、数度御詫入被下、漸々川下村々納得致與被下之段全御村方御厚配等難有奉存候、然ル上者銘々共持池高低有之場所来候共平均普請自儘致間敷、若畦等崩至迄御村方江申出、御差図を請可仕候、川下村々江差支等可申様之仕来決而致間敷候、右之儀者向後相背申間敷、右ニ就川下村々彼是と申来儀ニ付諸雜費銘々共急度相掛ヶ少茂御村方江御難義掛ヶ間敷候、為後日差入申一札依而如件

岡山村

高橋孫兵衛

弘化五申年二月

音右衛門

仲右衛門

喜兵衛 佐右衛門

当村御役人中

※（当村高橋孫兵衛が所持する田地に關わり山田池の池面の高低を均す普請工事を行なったところ、土砂が寢屋川筋へ大量に流出し、川下村々へ大きな迷惑をかけたことに対して、孫兵衛および村役人が村々に対して提出した詫び状。また村々との交渉において村役人に迷惑をかけたことについて詫び状を付している。）

11〔新池水掛二付取極箇条〕（土木・建築2）

申渡候書付之支

一、此度新池水掛ケ二付先支配人不行届有之候ニ付跡支配取極致候、夫ニ付心得方左之通

一、夏向用水之節、右池干水ニ相成、降雨ニ而悪水流出現候ハ、昼夜ニ不抱早速駆付水番之者と相對之上、右池江可相懸事

附、水掛之節壹兩人ニ而手廻り候ハ勝手ニ可相掛、若洪水ニ而堰崩落難相懸時者早速当番江届出見分之上人足等差図可請事

一、用水之節水掛ケ或ハ除樋自儘ニ盗水致候もの有之ハ見付次第無遠慮当番江可申出候、当番江村方江申出、相談之上嚴重ニ可取計候事

附、右様之もの見通シニ致、外方相頭候ハ、支配人可為越度候事

一、大雨洪水ニ而普請所有之候ハ、早速人足等杭木土俵見積り当番江申出、村方立合見分之上差図を請可申事

一、小破之時壹人或ハ式人位ニ而取繕ニ可相成処ハ当番江届之儘見分ニ不及、勝手ニ取繕ひ可致候事

一、水掛ケ除樋或は川腕新田川常々心懸ケ荒場普請所無之様可取計候事
一、冬分右池水掛ケ之儀者魚取次第早速相懸ケ遅共寒入込ニ可溜置候事

右之條々三ヶ村約定ニ候へ者急度書付相渡し置候、
右を以心得違無之様可取計候事

嘉永元年

申十月

砂岡三ヶ村

役人

乗惣代中

岡山村水掛支配人

善兵衛殿

※（砂岡三ヶ村立会溜池新池用水につき日照りや洪水、盗み水や破損時の際の対応について取り決めたもの。最後の差出人の所に「乗惣代中」という語がみえるが、「乗」（ノリ）はこの新池の水を使用する田畑をいい、その田畑所持者たちの代表が「乗惣代」と呼ばれたのであろう。岡山村には「平岡乗」「中溝乗」など「乗」を称するいくつかの水利用区域名があった。『四條畷市史』第六卷（民俗編）四一頁絵図（本書九頁に再掲）参照）

【土地争論】

12 「甚兵衛、田地讓渡ならびに取戻し訴訟一件」

12-1-10 「岡山村甚兵衛と星田村徳太郎へ譲り田地取り返し願」

(土地・番外2 (豎帳一冊))

乍恐奉願口上書

松平肥後守殿御役知

河州讚良郡

岡山村

砂東村

砂西村

村役人共

一、私共三ヶ村之内岡山村百姓甚兵衛所持右三ヶ村領田畑反別合四町六反式畝拾壹歩四ヶ年已前万延元年十二月市橋老岐守様御領分同州交野郡星田村百姓徳太郎へ讓渡、礼銀百貳拾九貫六百三拾六匁七步請取翌年酉御年貢并高懸り物等者同人を無滞相立候へ共去戌御年貢高懸り物等相立不申、尤同年御年貢者御代官小堀数馬殿御役所江可相納処、右次第二而上納難出来二付、無扨右之段当二月松平肥後守殿御役場へ相届ケ小堀数馬殿御役所へ願上、早速徳太郎御地頭市橋老岐守様御役場へ御懸合相成、御同所徳太郎義を小堀御役所江御振向二相成候へ共、徳太郎儀他国へ罷越候様と申偽、代人差出、段々御札二相成、□及露頭候二付、無余儀徳太郎罷出候得共兎哉角勝手儘之儀申立、容易二相立不申、段々御利解詰二相成、無詮方漸当四月下旬、右御年貢相立て候得共、右二付而者私共三ヶ村役人共度々上京往返数日止宿中等之雜費多分相掛り、村々百姓共難渋迷惑仕、尤右御大切之御年貢為相滞候而已ならず、村々百姓共へ迷惑相懸ケ候様之ものへ私共三ヶ村

領田畑所持為致置候儀者暫時も不安心二付取返し候様仕度旨申立、且者右様のものへ田畑讓渡候節讓狀二奥印仕候村役人共不行届ケと後悔仕罷在候折柄、尚又私とも村々百姓共之内所持之田畑外方へ讓渡申度旨申出候者在之、右様追々外方へ田畑讓渡候二而者尚又村方衰微及困窮一体百姓不相続之基と相成、不容易義と奉存候、全体田畑永代讓渡者御停止之旨兼而被仰渡も有之候処、田畑徳太郎へ讓切、同人義永支配可致旨之証文二奥印仕候義者全村役人共不念二而第一御定法二相背奉恐入、旁以難差置義と心付、内実前書礼銀受取、田畑讓渡候様之甚兵衛手元二付、同人を才覚返銀難出来二而私共三ヶ村を相償ひ返銀可致間、田畑差返具候様と徳太郎へ段々懸合仕候二間入具不申候二付、無扨右之趣私共村々當時之御地頭松平肥後守殿御役場へ申上、不調法之段相詫、何分二も相改、右田畑私共村々へ取返し候様仕度旨と願上候処、此程私共村々役人共被召出、右一件等御奉行様へ御問合候処、何れ取戻ス方願意義二候ハ、当御役所様江可願出旨御沙汰之趣被仰渡候二付、乍恐右之段奉願上候、尤田畑讓り証文二永代売と者相認差入置、返り一札も無之上者正敷永代讓二而御定法二相背き奉恐入、何分二も右田畑取返し申度段当御役所様奉願度旨、尚も此度私共御地頭御役場へ御届ケ申上置、則御願二罷出候義二御座候間、何卒右次第御賢察被成下、前書讓礼銀返済仕候上者田畑私共村々差返候様、星田村徳太郎へ被為仰付被下候ハ、難有仕合可奉存候、已上

文久三亥八月

岡山村

願人

庄屋 伊兵衛

砂東村

願人

庄屋 九兵衛

砂西村

願人

庄屋 鵜右衛門

御奉行様

※(万延元年(一八六〇)一二月岡山村甚兵衛は星田村徳太郎へ砂岡三か村で所持していた田地合四町六反式畝拾壹歩を銀一二九貫六三六匁七分で譲渡した。これは土地・銀高とも莫大なものであり、これが他領の者へ譲渡されるということは村にとつても重大なことであった。はたして徳太郎は翌年の年貢諸役などは納めたものの、その翌文久二年の年貢諸役は未納し、滞り続けた。他領の者を相手取る訴訟は大変煩雑で手数と費用の掛かることであつたが、村は相手領主からの説得もあり訴えて出て何とか徳太郎から年貢諸役を納めさせることができた。しかし、このままでは今後もこのような問題が起りかねず、そうなれば未進年貢は村の負担ともなり、村の衰微を招きかねないと思量し、その買戻しを大坂町奉行へ願出たもの。なお万延元年の田地譲渡について下記の二通の証文が残されており、種々の土地を合わせて右のような莫大な額に達したことがうかがわれる。)

(参考) 甚兵衛より徳太郎へ田地譲り渡し証文(村A20)

譲り渡申田地証文之事(写)

一、中田 字飯盛谷 拾壹歩 分米五升 子ノ起

一、中田 同所 三畝歩 分米三斗九升

一、中田 同所 壹畝式拾壹歩 分米式斗式升

一、下田 字瀬越 四畝廿三歩 分米五斗式升四合

一、中田 字大池南 七歩 分米式升八合

一、上田 字中溝 壹畝廿四分歩 分米式斗四升

反別合壹反壹畝式拾六歩

分米合壹石四斗八升三合

右之田地於砂西村領我等所持二御座候処、此度相對を以其元殿二譲り渡申候。則代銀五貫四百七拾匁分髓二請取申候処実明白也。然ル上者申冬方村方御帳面高名前切替、諸役村並之通り其元殿方永御勤可被成候。其時右田地二付親類者申二不及、他之差構毛頭無御座候。田地譲り渡し申証文仍而如件。

万延元申年 岡山村田地譲り主

十一月 甚兵衛

砂東村請人

弥兵衛

星田村

徳太郎殿

右之通高反別相違無之候二付奥印仕候

庄屋 鵜右衛門
年寄 善右衛門

田地譲り渡し申証文之事

字別寫谷
一、下田式畝式拾式歩 分米三斗四合 子ノ起

此有畝四畝五歩 宛米五斗

字丹田長左衛門切畝
一、中田壹畝歩 分米壹斗三升

宛米壹石

反別合三畝式拾式歩

分米合四斗三升四合

有畝合八畝拾八歩

宛米合壹石五斗

右之田地於砂西村領我等所持二御座候処、此度相對を以其元殿江譲り渡し申、則為礼銀壹貫五百匁慥ニ請取申候処実正也。然ル上ハ当申冬方村方御帳面高名前切替、諸役村並之通其元殿方永御勤可被成候。其時右田地ニ付親類者不及、他之差構毛頭無御座候。為後日田地譲り渡し申証文仍而如件。

万延元申年

十一月

岡山村田地譲り主

甚兵衛

砂東村請人

弥兵衛

星田村

徳太郎殿

右高反別相違無之候ニ付奥印仕候

砂西村庄屋

鵜右衛門

年寄

善右衛門

12120〔甚兵衛譲り渡し田地引き戻し願〕(村A21)

乍恐口上

一、岡山村甚兵衛所持之田畑、河州交野郡星田村徳太郎江譲り渡し、其後徳太郎御年貢向諸掛り物等情弱ニ而不納仕候ニ付、御支配所江御願ひ申上、御取調之上荒方勘定仕、田畑引戻し之儀ハ猶又會津御役場江御願ひ奉申上候処、御役方御出役之上、右引戻し一件者御奉行様江可願出旨被仰渡候ニ付、当八月五日御訴訟奉申上候処、於御前被仰渡候儀ハ右田畑引戻し一件村役人共方願出候而ハ私欲ニも相当り、是非引戻し不申候而難相成候ハ、甚兵衛方願出、村役人供々歎願仕候様被仰渡、無左候而ハ御取上ケ難被成、先此度ハ願下ケ仕候様被仰渡奉恐入、御願下ケ仕候。尚又此度甚兵衛村役人諸共奉願上候間、御聞濟被為成下候半而ハ村方小前百姓一統難渡仕、人氣も府合不仕、付而ハ外村方出作人も有之候へハ已来徳太郎仕向方を見習ひ候而ハ所詮村方治りニも難相成、何共歎ケ敷奉存候。恐を不願奉願上候。右何卒格別之御憐愍を以願之通被仰付候ハ、広大之御慈悲難有仕合奉存候。以上。

文久三年

河州讚良郡

亥十月廿六日

岡山村庄屋病氣二付

代勤年寄 市兵衛[㊦]

砂東村庄屋病氣二付

代勤年寄 清三郎[㊦]

砂西村庄屋 鵜右衛門[㊦]

御奉行様

※(村役人たちが買い戻し願を奉行所に提出したところ、奉行からはこの願いは売主の甚兵衛から願い出るべきことで、村役人の名前で願い出るのは筋違いであり、それは「私欲」を疑われかねないと指摘され、いったん願い下げにして、あらためて甚兵衛名前で願い出ることを申し出したもの)

12・3〔甚兵衛より譲り渡し田地引戻し願ならびに村役人中奥書〕

(村A23)

乍恐書付を以奉願上候

松平肥後守殿御役知

河州讚良郡岡山村

甚兵衛

一、市橋孝岐守様御領分同州交野郡星田村徳太郎江去ル万延元申年砂岡三ヶ村領之内、私所持之田畑譲り渡申候処、右者全心得違之段先非後

悔仕罷在候。右田畑同人江譲り渡置候而ハ私共勿論村方迄御年貢向諸役等手数も相懸り候へハ小前百姓難渋仕、自然困窮之基ひニも相成候二付、不得止事去月廿五日、右田畑取戻し出入御歎訴奉申上候処、御聞掛りニ相成、右相手御取調之上右田畑元之譲り代銀ニ而相戻し具候様御利 解之程、乍恐奉願上候。尤譲り代銀之儀者兼而調達仕置候間、何時ニ而も速金相渡し申候。右御尋ニ付奉申上候。何卒格別之御憐愍と思召相手徳太郎急速御召被為成、右願之趣御聞濟被為成下候ハ、広大之御慈悲難有仕合奉存候、以上。

文久三年

右村願人

亥十一月三日

甚兵衛

前書甚兵衛が奉申上候通り右田畑徳太郎江譲り渡、同人永支配仕候而ハ甚兵衛ハ勿論、三ヶ村之困窮不相続之基ひニ相成候二付、三ヶ村役人共俱々御歎願奉申上候間、何卒格別之御仁恵を以相手徳太郎が急速右田畑差戻し候様御利解被為成下度、前文甚兵衛口上書之通相違無御座候二付、奥書仕候間、何卒此段御聞濟被為成下候ハ、広大之御慈悲難有仕合奉存候。以上

文久三年

岡山村庄屋

亥十一月三日

伊兵衛

年寄

市兵衛

砂東村庄屋病氣二付
年寄

清三郎

砂西村庄屋

鵜右衛門

御奉行様

※(先述のように甚兵衛名前であらためて大坂町奉行へ田地買戻しを願
い出たもの。譲渡はまったく心得違いであり村百姓の衰微のもとと後悔
しているといい、売却代銀と同額で買い戻しを徳太郎に申付けてほしい
と願ひ出)

12-4 [星田村徳太郎相手取田畑取戻出入勘定濟口日延べ願(控)]

(土地12)

御日延写

乍恐口上

松平肥後守殿御役知

河内讚良郡岡山村

甚兵衛

砂岡三ヶ村

村役人

一、市橋老岐守様御領分河内讚良郡星田村徳太郎相手取田畑取戻し出入、
当十月廿七日奉願上、御聞濟之上、同人へ厚御利解之趣奉恐入承伏仕
候、右田畑反別合四町六反式畝拾壹歩、分米合六拾壹石五斗元々礼銀

百廿九貫六百三拾六匁九分双方無申分取渡し相濟候儀全御威光之御
儀と難有奉存候、然ル処、右田畑檢地帳切替之儀ハ明七日立会切替可
致候、且又甚兵衛下作中去ル酉戌式ヶ年作徳銀年尻勘定之儀ハ来ル十
五日ニ立会清勘定相調候上、濟口之趣奉申上度奉存候、何卒格別之御
憐愍ヲ以、右日延御猶予被為成下候様乍恐此段双以合印御願奉申上候、
此段御聞濟被為成下候ハ、難有仕合奉存候、已上

文久三亥

十二月六日

右村

甚兵衛印

庄屋

伊兵衛印

砂東年寄

清三郎印

西村年寄

善右衛門

星田村

徳太郎印

同村年寄

武兵衛印

御奉行様

※(この文書は田地買戻しが願通り行われて双方得心のうえ濟口すみぐちとなり
御上おかみの「御威光」を謝すとともに檢地帳切替をおこなうこと、なお甚兵
衛下作中の作徳銀勘定が精算できていないので、それが済んだ上で濟口
証文を出すとして、双方がその日延べを願ひ出たもの。以上の甚兵衛并
村役人と星田村徳太郎との田地譲渡、取戻し訴訟については『四條畷市
史』第六卷(民俗篇)一〇九〜一一三頁参照。)

13〔質地田畑売払い訴訟〕父伊兵衛代に鶉右衛門を預かつた質地田畑を質入主鶉右衛門が売り払ったことにつき訴え（土地13）

乍恐御訴訟

河州讚良郡岡山村

願人 猶太郎

幼少代

分家伯父

喜左衛門

親族伯父

與平次

但し証文面二者伊兵衛と在之候得共

父伊兵衛義ハ去卯十月中病死

仕候二付、乍恐私を相手取申候

同州同郡砂西村

相手 鶉右衛門

同州交野郡寺村

相手 庄屋文三郎

一、相手鶉右衛門所持罷在候寺村領田畑去ル慶応式寅十月銀式拾五貫目之質物へ取置候田畑去ル卯十一月二寺村清兵衛与申者へ売渡候趣風聞有之候二付、驚入、早速承調候処、相違無之、度々催促仕候得共兎哉角申延、埒明不申、全鶉右衛門、文三郎と者賀舅之間柄二付、父伊兵衛死去之後兩人馴合二重二売渡、猶太郎幼少之儀二付、質物証文面

反古ニ可仕存心与相見へ両人之致方甚不得其意、歎ケ敷次第何卒右鶉右衛門・文三郎兩人御召出之上田畑不分明之廉御糺被為成下、早々右銀子相渡具候様仰附被為成下候得者広大之御慈悲難有仕合ニ奉存候、以上

明治元年

辰十一月十二日

同

付添年寄

甚兵衛

大阪府

南司農局

御役所

【宗教】

14 〔岡山村役行者修銅銀借用二付、田地質入一札〕（宗教一）

差入申一札

一、此度当村役行者修銅銀、同村久兵衛借用致候節、私所持之田地上田三畝七步貸渡、同人方同村市兵衛江質物ニ差入有之候、右之田地又私方平池村仙之助方江質物ニ差入候二付、私所持仕候字下之宮下田五畝廿三步分米六斗三升四合宛米式石五斗之田地見歸りとして差入申候、若久兵衛方銀子相立不申候得者私方方急度相立可申候、為其差入申一札依而如件

嘉永元申年十二月

岡山村

御役人中

岡山村

四 平

※〔「修銅銀」は「祠堂銀」のことであろう。寺社の堂舎の修復などのため寄付志納金などを積立て置いた金。これを貸し出して一定の利息を取る寺社の金融活動が行われていた。これもその一つであるが、借主に返済保証として貸した田地を借主が質入したので、さらに保証として田地五畝余を差し入れたもの。なお宛名が役行者堂ではなく村役人になっているので、祠堂銀運営は村によって行われていたのであろう〕

15 【高橋孫兵衛「氏神相支配」願をめぐる争論一件】

15-1 〔高橋孫兵衛氏神拝殿取払い東照宮造営申出二付御伺、并二但し書〕

（※目録外であるが、一件文書の発端を示すものなので収録。岡山村「諸願書写帳」平尾家旧蔵文書所収、平尾兵吾氏収集カ）

乍恐以書付御届ケ奉申上候

河州讚良郡岡山村

砂東村

砂西村

一私共立合除地字御勝山与相唱候山上二往古方氏神三社共謂れ有之御座候処、此度岡山村高橋孫兵衛右氏神之拝殿を取払、其跡江同所ニ東照宮御鎮座新二造営仕度趣氏子共へ段々被引合候処、氏子共否共返答不致、彼是故障申候而後難を恐、且ハ諸雜費等も相懸り候ハ、困窮之百姓ニ於テ難渋仕候間、勝手次第第二可被致旨申答候故、右孫兵衛取繕ニ可相掛見積りニも御座候、最早村役人共聞捨ニも難相成候二付、前以乍恐御伺奉申上候、右御聞濟被為成下候ハ、難有御座候、以上

嘉永四年

亥正月十三日

岡山村庄屋 伊兵衛

年寄 市兵衛

砂東村庄屋 又 七

年寄 政兵衛

砂西村庄屋 鵜右衛門

年寄 善右衛門

信楽

御役所

但し十五日右者砂西村年寄善右衛門惣代ニ而申出候処、右孫兵衛へ
与引合致候上、否追而可申出候様被仰付差控へ、其後廿七日二口上ニ
而申上候、孫兵衛右申出を差控へ止申候ニ付其段申上候

※(嘉永四年(一八五二)正月、高橋孫兵衛は御勝山に鎮座する氏神を
取払い、新たに東照宮を造営したき旨を氏子中へ申し出た。氏子たちは
表立って反対も返答もしなかった。もし何か言ったときの「後難」と諸
費用を心配したためであった。それで「勝手次第」と結局返答したとこ
ろ、孫兵衛は早速造営に取り掛かる様子である。これは氏神の存否にか
かり、村役人としても放つてはおけず、代官所に伺いを立てた。但し
書きによれば孫兵衛は結局このときは氏神取払い東照宮造営は差し控
えたとみられる。なお本一件文書では氏神は「往古」より御勝山にあつ
たように記されているが、絵図(九頁)にも描かれているように、もと
は赤山に所在したことは間違いない。その遷座がいつどのような事情で
行なわれたかは知られないが、江戸期半ばころであったと推測される。)

15-2 「高橋孫兵衛氏神相支配ニ付地面樹木切取等以後村方・氏子・孫
兵衛三者熟談の上取決約定」(同「諸願書写帳」所収)

乍恐以書付御断奉申上候

河州讚良郡岡山村

砂東村

砂西村

一岡山村高橋孫兵衛御由緒之廉ヲ以申立、新宮并ニ氏神社頭修復願ニ付、
以来村方相支配ニ而合印いたし度村役人共承知可仕様御利解之趣被
願上候ニ付

一此度新宮并ニ氏神修理普請等之節八村中氏子立合、熟談之上取極可申
候、右境内地面壹分たり共村方始高橋孫兵衛并ニ氏子共ニ自儘二切取
いたし間敷候、尤樹木之儀も右同断伐取間敷候、若普請等ニ而入用之
□木者夫々熟談之上伐取修復ニ相用ひ候

一御社覆之節御役所并ニ御奉行所江願之儀も岡山村役人并ニ高橋孫兵
衛相支配廉ヲ以氏子共相談之上和用仕候ニ付、以来此書付ニ相□候義
何れニも決而致し間敷候、新宮権現并ニ氏神大切ニ御崇敬可申候、以
上

砂岡山三村

役人連印

三村氏子惣代

何某印

高橋孫兵衛印

右之通約定書ハ絵図面ニ相認メ已来無申分取極候上者最早故障も有
之間敷哉ニ奉存候間、右ニ而和用御聞濟被為成下 候ハ、難有仕合奉
存候、依之村役人始氏子惣代孫兵衛連印ヲ以奉差上げ候、已上

万延二年

酉二月五日

岡山村庄屋 伊兵衛

年寄 市兵衛

砂東村庄屋 九兵衛

年寄 清三郎

砂西村庄屋 鵜右衛門

年寄 善右衛門

八幡宮氏子惣代 甚兵衛

鎌足大明神氏子惣代 吉左衛門

同村名代 作兵衛

小堀勝太郎

御役所

※(前文書から一〇年後の万延二年(文久元年・一八六一)二月、高橋孫兵衛は再び御勝山の由緒を持ち出し、新宮及び氏神社頭の修復にあわせて氏神の「相支配」ということを願い出た。村役人は承知し、約定が作成された。内容は修理の時は三者熟談のこと、境内の地面・樹木の伐採の禁止、修復を願ひ出る時は熟談の上三者名前で願うことである。)

15-3 「孫兵衛氏神相支配二付、村方氏子対談行き届かざる趣相聞」こゝえ、
代官所より庄屋鵜右衛門へ取喚指示」

(※目録外であるが収録。岡山村「諸願書写帳」所収)

岡山村御勝山内三社相殿高橋孫兵衛相支配之儀先達而双方糺之上、於下方熟談相整、為取替書絵図面等迄出来之処、聊之儀違却いたし村方氏子共人氣立、対談不行届趣二相聞、先達而中双方呼出糺中、御役所御用多二付、追而呼出候積、一ト先帰村為致置、此節呼出可相糺処、上納之時節二差向、且ハ多人数呼出候而者可及迷惑二付、勘弁を以右一件砂西村庄屋鵜右衛門江取喚申付候、畢竟御勝山御由緒之訳ヲ以寺

社帳江相支配書加へ候而已之儀二而、其外之儀都而是迄仕来通双方相

守候積為取替等いたし置候ハ、別段差支之儀も有之間敷二付、先達而

為取替一札之趣を以双方実意二勘弁いたし鵜右衛門受、穩二事済

相成候様可致候

砂東村庄屋

鵜右衛門

右一件其方江取喚申付候条前文申渡置候趣相心得、穩二事済相成り候様取計可遣候。難濟子細も候ハ、可相糺間、其段可申出候、此差紙追而可返候、以上

小堀数馬

酉十月十二日 御役所

右名前之者共

※(いったん孫兵衛相支配は認められ、三者取為替約定も作成されたが、氏子たちの不信感は払しよくされなかつたようで、約定破棄を迫るようになり、代官役所は双方を呼びだして解決しようとしたが、年貢上納時節でもあり、また氏子側人数が多く煩雑なので、砂東村庄屋鵜右衛門へ一件の取喚を命じ、穩やかに解決を図ろうとした)

15-4 「高橋孫兵衛氏神「相支配」願差止願」。岡山村砂東村氏神三社二付、高橋孫兵衛が「村中支配」から「高橋孫兵衛相支配」に書き換えるよう願ひ出たのに対し、氏子たちがその願ひの差止めを領主代官小

堀氏へ訴え(宗教10)

河州讚良郡

一 (封表) 上 河州讚良郡 岡山村

文久元酉年十月十五日

鎌足大明神氏子惣代

砂東村

岡山村 吉左衛門[㊟]
砂東村 弥之助[㊟]

氏神氏子共

八幡宮氏子惣代

岡山村 甚兵衛[㊟]

乍恐口上書

新宮権現氏子惣代

岡山村 与次兵衛[㊟]

同村庄屋 伊兵衛[㊟]

年寄 市兵衛[㊟]

砂東村

年寄 清三郎[㊟]

一、岡山村・砂東村百姓共氏神三社を岡山村高橋孫兵衛義相支配二仕度旨、同人義当春相頼二付、任其意候得共、同人義右願書差略仕候義其後及露頭、且大坂 御奉行所江之願書も趣意違之義書立、此外種々不得其義共増長いたし、旁不治二付新規相支配之義者相止メ、古来仕来通二仕度段先比氏子共より願上、孫兵衛御召出御調可被成下処、御用多二付一先双方帰村被仰付奉畏、帰村之上前書岡村并砂西村共三ヶ村役人共々双方趣意承合、穩濟之義段々取噺呉候得共、孫兵衛義再応及違変、難埒明候付、先比々一同上京之上、郷宿二而尚も段々取噺示談および双方も岡山村役人共へ一札差入、事済仕候筈二相成、孫兵衛右一札文面加除等乍致、其義も違変仕、剩孫兵衛義勝手儘二帰村仕、病氣之由申立、同人代要人之助義上京仕、同人義も村役并氏子共へ一応之引合も不致、帰村仕候付、迎も下二而可仕様無御座、右躰得手勝手之義仕候上者、最早以後右一条孫兵衛は彼是申出候共御取上ケ不為成下、前文願之通新規相支配之義相止メ、先規仕来通二仕候処、御差紙を以被仰付被下度乍恐此段奉願上候。何卒御慈悲右之趣御聞届被成下候ハ、一同難有仕合可奉存候、以上。

小堀数馬様

御役所

※(高橋孫兵衛「相支配」の約定ができたにもかかわらず、この問題は氏子中において不満を募らせていた。三日前の鶴右衛門の取噺も不調に終わったらしく、同元年(二八六一)一〇月十五日、孫兵衛の「相支配」は「差略」(はかりごとの意)があるとし、また孫兵衛が話し合いにも誠実に応対しない態度を見て、氏子たちは「相支配」の差し止めを要求した。この氏神支配をめぐる問題については『四條畷市史』第六卷(民俗編)一一三〜一一七頁参照)

15-5〔高橋孫兵衛氏神「相支配」願、大坂町奉行へ願出〕。権現様由緒

御勝山境内の氏神三社は従来村中支配と書上げてきたが、此度からは高橋孫兵衛相支配と書上げられるよう大坂町奉行へ願出

(村A・番外2)

大坂町御奉行諸奉願上候願書写

乍恐以書付奉願上候

小堀数馬御代官所

河州讚良郡岡山村

高橋孫兵衛

一、御勝山境内二在来候氏神新宮権現八幡宮鎌足明神、右三社相殿二而在之候処、先年寺社御改之節村中支配と書上申候。然ル処、右御勝山之儀者先代孫兵衛 御由緒茂有之、御城代様、御奉行様夫々御役方様御巡見之節者私方江御入宅二而御休息被遊候而御登山之御案内奉申上候。右御由緒之簾ヲ以此度村方江相支配之儀頼出候処、氏子共熟談之上一同承知仕罷在候。此段御支配御役所江御届奉申上候処、御取調之上御添簡頂戴仕候二付奉差上候間、何卒寺社御帳面江高橋孫兵衛相支配之儀御書加被成下候様奉願上候。依之氏子惣代村役人連印俱々奉願上候。此段御聞濟被成下候得者广大之御慈悲難有仕合可奉存候、以上。

御勝山御本陣

文久式戌年正月

高橋孫兵衛印

八幡氏子惣代

岡山村 甚兵衛印

鎌足氏子惣代

同村 吉左衛門

新宮氏子惣代

同村 茂左衛門

右村年寄 九兵衛印

右村庄屋 伊兵衛印

御奉行様

※(今までは双方とも小堀氏代官役所へ願い出たものであったが、氏子から「相支配」差止め願いが出されたのに対抗して、孫兵衛は代官所から添翰をもらい受けあらためて村役人などを引き入れ、大坂町奉行に「相支配」承認、寺社帳書替を願い出た。)

15-6〔氏神争論経緯ならびに願書下書〕(宗教12)

〈前欠〉

御役所江罷出候処、一先帰村之上熟談可致旨村役人江厚御利解二付帰村之上、孫兵衛召遣人兵助ヲ呼二遣し、孫兵衛内意ヲ相尋対談之儀ヲ申談し候処、内々者対談もいたし度心得二御座候処、宜敷御頼申候間、対談ニ取掛り被下与兵助「孫兵衛召遣相頼」候故、直様氏子惣代もの呼寄対談下濟之義ヲ申勸メ候処、氏子惣代申口、孫兵衛謀反之種ハ相支配二候間、当春差上候願書御下ケ之儀ヲ願、相支配之儀□押而御断奉願上候与申募り承知不仕処ヲ村役人共御上様恐入始種々利解申聞セ、右惣代之者極意ヲ尋候故孫兵衛呼二遣し候処、同人申口、我等罷出候二不及抔、村役人之内可罷越旨答二付、対談之儀二付、「言張候而話二不相成故」孫兵衛宅江村役人罷越対談取計意味も無之候得共、御役所江御苦勞奉掛

候義ヲ恐入、且ハ御旦那様ヲ御利解も有之候故、夫故対談不行届候而ハ存、無是非私直々孫兵衛宅江罷越孫兵衛直談仕候処、宜敷頼入与被申候故、然者当春差上候願書ニ新宮氏子惣代名前書入、大坂御奉行所江願出候願面ハ当春御役所江差上候願書振合ヲ以「孫兵衛名書入いたし」村方書認メ候官守之儀ハ一社二人二而候、右之通ニ而熟談宜敷哉与慥ニ孫兵衛江念入、同人申口、右之対談下濟取計被下、申分ハ無之趣答ニ付、多人數氏子共江利解ニおよび双方疑惑も相解、対談行届候哉与存、欲朝孫兵衛呼ニ遣し候処、当月三日昼後罷越、暫勘弁之儀申、日延之手段いたし居候故、私上京前、孫兵衛方へ罷出、勘弁之儀ハ爾今返事も無之何如与相尋遣し候処、爾今勘弁不行届杯与手紙ニ而答ニ付、左候而ハ村役人共氏子江対し申方も無之、役人共途方暮し、前段御賢察被為成下度、右様孫兵衛儀ハ多人數之氏子共江対し村役人共孫兵衛馴合上熟談為相解候事「工与相成」全ク村役人孫兵衛義謀計ニ被仕組候得共氏子共村役人方厚利解ニ泥ミ承知いたし候処ヲ対談不行届候而ハ以後汚名相残申候、村方平治ニも相拘り、前文始末御賢察之上孫兵衛御召出之上、急度御叱置被下、其上「一旦承知処謀計仕組相替□謀計御座候吏」当春相支配之義ヲ願書も三ヶ村役人迄謀計ニ相掛り又候重而右之仕向ケ故、何共言語同断之事、是全村役人共ヲ眼下ニ見下し候故「自分□上ニ御心候故」右振舞被致候様村方も心悔ニ奉存候間、何卒当春差上候相支配之儀ハ願御下ケ被下度此段（ここで切れていて後欠）

※（この下書ははじめの部分も終わりの部分も欠けている上、書き替え箇所が多く苦渋の趣がみえるが、おそらく庄屋村役人の手になるものと思われる。村役人は孫兵衛と氏子たちの間に立って、双方の得心が行くよう試みたが、孫兵衛の村役人をも見下すような横柄な態度に接し、こ

の「相支配」が「謀計」だと判断し、結局孫兵衛の召出しと「御叱り置き」を願ひ出ようとしている。決着は不明だが、「相支配」は結局差し止められたとみられる。以上の氏神支配をめぐる争論については『四條畷市史』第六卷（民俗編）一一三〜一一七頁に詳述したので、そちらも参照されたい）

【年貢・貯夫食関係】

16 〔貯夫食困米鼠喰ニ付補修ならびに新穀詰替願〕(凶荒・救恤I)

乍恐書付を以奉願上候

河州讚良郡岡山村

一、私村方先年々貯夫食困糶被仰付奉畏候、仍之大切ニ困置作候処、近年^(マ)鼠多分出來候ニ付治替奉願上候、尤新糶出來次第ニハ先之通出穀仕候通右夫食糶小前百姓共^江御拝借奉願上候、右何卒御聞濟被為成下候ハゞ小前一同難有仕合ニ奉存候、以上

嘉永貳年

右村庄屋

酉三月

伊兵衛^印

信楽

御役所

※(貯夫食^{たくわえじき}は非常時や米価騰貴、米不足の際、米を安価に貸し出すために設けられたもので、蔵に糶で困り置かれた。時期を見計らって古米を売り新穀を買って詰戻すという入れ替えが行われた。本文書はその困米を鼠がたべたので蔵の補修を願ひ出たもの)

17 〔当村年貢并納入用勘定、百姓疑惑ニ付、天保以後帳面取調の上、勘定相立ニ付和談ならびに貯夫食詰め戻し約定一統連判書〕

和談書之事

(年貢番外I)

一、当村御年貢并二納入用勘定過不足之儀者去ル天保十四卯年二相改、老ケ年限ニ当番送り可致候、近年又翌年米勘定差引帳面ニ仕立相送り候振合ニ相成候ニ付、百姓疑惑相立、昨年定治郎殿之当番ニ至リ、小堀勝太郎様御役所様江御内聞ニ達し、右勘定取調候儀右之御兩人江御書下ケヲ以被仰付、当閏三月廿九日ハ四月五日迄天保年中ハ去未年迄御年貢筋其外諸帳面取調候処勘定相立申候、依之申分無御座候得共外ニ去ル巳年御貸下ケニ相成候貯夫喰詰戻シ代銀并ニ糶者同人方江預リ分ニ相成候処、各様江御引請ニ而新穀買入次第詰戻シ出銀等も可被致約定ニ而双方一和仕候上者疑惑毛頭無御座候、尤一村之治方ニ相抱リ以來諸勘定向一際立可致候、役中小前末々迄も実意正路ニ相當可申候、為後日一統連判依而如件

万延元年

申六月六日

与三郎 ^印	徳兵衛 ^印
平兵衛 ^印	治郎兵衛 ^印
八左衛門 ^印	五右衛門 ^印
安右衛門 ^印	惣三郎 ^印
徳左衛門 ^印	長左衛門 ^印
耕五郎 ^印	与治兵衛 ^印
小兵衛 ^印	清吉 ^印
孫兵衛 ^印	なか ^印

佐兵衛 ① 藤三郎 ①
 甚七 ① 甚吉 ①
 市郎平 ① 心て ①
 政治郎 ① 利八 ①
 八郎兵衛 ① 信蔵 ①
 幸治郎 ① 甚右衛門 ①
 重助 ① 要助 ①
 清右衛門 ① 大郎右衛門 ①
 佐平治 ① 宇兵衛 ①
 利兵衛 ① 仲治郎 ①
 与右衛門 ① 林蔵 ①
 常松 ① 新右衛門 ①
 重作 ① 平五郎 ①
 兵三郎 ① 甚助 ①
 作兵衛 ① 喜右衛門 ①
 善左衛門 ① 伊左衛門 ①
 吉治郎 ① 孫右衛門 ①
 源七 ① 善治郎 ①
 六左衛門 ① 良太郎 ①
 定平 ① 谷五郎 ①
 仁兵衛 ① 嘉兵衛 ①
 佐右衛門 ① 久右衛門 ①
 与左衛門 ① 浅治郎 ①
 佐治右衛門 ① 政七 ①
 浅右衛門 ① まき ①

善蔵 ① 平三郎 ①

庄屋 同断

市兵衛 ① 定治郎 ①

年寄 同断

与平治 ① 五郎右衛門 ①

同断 百姓代

八郎右衛門 ① 七郎兵衛 ①

同断

仲兵衛 ①

取唆人

国松村庄屋

豫治兵衛殿

同断

岡山村庄屋

伊兵衛殿

※(天保十四年(一八四三)以後、村では年貢や納め入用について年々の過不足をその年度ごとに清算せず、年度送りにしてきていた。そのためその過不足が年々重なり、正確な年度ごとの勘定が混乱し、百姓たちが年貢額や納入費用について疑惑を持ち始めていた。そのことが領主に聞こえるまでに至り、万延元年(一八六〇)三月二十九日から四月五日までかかり、帳面を調べ直し、勘定に間違いのないことを確認しあった。なお貯夫食についても新穀を詰め戻すことで了解しあったという和談確認書)

【会津藩役知と年貢納入と在払い】

18〔御年貢延納願取り下げ届〕（租税55）

乍恐以書付奉申上候（控）

当御代官所

河州讚良郡

深野南新田

北条村

上田原村

下田原村

堀溝村

岡山村

砂西村

砂東村

太秦村

国松村

右村々

一、当村々当年御年貢之内艸御割賦被為仰渡奉畏候得共何分当年難渋二付、六步通当年上納仕、四步通延納之儀御支配所撰河村々一躰二而御歎願奉申上候処、当村々之儀者当年御役知渡之趣二而御利解被仰渡候二付奉承伏、私共村々之者延納御願不奉申上、御割賦通御請仕奉納候間、乍恐此段以書付奉申上候、已上

右村々惣代

深野南新田

文久二戌年十一月

支配人

吉兵衛

太秦村

庄屋定次郎

小堀数馬様

御役所

※（当文久二年（一八六二）の年貢は六分上納、四分延納を同支配の村々一同願い出ていたが、当村々は会津藩役知に領知替えとなるということ、たつての説得を受け入れ、延納願を取り下げ届）

19〔会津藩役知への領知替えに際し年貢銀上納はこれまで通り大坂相場により大坂表上納を願ひ出た控〕（年貢番外）

乍恐以書付奉願上候

御役知

河州 交野郡

讚良郡

村々

一、右村々御年貢銀納之儀何れも大坂二最寄村々二付、是迄之御支配二而者大坂表両替掛屋江銀子相渡、手形取之、御役所へ上納仕来候義二御座候、依之当 御役所様二おゐても大坂表二而御座候哉亦者京都二而御館入御掛屋江相渡前同様上納可仕義二御座候ハゞ金錢相場之義者京都大坂高下在之候付、河州村々之儀者是迄通大坂表之金錢相場を

以上納被 仰付被下候様乍恐此段奉願上候、尤河州村々者都而大坂表
金錢相場を以取引罷在二付、何卒右之趣御聞届被成下候ハ、前々仕来
通二付小前取立方差響も無之、御年貢無難ニ上納可仕と難有仕合ニ奉
存候以上

文久三年

亥九月十二日

河州村々惣代

寺村

庄屋

文三郎

岡山村

庄屋

伊兵衛

※(宛名を欠くが会津藩役知郡役所宛カ)

20〔会津藩役知と年貢在払い願〕(豎帳一冊)(租税34所収)

(表紙)
一 元治元年十月

会津御役知

御年貢米御払願書留

岡山村

山口伊兵衛

乍恐口上書

一、河州村々御年貢米之儀、去亥年大坂御蔵納ニ相成処、右御蔵庭ニ而

世話人体之もの納も不相濟内手儘いたし彼是与申、御蔵納之節者俵毎
ニ多分抜米取之候故、村々々壹俵ニ付五斗壹升余ツ、入置候処、大坂
表相場ハ四斗八升入之直段ニ相立、右ニ准し御払、下落仕、御益筋ニ
拘り、村々ニ而入米仕置候所詮も無御座歎ケ敷次第ニ御座候間、当年
も御払ニ相成候義御座候ハ、当国ニ而望人寄セ集、入札を以高直之方
へ御売払相成候様仕度奉願上候、右入札之訳敷札与唱、其時之相場を
少々高直ニ村役人共入札仕置、望人入札、右直段より高直ニ候
ハ、売払、下直候ハ、売払不申、相見合セ可申筈ニ付、自ら高直段ニ
相成り、代銀之儀者直段極り次第、式割通り程先取ニいたし、其余ハ
米相渡候節代銀引替ニ受取り候義ニ付、聊代銀相滞候義ハ無御座、右
之通仕候ハ、大坂表ニ而御払直段とハ格別相増、御益ニ相成、村々々
も大坂迄之運賃并納入用も相懸り不申、便利ニ相成難有仕合ニ奉存候、
已上

元治元年九月十三日

河州交野郡村々惣代

招提村

庄屋 半右衛門

寺村ハ

文三郎

同州讚良郡岡山村

庄屋 伊兵衛

深の南新田

庄屋 吉兵衛

御役知

郡御役所

※(岡山村は文久三年(一八六三)九月より会津藩役知となったが、翌
年元治元年の年貢米の換金ニ付、会津藩は大坂での販売方法につき疎い

とみられ、村々から役知役所へ有利な売却方法を進言したもの。それによれば村では一俵五斗一升詰で送るが、大坂では四斗八升で計算されて下直になってしまうので、地元村々で在^{さいばら}払いした方が有利だと説く。村々では相場より少し高直の基準値をつけて希望の買人に入札させるが、入札値段は当然基準値より高く付けられるので、領主にとっても有利で、また百姓側にとっても大坂までの年貢輸送費がかからないので助かるのだという。米値段の違いなどを知悉した百姓たちが領主・百姓双方ともに有利とみられる年貢米処理の方法を示唆したものとみられる。

御役知

郡御役所

半右衛門

寺村庄屋

文三郎

岡山村庄屋

伊兵衛

○「京都警護人足賃銀七〇文ツ、二付、河州限り自分負担にならぬよう、河州城州一体割渡し願ひ」（同前租税34所収）

乍恐口上

一、此度御警衛人足二付、七月朔日ケ三ヶ度竹田口御固メ人夫二付、東寺二而人足相集り居り賄都合五百五拾人前四ツ塚伊勢屋方へ相頼、代銀耆人前二付七拾文ツ、都合相渡申候、右ハ全真如堂前へ集候ハ、御賄御渡被下候処、途中二而人夫御遣ひ相成候故、河州人夫相用ひ申候入用与者申ながら河州限り之手賄可仕筈二而無之哉二存候故、城河州一体割合致し呉候様示談仕候得共相用ひ呉不申二付、乍恐竹盛嘉助方へ御利解被下候様奉願上候、右御聞濟被為成下候ハ、難有仕合奉存候、已上

元治元子年九月十三日

河内郡々村惣代

招提村庄屋

※（この文書は一件内容とは直接関係しないものが挿入されているが、河内からの京都警護人足負担のことが記されているので、そのまま掲載しておく。）

21「年貢米在払い、遅滞すれば米価が下落するので、早々御達しのほど再願」（同前租税34所収）

乍恐口上書

当御年貢米之儀昨年通大坂御蔵納之上御払二相成候而者如何之儀共有之、村々百姓共気合二拘り第一御不益二付当御年貢在所二而入札御払二相成候様仕度段先達而巨細書ヲ以奉願上候得共御沙汰不被成下、最早御收納時二懸り候二付、御下知被成下度段追願可奉申上与奉存罷在候折柄、追々米直段高直二相成、此節近村御他領御收納米入札売払直段壹石二付三百目余二而格外高直二有之、当年二不拘、近年早く売払候得者直段相昇候、既昨年三分一直段者十月平均直段之節二而高ク十一月十二月

比二至正米売払直段者壹石二付四五拾匁も下落仕候様之儀ニ而当年も此節之直段者格別高直二付、御他領之向ニ而も差急キ御払相成候得者急度御益ニ相成候、下方ニおゐても一同心能奉存出情米拵手廻しも仕度奉存候間、乍恐早々御下知被成下候様、尚又此段奉願上候、何卒右之趣御聞濟被成下候ハ、難有仕合奉存候、已上

元治元子年十月八日

河州村々惣代

讚良郡岡山村

庄屋伊兵衛

深野南新田

庄屋吉兵衛

交野郡寺村庄屋

文三郎

御役知

郡 御役所

22〔在払い三千石御承諾二付、一石二付三〇五匁で村々買得の旨口上〕

(同前租税34所収)

乍恐口上書

河州村々御年貢米御払米奉願候処、先以三千石御払被仰付候趣難有承知仕、右御直段之儀者先達奉申上候通り村々米怔区々ニ而一様二者無御座候二付、上米之分者壹石二付銀三百拾匁迄ニ申上置候得共大坂御積廻し相成候得共惣代共数日同所へ相詰村々運賃ヲ始諸費も不少、右等之間か

せ見込五匁ツ、増米上米之分ハ三百拾五匁ニテ御直段二仕、右二準、中下米共同様五匁ツ、為引と村々訳左之通ニ取調候処、村方ニ寄り不同有之候而者御勘合も不足候間、一統平均ニ而三百五匁ニ被成下、三千石之代銀者来月十日十二月十五日迄二四季位ニ上納可仕候、銀相場之儀者其節二大坂相場を以金ニ直し上納可仕候、尤去年中之儀大坂御渡米ニ相成候直段格外直之様ニ彼地江相詰居候惣代共見聞仕候二付、積下ケ中程ニ至り御払直段五拾五匁高二而、地元御払被成下度旨大坂御出役様江相願候処、去年中之儀ハ御限先々御渡御治定相成候二付、御沙汰ニ相成兼候旨被仰聞候而、夫食支之村方者炭屋安兵衛手元へ内談之上、御払直段五拾匁ツ、間々銀差出買請戻し候方も有之、当年者去年中ハ作合も不宜村々出穀相減、夫食支之村方も有之、先前御支配中も当年之様成年柄者村方御払二奉願上義も有之、勿論御役所様ニも前文申上候直段ニ而御払ニ相成候得者大坂御払米匁者壹石二付銀六拾匁位者丈夫ニ御益ニ相見へ申候間、願之通被仰付被下度、勿論入札御払等被仰付候而者不苦候得共米高取揃二者十二月中旬□も無御座而者入札二者相成兼、先願ニ奉申上候通り十一月下旬ニも相成、村々出穀売払候節ニ相成候得者次第二下落仕、当時之相場ニ而入札如何可有御座哉、商人之義ハ一札入札致、御払申請候而も下落致し候得者納金之節ニ至り彼是御願等申立候哉も御座候得共私共義者此度御引請申上候直段ニ而、仮令其節相成下直ニ相成候共直下ケ等御願者聊も不申上、若又高直ニ相成候ハ、相場引上ケ御増金上納仕候積り御座候間、願通被仰付被下候ハ、大全之義ニ而納日も差懸り村々才判も御座候間、急キ御下知被成下度奉存候、村々引合置候得とも故障も無御座、買請相望候村方ハ右直段ヲ以相渡候積二内談も仕置申候間、此段俱々御聞上被成下度奉願候、以上

元治元年
子年十月廿三日

河州村々惣代
交野郡寺村庄屋

文三郎

招提村庄屋

半右衛門

讚良郡岡山村庄屋

伊兵衛

深の南新田庄屋

吉兵衛

御役知

郡御役所

※(年貢米在払い、とりあえず三千石在払い御承諾の旨大悦、地元売り
払い値段は一石三〇五匁平均にすれば大坂相場値段より一石二付六〇匁
ほどの御益にもなり、村の方では夫食に差支えの所もあるのでありがた
い。米が回れば下落するので時期を失わず早々に在払いする必要あり。
商人は下落すれば文句を言うが、我々は決してそのようなことはせず、
売り払い値段通りに支払う旨口上)

23〔三千石在払い決定につき、代銀上納日限通達〕(同前租税34所収)

覚

一、米三千石

右者河州村々当子御年貢之内書面之通り払米申付候条申出候通り代金

可相納候、渡米之義蔵詰次第出役之もの差出し為相改之上相渡候間、日
限可申出者也

子十月廿二日 御役知

郡御役所

河州村々

惣代

覚

一、米三千石

此代銀九百拾五貫匁

三百五匁替

内

貳百三拾貫匁

十一月十日納

貳百三拾貫匁

十一月廿五日納

貳百三拾貫匁

十一月五日納

残銀

十二月十六日皆済

右之通り日限ニ上納可仕様ニ御座候、已上

〈租税34、豎帳一冊了〉

24 「三千石在払い米売払い値段書上帳」 縦帳一冊（租税59-1）

（表紙）
元治二年

御年貢米地払直段仕訳書上帳

丑三月 河州 惣代共

覚

一、御年貢三千石

代銀九百拾五貫匁

御払直段壹石二付

三百五匁二而地払

奉願上候分

内 銀四百七拾三貫九百六十三匁

子十一月当三月
二日迄上納候分

引残銀四百四拾壹貫三拾七匁

未納分

内

銀貳百七拾九貫九百八拾貳匁

来ル六月卅日迄二

上納可仕候

同百六拾壹貫五拾五匁

来ル十一月卅日迄

御猶予奉願上候

×

右御米売払訳左之通

米貳百石

代六拾貫貳百匁

子十一月三日入札二而米屋共江
売払候分

但壹石二付三百壹匁替

米百五拾石

代三拾八貫六百七拾匁

同十一月十三日入札二而米屋共江
売払候分

石二付貳百五拾七匁五分

米百五拾石

代三拾三貫三百匁

正月五日売払候分
石二貳百卅貳匁

米四百石

代八拾八貫匁

正月十四日売払候分
石二貳百廿匁

米貳百五拾石

代五十六貫貳百五拾匁

正月廿日売払
二月廿五日代銀請取候
約定売渡申候

石貳百廿五匁

米五百三拾石

代壹百貳拾五貫七百廿五匁

右同断三月卅日代銀請取候
約定売渡申候

石二貳百三十五匁

米四百五拾石

代百九貫貳百匁

右同断売渡四月卅日
代銀請取候約定二而

売渡申候

石二貳百四十匁

米百石

代貳拾五貫匁

正月廿日売渡五月卅日
代銀請取候約定売渡申候

石二貳百五拾匁

米七百六拾石

正月廿日売渡六月卅日半銀

代百九拾七貫六百匁

十月卅日半銀請取候約定

25 (損銀一八一貫五五匁、支払い猶予願) (同前租稅59-1所収)

売渡申候

石二式百六拾匁

乍恐以書付奉願上候口上書

〆三千石

代銀七百三拾三貫九百四拾五匁

一、去子御年貢米之内三千石御払米奉願上私共御請奉申上候代銀九百十

外二百八拾壹貫五拾五匁

全直違損銀償ひ

五貫匁之内当月迄延上納奉願上候分只今皆上納可仕候処、相場追々下落二付、直間之儀多分相違仕候故、少々二而も高直二売捌仕度、別紙之通夫々代銀延売仕、則三千石代銀合七百三十三貫九百四拾五匁二売

方可仕分

払候二付、全百八拾壹貫五拾五匁損金相立、甚当惑至極、今般一時二

下ケ札

銀式拾貫匁

前書式百七拾九貫九百八拾式匁

小以〆九百拾五貫目

六月卅日迄御猶予奉願上

年之義者米直段俄二存外之下落二付、則隣郷大久保加賀守様御領分御年貢米も一端御入札ヲ以御払相成候得共、多分渡米二不相成候故、当春二至り再度之入札を以御払二相成候義も在之候得共、当御役知御年

候分二籠り有之、此分私共

四人〆弁上納仕候

貢米之儀者私共御引請奉申上候二付、返替も可仕様も無御座、前書之通損金相立候儀二而少々之義二御座候ハ、聊御願ケ間敷儀不申上候

銀百六十一貫

前書十一月卅日迄御猶予

五十五匁奉願候分

得共、何分夥敷損銀二付、別紙ヲ以奉願上候通、夫々御猶予被成下候様不願恐多御縫願奉申上候、然ル上ハ私共如何様とも仕法ヲ以皆上納

※(さてこれを見ればわかるように村々が期待した存在払いによる領主百姓双方有利という目論見は無惨にも失敗した。村々は三千石、一石二付

三〇五匁、合計九一五貫目で買い取った米を、相庭を見ながら有利に売

ろうとしたが、米価はその後下落を続け、結局七七三貫九四五匁でしか

売れなかった。損銀は一八一貫五五匁という莫大な額に達してしまつた。

つぎの付属文書はその損銀を役所へ支払うについての猶予願である。)

可仕候間、何卒前頭之始末深御隣察被成下、格別之御慈悲ヲ以願之通御聞濟被為成下候ハ、私共ケ成二取続可仕与如何斗難有仕合奉存、且者大久保様御払米最初之入札并再入札直段共早々取寄セ可奉入御覽候、以上

元治式丑年三月廿五日

河州交野郡

招提村庄屋

片岡半右衛門

寺村庄屋

御役知
郡御役所

山添文三郎
同州讚良郡

岡山村庄屋

山口伊兵衛

深野南新田庄屋

植村吉兵衛

〈租税59 - 1、
豎帳一冊了〉

【人別送りと婚姻・離縁・養子】

26 「二一才いよ縁付につき村送り証文」（戸口人別2）

宗旨村送り一札

一永井飛驒守殿御預り所河州讚良郡岡山村市郎兵衛 娘いよ申者当申
廿才罷成候、此度貴御村方治兵衛方江縁付仕候処実正也、此者宗旨
之儀者 親代々浄土宗二而当村大正寺且那二紛無御座候、尤寺送り別
紙取遣候、右いよ義於当村 何之懸り合等無之慥成者候間、当村宗旨
帳面相除キ遣し向後貴御村方宗旨御帳面二御加入可被成候、為後日宗
旨送り一札仍而如件

文政七年

申二月

右村庄屋

代勤

弥重郎印

親 市郎兵衛印

私部村

庄屋

年寄中

※（当時、居住者の住所移動については一般に「人別送り証文」とよばれる住所移動証明書が村役人によって作成され、移動先の村役人宛に出された。どこの誰が、何のために、どこへ移るか、また今まで何ら怪しい関わり合いを持っていないことを記して身元保証を行った。

当時、人の身元保証を担っていたのはこの村役人ともう一つは当人の且那寺である寺院であった。当時の人はキリシタンでないことを証明してもらうために必ず一定の寺院に所属していなければならなかった。い

わゆる寺請制度である。そのため住所移動においても村役人が発行するこの村送り一札と寺送り（宗旨送り）一札が一セットで必要とされた。こうして双方の村役人同士、また旧且那寺と移動先の新たな且那寺との間で証文が交わされ確認が完了して、元の村の人別帳から除籍され、移動先の人別帳へ新たに加入することができた。

当時の住所異動で最多を占めるのは縁付による女性の移動である。本文書はその証文として典型的な文面である。二一歳になった岡山村のいよという女子が私部村の治兵衛という人の所へ嫁ぐことになり、且那寺大正寺からの寺送り証文も添え、また何ら迷惑をかけるようなものではないことを保証したものである。多く残される縁付による人別送り証文はほぼこのような文面である。縁付先は岡山村周辺の村々が中心を占めているが、大坂市中や大和との通婚も時折あったことが知られる。残される人別送り証文の一覧表を後掲しておくのでご参照のこと。

27 「舅死去二付、子三人連れで不縁帰村」（戸口人別19）

一札

一私妹とめと申者先年々縁付仕候処、舅死去二付、子供きく・利八・音吉三人召連、私方江不縁二而罷帰り候段々、先方二而懸り合等御尋有之候得共左様之義一切無御座候二付、私回家二人別御帳面江御加入被下度奉願上候、万一右之者如何様之義出来候得者御村方江御難儀一切相掛申間敷候、為其差入申一札仍而如件

当村

兄利兵衛印

嘉永元年九月

八兵衛

当村

御役人中

※（これは不縁による帰村願の証文である。当時の離縁率は今よりはるかに高く、また再婚率も同じく高かった。離縁再縁は何ら問題になるようなことではなく、とくに年齢が若い時にはごく普通の事であったと思われる。

さて本文書も離縁にかかわるものであるが、通常の離縁とはやや事情が異なっている。このとめという女性はずでに子供三人を育てていることから見ればおそらく一〇年ほど前には縁付、年齢も三〇歳を超えていたのではないかと思われる。その不縁の理由が「舅死去二付」となっている点が気になる所である。子ども三人を設けながら、なぜ「舅死去」が不縁の理由になるのか。夫はどうしたのか、先に亡くなったのかもわからない。それで舅が一時的に支えていた家も舅の死で維持できなくなつて戻りしかなかったたのであろうか。縁付先がどこであったのかもわからず、また戻り先の兄利兵衛の家についても確認できないので、すべて推測にならざるを得ないが、夫からの離縁とは異なる不縁の例として特異な感を与えるので例示した。）

28 「孫娘二才養女に遣わす二付、村送り一札」（戸口人別32）

人別送り一札之事

一当村小兵衛孫なふ(4)と申者当子式才二相成候者 此度其御村方安兵衛

方へ養女二参り候段申出候二付、則村送差遣候条、向後当村人別相除キ申候間、以来其御村方人別御帳面へ御加入被成下候、尤右なを義当村住居中悪事諸懸ケ合等一切無御座候、為後日之人別村送一札依而如件

嘉永五年二月

石原清左衛門殿当分御預り所

河州若江郡加納村

庄屋 條右衛門

岡山村

御役人中

※（縁付による住所移動に次いで当時多かったのは養子養女の縁組による移動である。養子の割合は非常に高かった。次男以下の男子が養子に行くのは普通の事であったし、女子の割合は低くなるけれども一定の割合を占めていた。たとえば明治五年（一八七二）の部屋村の戸籍を見ると婿養子も含めて養子を迎えている家は全家数の三八パーセントを超えている（『四條畷市史』第六卷（民俗編）一三二頁〜一三四頁）。この文書はなをという数え二歳の乳飲み子が加納村から岡山村へ貰われてきた例である。なお、岡山村の家族構成や持高・屋敷規模などについては文化十四年前帳、および安政三年宗門帳をもとに、詳細な表を『四條畷市史』第六卷民俗編（九六〜九七、一〇二〜一〇三頁）に掲載したので参照されたい。）

（山中浩之）

表 1 岡山村人別送り証文一覧

文書名	年月	西暦	差出人	宛名	備考
2 宗旨村送り一札	文政7・2	1824	岡山村庄屋代勤弥重郎・ 親市郎兵衛	私部村庄屋年寄中	娘いよ21歳、私部村治兵衛方へ縁付
3 人別送り一札	天保11・9	1840	三箇村親庄兵衛・庄屋新左衛門 茨田郡三井村親重右衛門 庄屋余次兵衛	岡山村庄屋年寄中	庄兵衛娘いよ30才、岡山村角兵衛方へ縁付
4 人別送り一札	天保12・2	1841	南野村畑年寄良之介	岡山村庄屋年寄中	重右衛門娘めい22才、岡山村庄右衛門方へ縁付
5 村送り一札之事	天保12・3	1841	南野村畑年寄良之介	岡山村役人中	半兵衛娘いよ26才、岡山村与治兵衛方へ縁付
6 宗旨寺送り一札	天保13・2	1842	燈油村正圓寺	岡山村大正寺	燈油村吉兵衛娘ふじ(24才)、 岡山村坪井庄兵衛方へ縁付
7 人別送り一札之事	天保13・3	1842	護良郡中野村庄屋庄兵衛 小堀主税代官所砂東村庄屋 七郎兵衛	岡山村庄屋年寄中	新七娘すみ25歳、岡山村新兵衛方へ縁付
8 人別送り一札之事	天保13・9	1842	七郎兵衛	大坂北久宝寺町一丁目 年寄刀屋治兵衛	当村弥三右衛門妹よる23才、 御町内借家松屋九兵衛方へ縁付。
9 人別送り手形之事	天保14・1	1843	茨田郡赤井村庄屋喜兵衛	岡山村役人中	三郎兵衛娘いよ29才、御村太兵衛方へ縁付二付
10 人別送り一札	天保14・2	1843	北条村庄屋又兵衛	岡山村役人中	半次郎娘いよ21歳、御村清右衛門方へ縁付三付
11 人別送り一札之事	天保15・1	1844	茨田郡石津村親平八、庄屋	岡山村御役人中	平八娘ゆき21歳、御村仁兵衛方へ縁付二付
12 人別村送之事	天保15・2	1844	中野村上郷庄屋専右衛門	岡山村庄屋年寄中	角右衛門娘きの31歳、御村久右衛門方へ縁付
13 村送り一札之事	弘化2・2	1845	中野村庄屋幸之助	岡山村庄屋年寄中	小平娘たつ26歳、御村久右衛門方へ縁付
14 村送り一札之事	弘化3・2	1846	藪屋村親定七・庄屋栄太郎	岡山村役人中	娘わか27歳、御村重兵衛方へ縁付
15 故郷送り手形之事	弘化3・2	1846	中野村親定七・庄屋栄太郎	砂村庄屋年寄中	娘ふし24才、御村惣左衛門方へ縁付二付
16 村送り一札	弘化4・2	1847	砂東村庄屋九兵衛	岡山村役人中	又右衛門倅喜一郎2歳、御村藤兵衛方へ養子
17 人別送り状之事	弘化5・3	1848	岡山村又兵衛・庄屋伊兵衛	郡つ村庄屋年寄中	又兵衛姉よよ34歳、御村由兵衛方へ縁付
18 一札(不縁帰村二付誓約)	嘉永1・9	1848	親とめ倅利八ほか	岡山村役人中	倅不縁二付兄利兵衛方へ立帰二付 不帰不実の身持致す間敷一札
19 一札(不縁帰村、人別加入願)	嘉永1・9	1848	尺利兵衛・八兵衛	岡山村役人中	妹とめ、舅死去二付、子供三人召連れ不縁帰村
20 奉公人引戻出入	西(嘉永2) 3・22	1849	願人天満北森町播磨屋藤兵衛 相手岡山村親とみ・奉公人藤吉	岡山村御役人中	奉公人藤吉出奔二付引戻し願
21 村送り一札之事	嘉永3・3	1850	和州添下郡高山村親吉兵衛	岡山村庄屋年寄中	娘かめ28歳、岡山村伊八へ縁付
22 人別請込一札	嘉永3	1850	南都嶋川町年寄弥兵衛	岡山村御役人中	重右衛門娘ほる、町内天和屋喜兵衛方へ縁付
23 人別送り一札	嘉永3	1850	大坂中津町役人	岡山村御役人中	町内借家小島屋藤兵衛女房とよ離縁二付、 岡山村親平右衛門方へ引取
24 人別送請取一札	嘉永3・10	1850	大坂南口町上南年寄平野屋 六兵衛	岡山村庄屋伊兵衛	平右衛門娘とよ、町内平松や藤右衛門 支配借家能登屋常七方へ縁付
25 人別村送り一札	嘉永4・1・27	1851	交野郡打上村仁兵衛・ 庄屋井上市兵衛	岡山村庄屋年寄中	仁兵衛娘うた29歳、御村藤三郎方へ縁付
26 人別村送之事	嘉永4・1	1851	交野郡打上村庄屋井上市兵衛	岡山村庄屋年寄中	新兵衛娘きよ26歳、御村庄右衛門方へ縁付
27 人別送り一札	嘉永4・2	1851	中垣内村加助・庄屋亦右衛門	岡山村庄屋年寄中	加助姉とよ34歳、御村安兵衛方へ縁付。
28 人別送り一札之事	嘉永4・12	1851	中野村上郷庄屋専右衛門	岡山村庄屋年寄中	当村清助兄嘉兵衛46才、御村方へ引越。
29 人別村送り一札	嘉永5・2	1852	何村親誰・庄屋誰	岡山村庄屋年寄中	何村たれ、新右衛門方へ縁付
30 村送り一札之事	嘉永5・2	1852	高宮村庄屋佐兵衛	岡山村役人中	親名・娘さよ当26才、御村藤左衛門方へ縁付
31 人別村送り一札	嘉永5・2	1852	高宮村親誰、庄屋誰	庄屋年寄中	親名・娘名が省略されている。
32 人別送り一札之事	嘉永5・2	1852	若江郡加納村庄屋条右衛門	岡山村役人中	百姓小兵衛孫なぶ当2才、御村安兵衛方へ養女二付。
33 人別送り一札	嘉永7・1	1854	砂西村親弥右衛門・庄屋龜右衛門	岡山村役人中	娘まき24才、御村卯兵衛方へ縁付
36 人別送り一札	文久3・3	1863	砂西村親半兵衛・庄屋鶴右衛門	岡山村役人中	半兵衛娘りよ36才、御村弥左衛門方へ縁付

第五章 河内国讃良郡岡山谷の水車について

一. 近世く近代の市域における水車

江戸時代に讃良郡域だった四條畷市内では、特に旧甲村域にあたる西部地域で江戸期から昭和中期まで水車製粉業が栄えたとされている(『四條畷市史』第六巻など)。同地域では権現川流域の滝谷、清滝川流域の清滝谷、讃良川流域の岡山谷で水車製粉がおこなわれており、このうち滝谷と清滝谷では江戸後期く末期の状況もある程度判明している(『四條畷市史』第一巻)。これらの内容からは、当地域における江戸期の水車利用は、明治期以降の工業製粉はいうに及ばず、油搾り等の加工等にも用いられてはおらず、米、麦、豆、菜種などの細末化の域にとどまっていたとされている。

しかしながら、岡山谷においては史料が未発見であり、これまで明治期以降の状況のみが知られていた。

岡山谷における明治期以降の水車製粉は最大四基の操業が記録されており(出水力『水車の技術史』思文閣出版、一九八七)、昭和一年の記録によれば多くは貝殻粉末である胡粉製造をおこなっていた(和田俊二「生駒山脈西斜面に於ける水車の地理学的研究」『地理論叢』第九輯、一九三七)。

今回整理をおこなった図書館収集文書のうち、岡山村山口伊兵衛家文書とみられる一群に、水車操業についての新知見を得られる文書があり、ここに詳述しておく。なお、この知見は文書群の一次整理時に、整理を指導していた札幌耕三氏が最初に得て、文書群に付した解説に記録していたことを申し添えておく⁽¹⁾。

二. 岡山村の江戸期における水車運上

図書館収集文書のうち、岡山村山口伊兵衛家文書とみられる一群には、免定と皆済目録が含まれている。その内には、多くの年次で「水車運上」と「水車式輪運上」がそれぞれ別項目としてあげられており、合計三基の水車を岡山村で有していたとみられる。しかし、文政十年(一八二七)の皆済目録(年貢1)には水車運上が含まれておらず、天保五年(一八三四)の免定・皆済目録(年貢2・3…史料A)にそれが現れている。

史料A 午皆済目録之事(年貢3)

一銀八匁四分

一銀拾六匁八分

寛の十五ヶ年季
水車七輪運上
卯の十五ヶ年季
水車式輪運上

このことから、文政十年以降天保五年までの間に、岡山村に水車が設置された可能性が考えられる⁽²⁾。ただし、天保五年以前のものが文政十年のもの一通のみであるため確実とは言い切れず他の史料を待つ必要がある、文政十年のものには水車のことが表記されていないだけであった可能性もあるだろう。

また、嘉永四年(一八五二)く六年(一八五三)の間、従前の「水車運上」と「水車式輪運上」(史料A・B)に加えて、「新規」として、水車運上「銀六匁」があげられており(史料C)、安政二年(一八五五)以降の「水車運上」も基本的に追加であげられたものに近い額(約六匁)へと変更されている(史料D)。

史料B 戌皆済目録之事（年貢26・嘉永三年分）

一 銀拾八匁壹分

午の子迄七ヶ年季
水車運上

一 銀八匁九分

当戎の来ル御迄五ヶ年季
右同断

史料C 亥年皆済目録（年貢27・嘉永四年分）

一 銀拾八匁壹分

午の子迄七ヶ年季
水車運上

一 銀八匁九分

戌の御迄五ヶ年季
右同断

一 銀六匁

新出亥の来ル御迄五ヶ年季
右同断

史料D 卯年御年貢皆済目録（年貢31・安政二年分）

一 銀拾八匁六分

丑の子迄七ヶ年季
水車運上

一 銀六匁

戌の御迄五ヶ年季
右同断

このことから、嘉永四年に新しい水車がつくられ、安政元年ごろに従前の水車のうち一基を廃して、安政二年以降従前の水車数（三基）に復した可能性があるのではないかと考えられる。

いずれにしても、これらの水車の用途はすでに『四條畷市史』第六巻で山中浩之氏が述べているように（市史六巻八九頁）、精米等なのか、油搾りなどにも用いていたのかはこれらの記述のみでは不明であり、今後の史料の蓄積を待つ必要がある。設置河川も不明であるが、岡山村内の可能性があるとみており、岡山村内の河川としては規模を考え合わせると讚良川もしくは岡部川の可能性が考えられる。このうち岡部川は鳥ヶ池付近に端を発するに過ぎず、讚良川である可能性がより高いと考える。讚良川であれば岡山谷に属しており、これらの史料は岡山谷の江戸

期の水車状況を示している可能性があると言えるだろう。

三、まとめ―四條畷市内における水車製粉―

このように、岡山村の新出史料から、岡山村における水車の操業状況が読み取れることを示した。重ねて述べるが四條畷市域は従来水車製粉業が盛んだった地域とされており、その萌芽はすでに江戸期にみられることが新出史料からも改めて判明した。しかし、江戸期の史料を読み込むことで改めて読み取れるのは、この時代にはあくまで農村における精米等必須の作業をおこなうために水車が設置されているという点であり、水車製粉業が工業的に盛んとなるのは明治時代からとみられることである。これは、清滝谷の史料であるが明治十年代にいくつもの水車新設願が讚良郡長へ提出されていることから読み取ることができる（小西家文書。市史六巻一七四頁も参照）。今後これらの史料を読み進めることで、市内の水車操業の変遷についてさらに明らかにしていきたい。

（實盛良彦）

註

- (1)、札埜耕三氏が付していた解説の該当箇所は次のとおりであり、平成十年代後半の執筆とみられる。

「水車運上」について、文政十年（一八二七）の「皆済目録」には、「水車運上」、「水車式輛運上」が記されていないので、この年以降、天保五年（一八三四）以前に、水車を設置し、課税されたかと思われる。

また、嘉永四亥年（一八五二）より新規に、「水車運上銀六匁」が課されているので、水車一輛が増加されたと思われる。

- (2)、この史料から読み取る限りは、天保元年（一八三〇・寅）に一基、翌二年（一八三一・卯）に二基が設置された可能性がある。

四條畷市史資料 第一集

河内国讚良郡岡山村文書

— 図書館収集文書目録 —

令和五年（二〇二三）三月三十一日発行

編集 四條畷市教育委員会

発行 四條畷市教育委員会

大阪府四條畷市中野本町一番一号

印刷 株式会社 共英印刷所